



狭山市 セタの妖精

おりひい

狭山市こども計画

みんなでつくる こどもの笑顔かがやくまち さやま

令和7年度～令和11年度



令和7年3月

狭山市

「狭山市こども計画」の策定にあたって



本市では、令和2年3月に「第2期狭山市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、認可保育所の整備や地域子ども・子育て支援事業の拡充に取り組むなど、子育て支援施策を推進してまいりました。近年、本市の人口は社会増が続いており、特に若い世代の転入の割合が高く、これまで取り組んできたさまざまな施策に一定の評価をいただけたものと認識しております。

全国的には、少子化、人口減少に歯止めがかからない状況の中、少子高齢化の進行は、将来的な労働力の減少や地域社会の活力低下を招くことが懸念されています。また、核家族化が進み、地域のつながりが希薄化する中で不安や悩みを抱える子育て家庭が増加しています。

このような中、国においては、将来を担うこどもへの取組を集中的に行うため「こども家庭庁」が発足し、こども施策を社会全体で総合的に推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」が施行されました。さらに、こども施策に関する基本的な方針などを定めた「こども大綱」が策定され、こどもまんなか社会の実現を目指すこととしています。

こどもたちは未来を担う大切な存在であり、こどもたちが健やかに成長し、夢をもって生きることができる社会を築くことは、私たち大人の責任であります。

このたび策定した「狭山市こども計画」では、基本理念である「みんなでつくる こどもの笑顔かがやくまち さやま」のもと、こども大綱が掲げるこどもまんなか社会の実現に向けた気運の醸成、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援、仕事と子育ての両立支援、児童虐待防止の推進など、こどもの健やかな育ちと自立に向けたさらなる支援の充実を図り、子育て家庭を支える環境を整備してまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、狭山市子ども・子育て会議の委員の皆様をはじめ、貴重な意見をお寄せいただいた皆様に心から感謝を申し上げます。

令和7年3月

狭山市長 小谷野 剛

目次

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨	3
2. 計画の位置付け	4
3. 計画の対象	5
4. 計画の期間	5
5. 計画の策定体制	6
6. SDGs の推進	6

第2章 こどもをめぐる状況

1. 狭山市のこどもの動向	9
(1) 人口の動向	9
(2) こどもの人口に影響する社会動向	13
(3) 教育・保育の必要性に影響する社会動向	15
(4) ひとり親世帯の状況	15
(5) こどもの貧困や虐待についての状況	16
(6) インターネットの利用実態	17
(7) こどもの人口推計	18
2. 狭山市の子育て環境の現状	21
(1) 保育所数及び入所者数等の推移	21
(2) 保育所の待機児童数の推移	22
(3) 幼稚園数及び就園児数等の推移	22
(4) 学童保育室施設数及び在籍者数の推移	23
(5) 学童保育室の待機児童数の推移	23
3. 第2期狭山市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況	24
(1) 就学前の教育・保育の量の見込みに対する進捗状況	24
(2) 地域子ども・子育て支援事業の進捗状況	28
(3) 施策の進捗状況	38
4. アンケート調査結果の概要	40
(1) 子育てニーズ調査・生活状況調査の概要	40
(2) こども・若者からのWEBアンケート調査の概要	41
(3) 主な調査結果	42
5. 今後の課題	65

第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念	69
2. 計画の基本方針	70
3. 重点的な取組	71
4. 計画の体系	72

第4章 子ども・子育て支援事業

基本方針Ⅰ～全ての子育て家庭を支える環境づくり～

第1節 就学前の教育・保育	75
1. 教育・保育の提供区域と基幹型保育所の位置付け.....	75
2. 量の見込みと提供体制の確保策	76
第2節 地域子ども・子育て支援事業	84
1. 位置付けと提供区域	84
2. 量の見込みと提供体制の確保策	85
第3節 子ども・子育て支援事業の推進	101

第5章 ライフステージに応じた施策の展開

第1節 ライフステージを通じた施策

基本方針Ⅱ～こどもの最善の利益が優先される社会づくり～

1. こどもの権利擁護、意見の反映.....	105
2. こどもの居場所づくり、社会的活動への参画支援.....	106
3. 親と子の健康・医療の充実.....	108
4. こどもの貧困対策、支援を要するこども・若者を守る取組.....	112
5. 児童虐待防止・社会的養育の充実.....	121
6. こども・若者の自殺対策、犯罪などから守る取組.....	123
7. こども・若者、子育てにやさしい社会づくりの推進.....	127

第2節 ライフステージ別の施策

基本方針Ⅲ～こどもの健やかな育ちと自立に向けた切れ目のない支援～

1. 結婚・出産の希望をかなえる支援.....	130
2. 子育てと子育ての支援.....	131
3. こどもの自立と健全育成の推進.....	135
4. こども・若者の未来に向けた支援.....	140
5. ワーク・ライフ・バランス、働き方改革の推進.....	141

第6章 計画の推進

1. 計画の推進体制	147
2. 計画の進行管理	147

資料

1. 狭山市子ども・子育て会議条例	151
2. 狭山市子ども・子育て会議委員名簿	152
3. 策定経過	153

第1章 計画の策定にあたって



1. 計画策定の趣旨

国は、少子化対策として、平成6年にエンゼルプランを策定したのを皮切りに、平成15年には少子化社会対策基本法を、平成16年には少子化社会対策大綱を定め、さらに、令和2年には新たな少子化社会対策大綱を策定し、少子化対策を推進してきました。

また、幼児期の学校教育・保育、地域のこども・子育て支援を総合的に推進するため、平成24年には、子ども・子育て関連3法が成立し、平成27年には、子ども・子育て支援新制度が開始され、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援における量の拡充と質の向上を進め、さらに、令和2年に新子育て安心プラン、令和5年に放課後児童対策パッケージを定め、待機児童対策を推進しています。

このような中、令和5年4月には、将来を担うこどもへの取組を集中的に行うため「こども家庭庁」が発足し、こども施策を社会全体で総合的に推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」が施行されました。また、同年12月には、これまでの少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱、こどもの貧困対策の推進に関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項などを一元的に定めた「こども大綱」が策定され、「全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境などにかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会」（こどもまんなか社会）の実現を目指すこととしています。

本市においては、平成27年に「第1期狭山市子ども・子育て支援事業計画」を、令和2年に、その内容を継承した「第2期狭山市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育てに関する環境の変化に向き合い、子育てしやすい環境を整え、こどもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるように、また、子ども・子育て支援新制度のもとで、本市の全てのこどもや子育て家庭を対象として、教育・保育・子育て支援施策の充実を図ってまいりました。

「狭山市こども計画」（以下「本計画」という。）は、これまでの狭山市子ども・子育て支援事業計画を包含しつつ、こども大綱に定められた基本方針などを勘案し、こどもの最善の利益が優先され、全ての子育て家庭を支える環境を整備するとともに、こどもの健やかな育ちと自立に向けたさらなる支援の充実を図り、本市における「こどもまんなか社会」を実現するため、新たな計画として策定するものです。



「こども」の表記について

こども基本法において「こども」とは、「心身の発達の過程にある者」と定義されています。

このため、本計画では、平仮名表記の「こども」を用いていますが、法令等で定められている場合、固有名詞を用いる場合や、他の語との関係で平仮名表記以外を用いることが適当だと判断される場合は、「子ども」、「子供」、「児童」、「生徒」、「青少年」等、平仮名表記以外を用いています。

2. 計画の位置付け

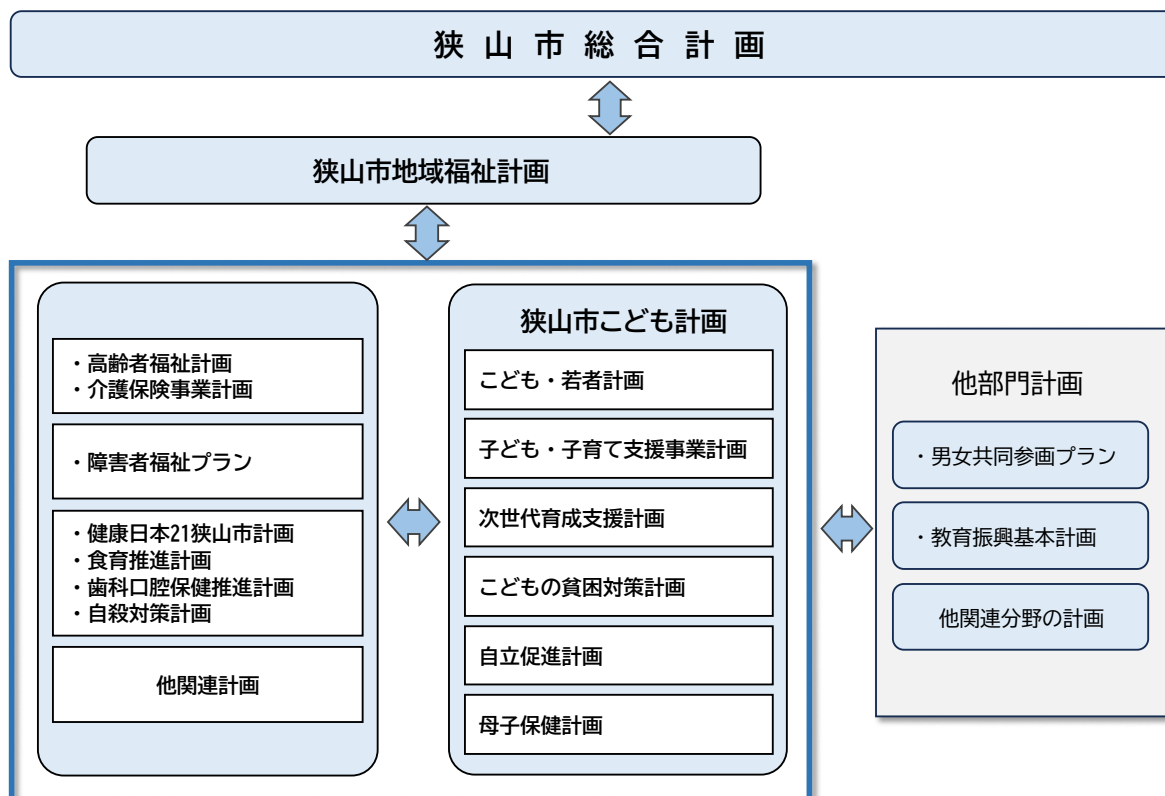
(1)位置付け

本計画は、こども基本法第10条第2項に基づき、こども大綱及び都道府県こども計画を勘案して策定する「市町村こども計画」であり、同条第5項により、一体のものとして作成することができる、以下の計画を包含するものです。

1. こども・若者計画（子ども・若者育成支援推進法）
2. 子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法）
3. 次世代育成支援計画（次世代育成支援対策推進法）
4. こどもの貧困対策計画（こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律）
5. 自立促進計画（母子及び父子並びに寡婦福祉法）
6. 母子保健計画（母子保健計画策定指針）

(2)他の計画との関係

本計画は、本市の最上位計画である「狭山市総合計画」、福祉分野の上位計画である「狭山市地域福祉計画」、その他の福祉関連計画などとの施策の整合を図り、一体的かつ効果的に推進します。



3. 計画の対象

本計画は、妊娠期を含めた0歳から概ね20歳代までのこども・若者及びその家庭を対象としています。ただし、施策の内容によっては、30歳代までの若者も含みます。

乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
義務教育年齢に達するまで	小学生	中学生から概ね18歳まで	概ね18～30歳	概ね30～39歳
こども			若者	

4. 計画の期間

本計画の期間は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間とします。期間中においても、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	令和12年度 (2030)	
狭山市	総合計画	第4次						第5次(予定)					
	地域福祉推進計画 (地域福祉計画)	第3期	第4期						第5期(予定)				
	こども計画	こども計画(本計画)											
	子ども・子育て 支援事業計画							第2期					
	障害者福祉プラン	第4次	第5次			第6次							
	健康日本21狭山市計画・食 育推進計画・歯科口腔保健 推進計画・自殺対策計画	第3次					第4次						
	高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画	第7期	第8期			第9期							
	男女共同参画プラン	第4次		第5次									
	教育振興基本計画	第2次	第3次						第4次(予定)				
埼玉県		子育て応援行動計画 (令和2年度～令和6年度)					埼玉県こども・若者計画(仮称) (令和7年度～令和11年度)						
国	こども基本法					●施行							
	少子化社会対策大綱	●策定											
	子供・若者育成支援推進大綱		●策定			▶こども大綱に一元化							
	こどもの貧困対策に関する大綱												
	子ども・子育て支援新制度												

5. 計画の策定体制

計画策定の過程においては、子ども・子育て支援法第72条に基づく「狭山市子ども・子育て会議」にてその内容を審議するとともに、子育て中の保護者のご意見やニーズを把握するためのアンケート調査を実施しました。

また、中学生とその保護者の生活状況を把握するためのアンケート調査を実施するとともに、こどもや若者の意見を本計画へ反映させるため、小学生、中学生・高校生世代、大学生・20歳代までの若者を対象としたWEBアンケート調査を実施しました。

計画案については、パブリックコメントを実施し、広く市民から意見聴取を行いました。

6. SDGs の推進

平成27(2015)年9月の「国連持続可能な開発サミット」で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において、国際社会全体の開発目標として、令和12(2030)年を期限とする「持続可能な開発目標(SDGs)」が採択されました。SDGsでは持続可能な世界を実現するための17の目標(ゴール)と169のターゲットが掲げられ、「誰一人取り残さない」社会を目指し、総合的な取組が示されています。

本計画においても、SDGsの視点を踏まえて各施策に取り組んでいきます。



第2章 こどもをめぐる状況



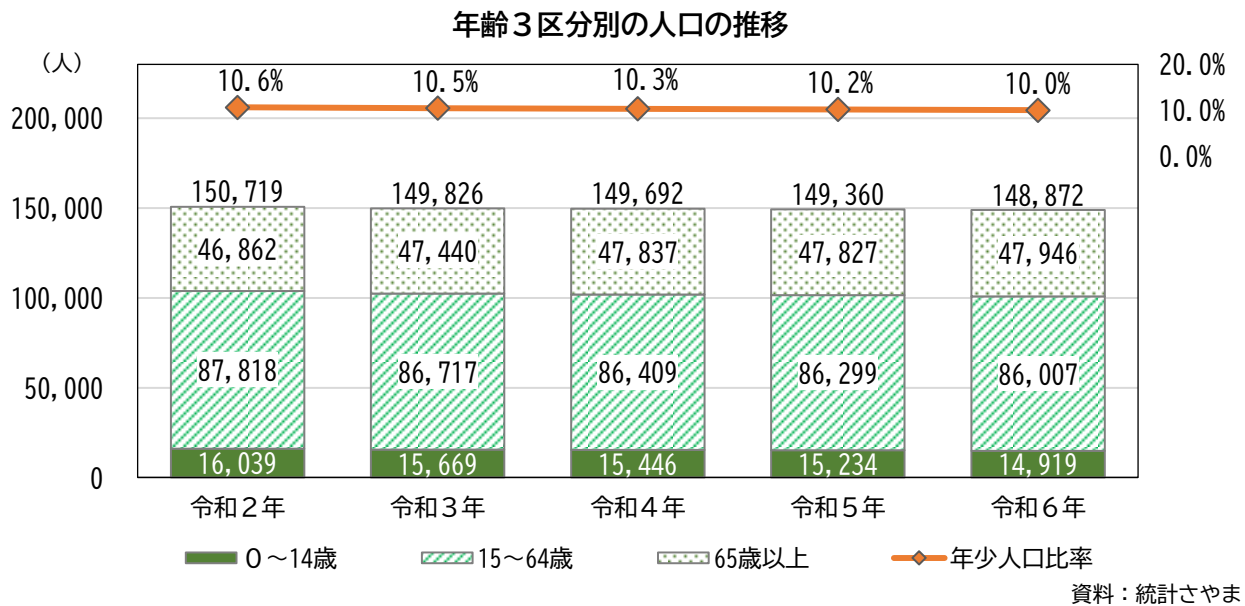
1. 狭山市のこどもの動向

(1) 人口の動向

① 年齢3区分別の人口の推移

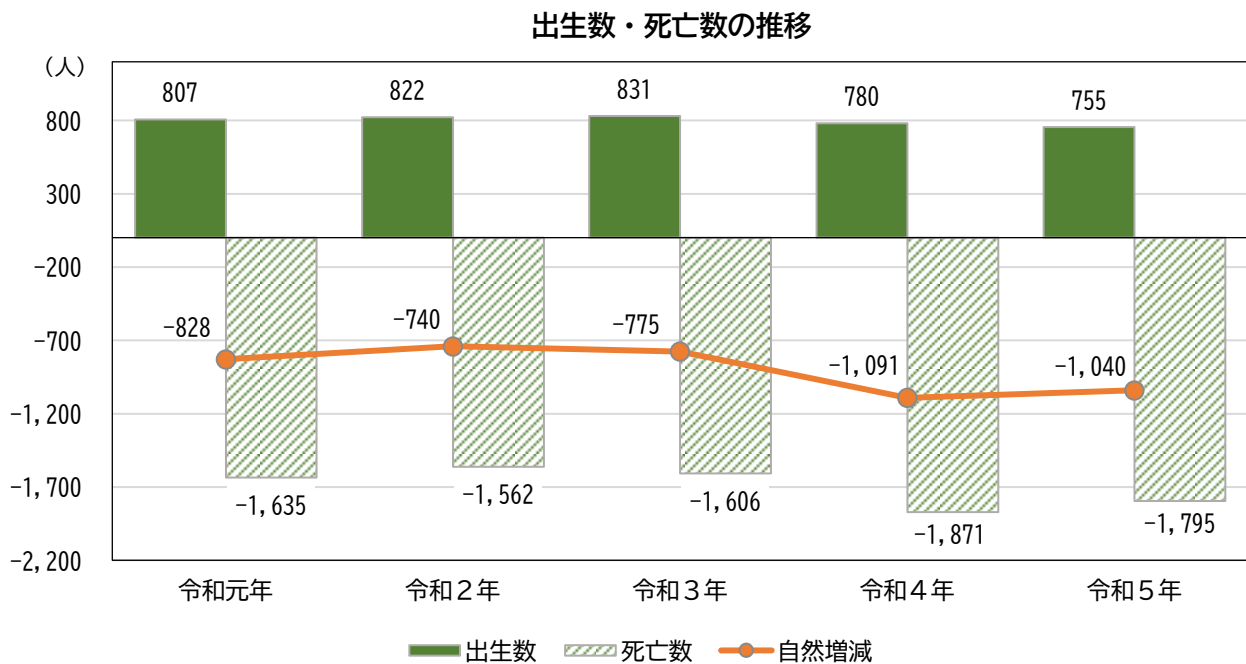
令和6年1月1日時点における本市総人口は148,872人であり、令和2年から1,847人(約1.22%)減少しました。

年齢3区分別にみると、年少人口(0～14歳)及び生産年齢人口(15～64歳)は減少傾向、高齢者人口(65歳以上)は増加傾向にあります。総人口に占める年少人口の割合は、令和2年の10.6%から令和6年は10.0%へと低下しています。



② 出生数・死亡数の推移(自然動態)

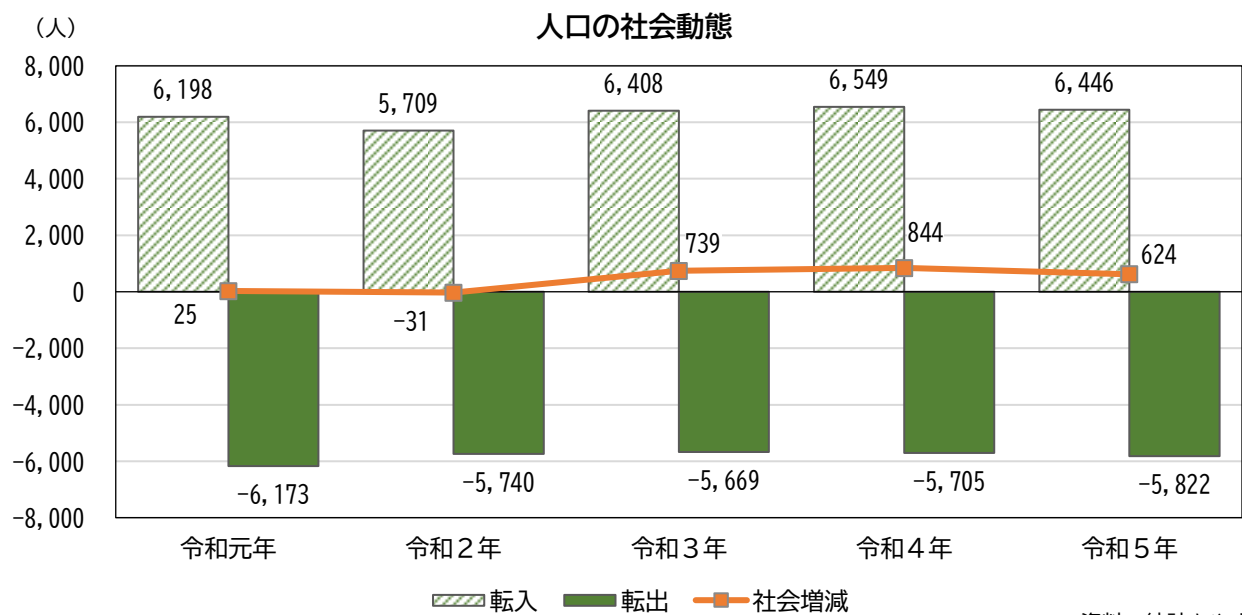
令和5年の本市の出生数は755人であり、令和元年の807人から52人減少しました。年間の死亡者数が出生数を上回っていることから、本市は人口の自然減の状態となっています。



③転入・転出の推移（社会動態）

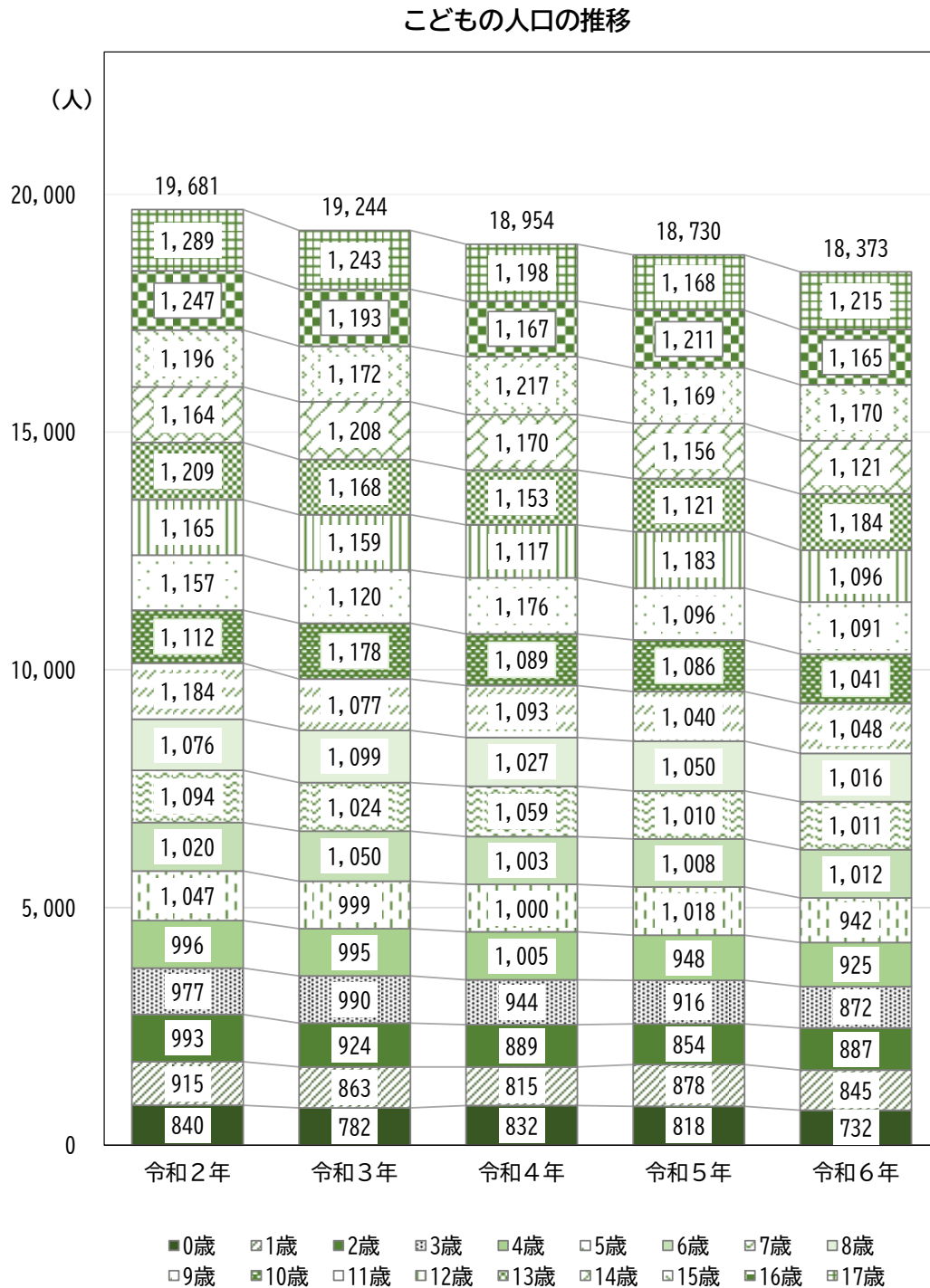
本市の社会動態の特徴として、本市への転入数の増加があります。

令和3年以降は、本市への転入が市外への転出を上回る社会増の状態となっています。



④こどもの人口の推移

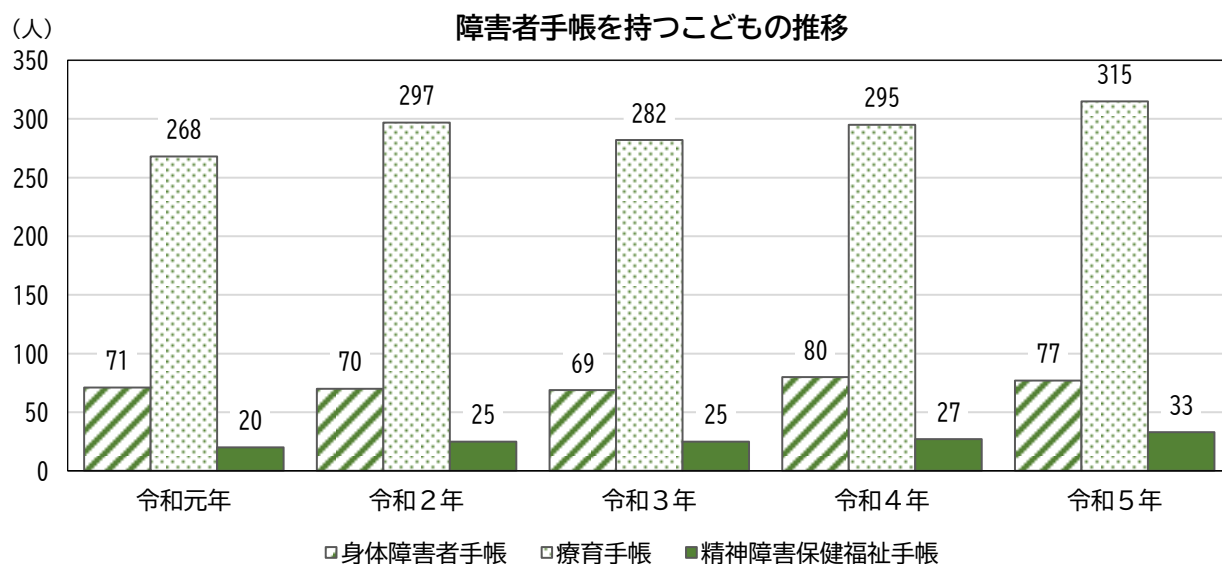
令和6年4月1日時点における本市の18歳未満（0歳から17歳まで）のこどもの人口は、18,373人と令和2年から1,308人減少しました。



⑤障害者手帳を持つこどもの推移

障害者手帳を持つ18歳未満のこどもの数をみると、療育手帳の所持者数が最も多く、令和3年以降増加傾向です。

身体障害者手帳所持者は、令和5年77名と令和元年から6名増加、精神障害保健福祉手帳所持者は、令和5年33名と令和元年から13名増加しています。

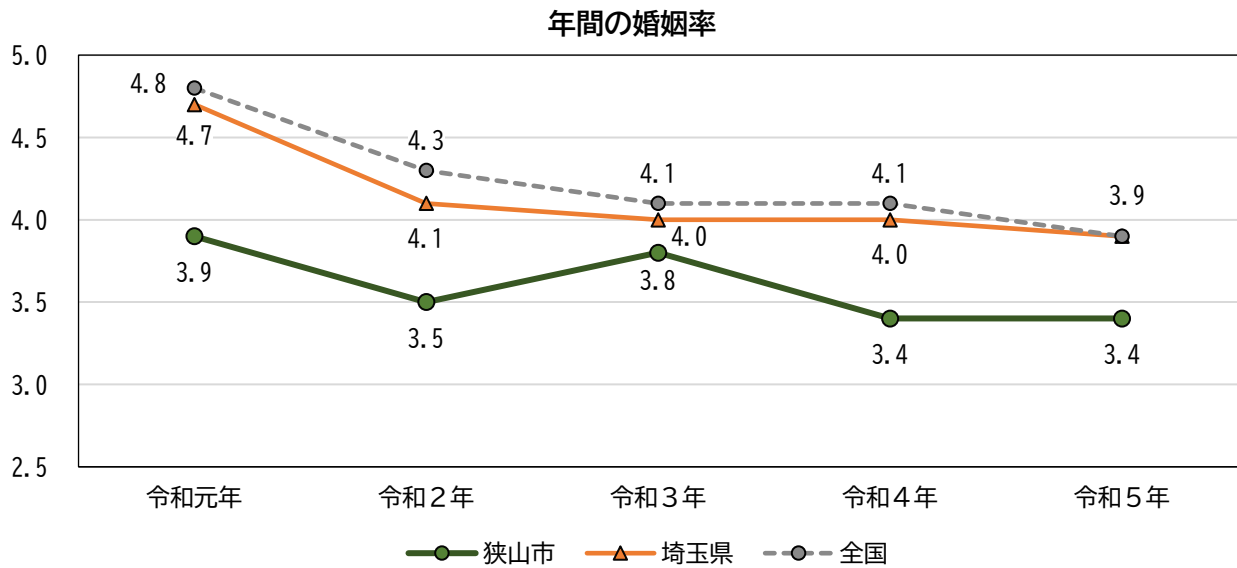


(2)こどもの人口に影響する社会動向

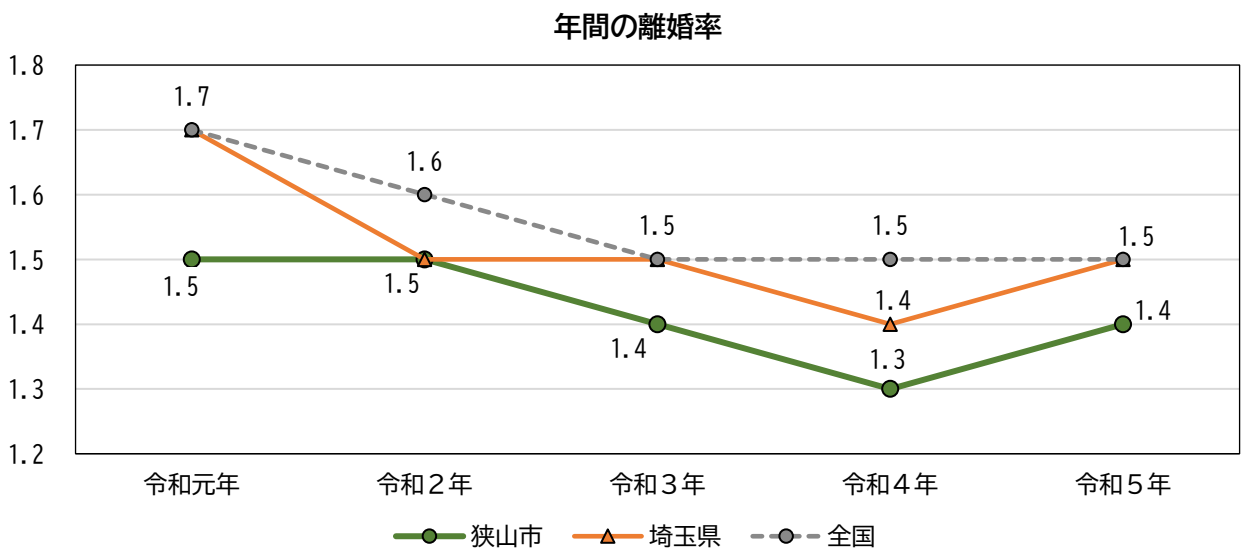
①婚姻率と離婚率の推移

人口千人あたりの年間の婚姻数（婚姻率）及び離婚数（離婚率）について、令和5年の婚姻率は、本市、埼玉県、全国のいずれも令和元年から減少傾向であり、本市はこの間、埼玉県及び全国を下回って推移しています。

また、令和5年の離婚率は、本市、埼玉県、全国のいずれも令和元年から減少傾向であり、本市は埼玉県及び全国を下回っています。



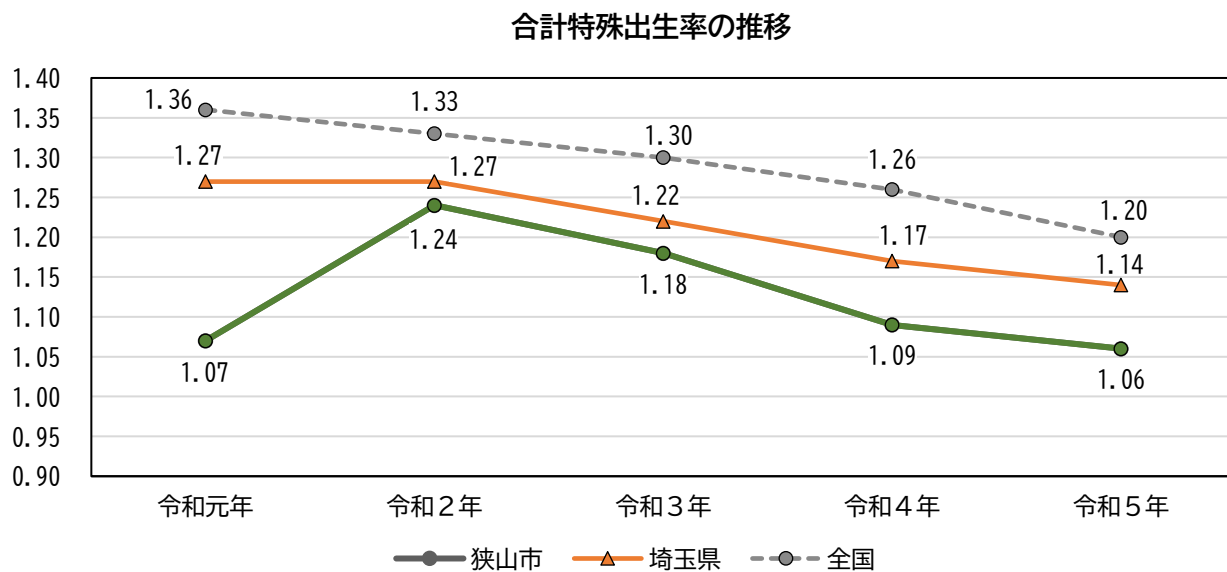
資料：人口動態統計（厚生労働省、埼玉県）



資料：人口動態統計（厚生労働省、埼玉県）

②合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率は、令和元年の1.07から令和2年に1.24と増加しましたが、以降は緩やかな減少傾向です。



※合計特殊出生率：一人の女性が一生の間に生むと推測されるこどもの数。15歳から49歳までの女性の年齢別出生率の合計値。人口維持には概ね2.07が必要とされている。

資料：人口動態統計（厚生労働省、埼玉県）

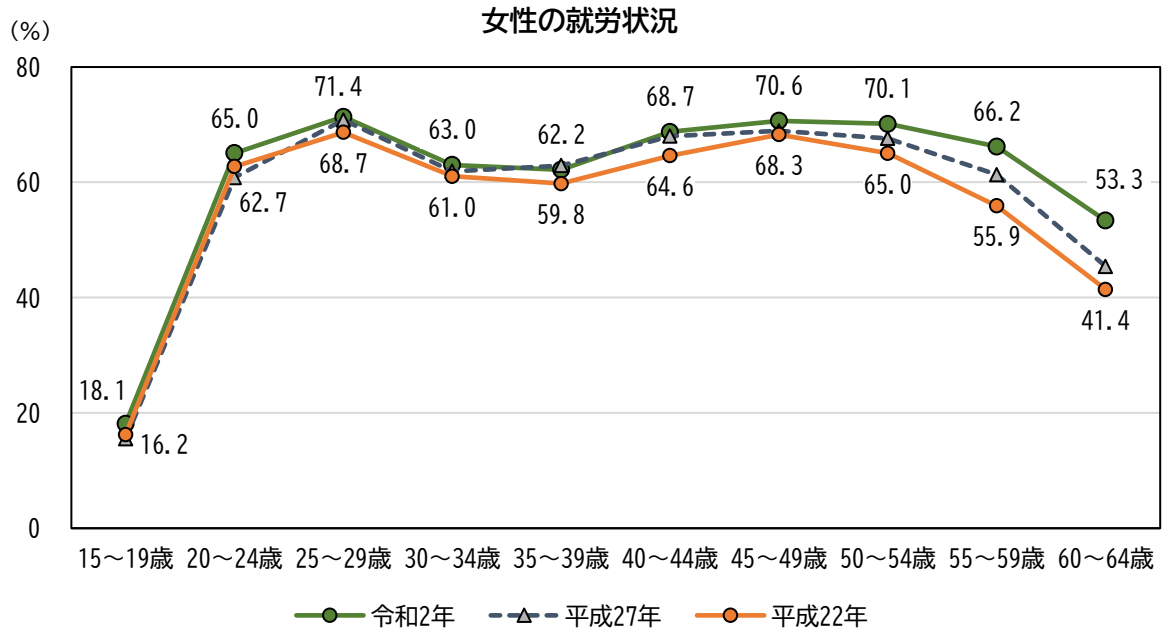


(3)教育・保育の必要性に影響する社会動向

女性の就労状況

女性の年代別の就業率は、30歳代を谷として一時的に就業率が低下し、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのようなグラフの形態（M字カーブ）になっています。

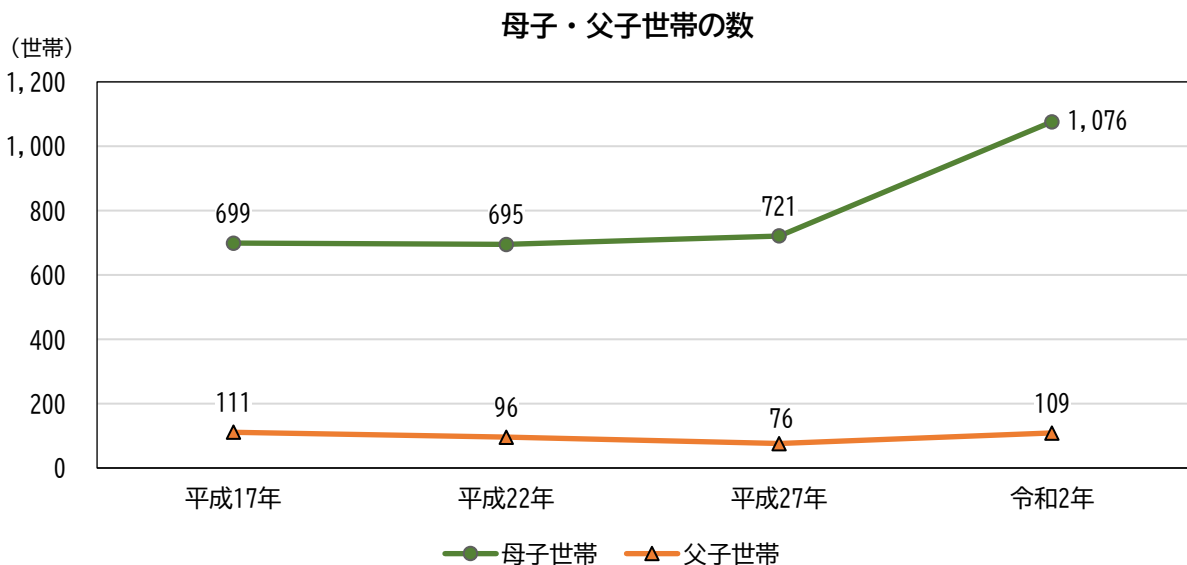
令和2年の就業率は、平成22年と比較すると、30歳代を含む全ての年代で上昇しており、M字カーブのグラフ形態も徐々に緩やかになってきています。



資料：国勢調査（10月1日時点）

(4)ひとり親世帯の状況

18歳未満のこどものいる母子・父子世帯ともに平成27年まで横ばいでしたが、令和2年には、特に母子世帯が大きく増加しました。



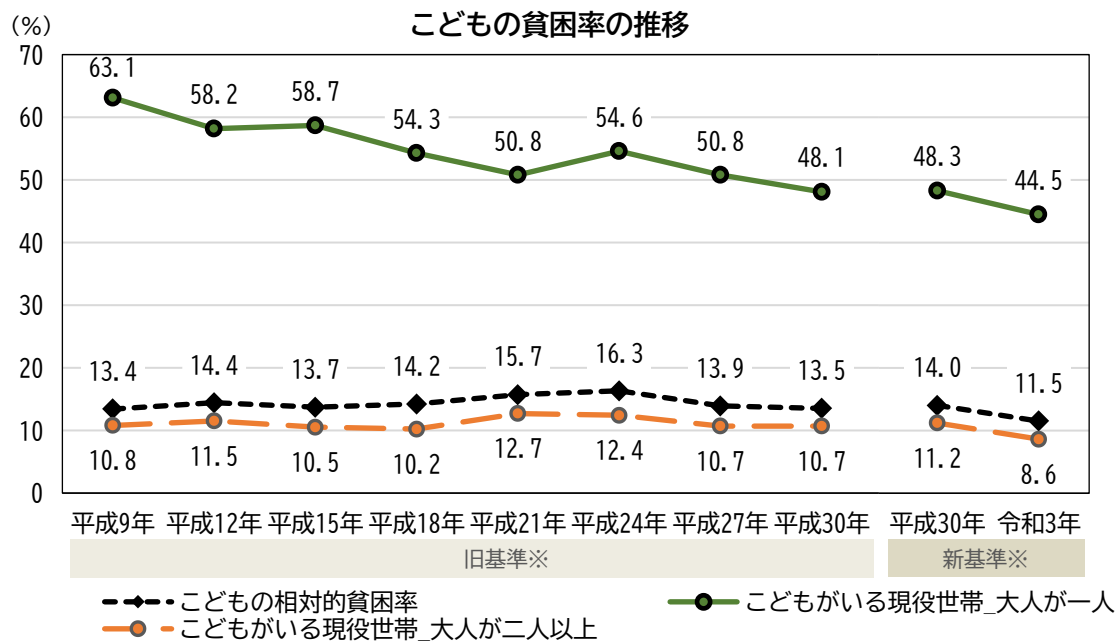
資料：国勢調査（10月1日時点）

(5)こどもの貧困や虐待についての状況

①貧困

厚生労働省が公表する国民生活基礎調査によると、令和3年の貧困線（統計上、生活に必要な物を購入できる最低限の収入）は127万円となっており、こどもの相対的貧困率（貧困線に満たない18歳未満の割合）は11.5%と平成9年から1.9ポイント減少しています。

また、こどもがいる現役世帯のうち、ひとり親の貧困率も、令和3年44.5%と平成9年から18.6ポイント減少しています。

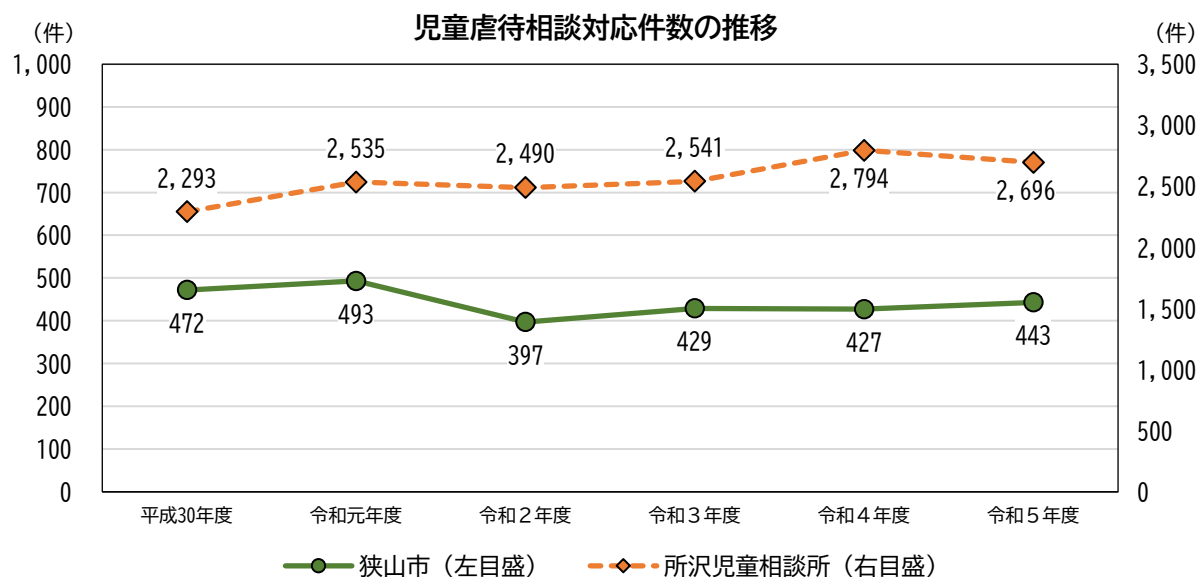


※旧基準・新基準：経済協力開発機構（OECD）の所得定義の基準で、2015年に改定された新基準は従来の可処分所得から更に「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」、「企業年金の掛金」及び「仕送り額」を差し引いたもの。

資料：国民生活基礎調査（令和4年）

②虐待

児童虐待相談対応件数は、所沢児童相談所（管轄区域：所沢市、飯能市、狭山市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市）においては平成30年度から増加傾向であり、本市は、概ね横ばいで推移しています。



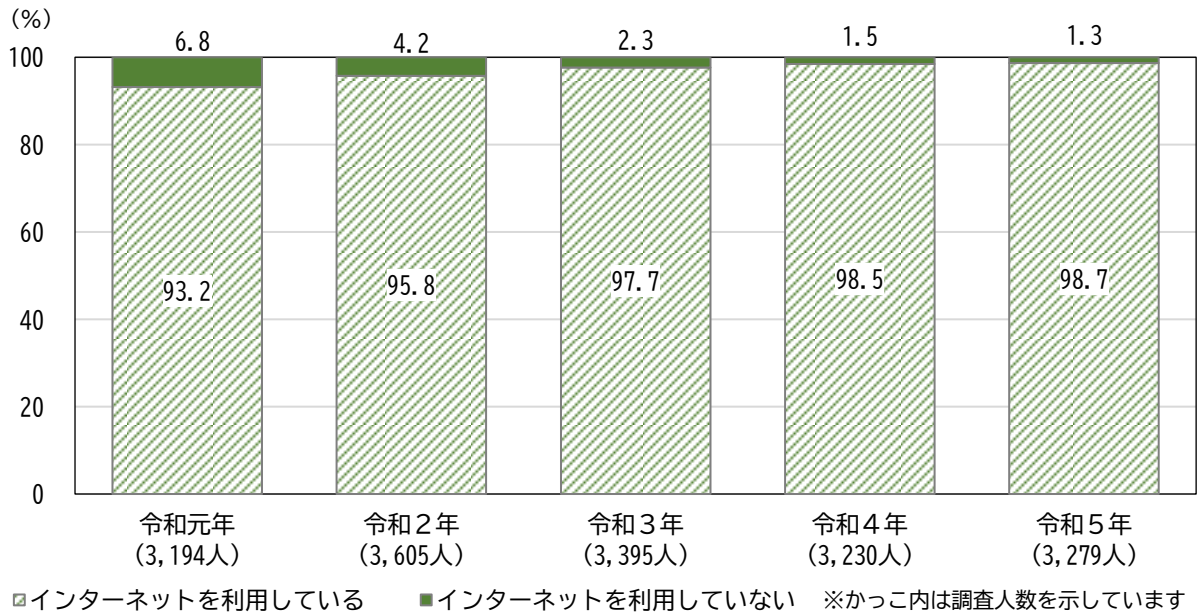
資料：令和5年度 児童虐待相談対応件数（埼玉県、こども支援課）

(6)インターネットの利用実態

①インターネットの利用状況

全国の10歳から17歳を対象とした調査におけるインターネットの利用状況は、年を追うごとに利用していると答える割合は増加しており、令和5年では98.7%がWEBサイトやコンテンツを見たり、文章を書き込んだりするといったインターネットの利用をしていると答えています。

インターネット利用状況

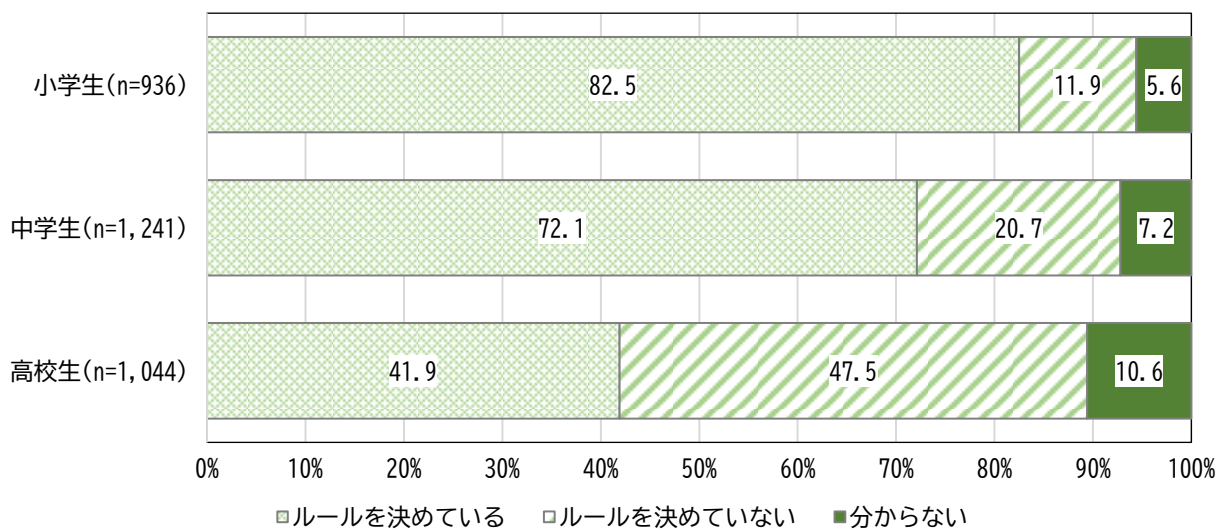


資料：こども家庭庁「令和5年度青少年のインターネット利用環境実態調査」

②インターネット利用に関する家庭のルールの有無

インターネットの使い方について家庭でルールがあるかを聞いた結果、学校種別で「ルールを決めている」と答えた割合は、小学生が82.5%、中学生が72.1%、高校生が41.9%でした。

インターネット利用に関する家庭でのルールの有無



資料：こども家庭庁「令和5年度青少年のインターネット利用環境実態調査」

(7)こどもの人口推計

令和7年から11年までの人口推計は、地区別の人口推移の実績を踏まえたコーホート変化率法を基本とし、宅地開発などの見込まれる区域は、その影響も踏まえ推計しました。

0歳から11歳までの人口は、令和6年の11,422人に対し、令和11年は1,042人減の10,380人と推計します。

また、こどもの区域別人口推計は、子ども・子育て支援事業計画における教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの算出にあたって定めた、4つの区域ごとに推計しています。

こどもの人口推計（各年4月1日）

(人)

年齢	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	人口比（R11/R6）
0歳	732	725	728	719	710	701	0.958
1歳	845	744	744	748	741	727	0.860
2歳	887	856	758	758	768	759	0.856
1・2歳	1,732	1,600	1,502	1,506	1,509	1,486	0.858
3歳	872	896	868	769	774	779	0.893
4歳	925	881	904	877	774	788	0.852
5歳	942	951	891	911	879	813	0.863
3～5歳	2,739	2,728	2,663	2,557	2,427	2,380	0.869
6歳	1,012	948	968	897	922	886	0.875
7歳	1,011	1,033	958	985	899	925	0.915
8歳	1,016	1,020	1,068	972	993	906	0.892
9歳	1,048	1,041	1,038	1,087	985	1,009	0.963
10歳	1,041	1,062	1,047	1,046	1,094	990	0.951
11歳	1,091	1,045	1,079	1,058	1,056	1,097	1.005
6～11歳	6,219	6,149	6,158	6,045	5,949	5,813	0.935
合計	11,422	11,202	11,051	10,827	10,595	10,380	0.909

令和6年(実績値) 令和7年～令和11年(推計値)

子ども・子育て支援事業計画で定める事業の対象となる0歳から11歳のこどもの人口推計

資料：住民基本台帳から狭山市推計

こどもの区域別人口推計（各年4月1日）

(人)

年齢	区域	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	人口比 (R11/R6)
0歳	市内全域	732	725	728	719	710	701	0.957
	入間川・狭山台	267	266	272	271	267	265	0.993
	入曽	188	182	180	178	176	174	0.926
	堀兼・奥富・新狭山	118	122	125	125	126	127	1.074
	柏原・水富	159	155	151	145	141	135	0.849
1歳	市内全域	845	744	744	748	741	727	0.860
	入間川・狭山台	302	267	270	278	276	270	0.894
	入曽	200	194	193	189	187	185	0.925
	堀兼・奥富・新狭山	166	120	123	129	130	128	0.771
	柏原・水富	177	163	158	152	148	144	0.814
2歳	市内全域	887	856	758	758	768	759	0.856
	入間川・狭山台	321	305	269	275	284	282	0.879
	入曽	210	205	201	198	195	189	0.900
	堀兼・奥富・新狭山	155	166	122	126	134	135	0.871
	柏原・水富	201	180	166	159	155	153	0.761
1・2歳 小計	市内全域	1,732	1,600	1,502	1,506	1,510	1,486	0.858
	入間川・狭山台	623	572	539	553	560	552	0.886
	入曽	410	399	394	387	383	374	0.912
	堀兼・奥富・新狭山	321	286	245	255	264	263	0.819
	柏原・水富	378	343	324	311	303	297	0.786
3歳	市内全域	872	896	868	769	774	779	0.893
	入間川・狭山台	327	328	310	270	280	290	0.887
	入曽	200	212	208	205	202	195	0.975
	堀兼・奥富・新狭山	168	155	168	123	131	136	0.810
	柏原・水富	177	201	182	171	161	158	0.893
4歳	市内全域	925	881	904	877	774	788	0.852
	入間川・狭山台	353	333	334	315	270	285	0.807
	入曽	224	203	213	208	205	202	0.902
	堀兼・奥富・新狭山	146	168	155	169	125	135	0.925
	柏原・水富	202	177	202	185	174	166	0.822
5歳	市内全域	942	951	891	911	879	813	0.863
	入間川・狭山台	347	368	341	338	318	273	0.787
	入曽	237	225	204	213	209	206	0.869
	堀兼・奥富・新狭山	149	154	169	158	172	160	1.074
	柏原・水富	209	204	177	202	180	174	0.833
3～5歳 小計	市内全域	2,739	2,728	2,663	2,557	2,428	2,380	0.869
	入間川・狭山台	1,027	1,029	985	923	868	848	0.826
	入曽	661	640	625	626	616	603	0.912
	堀兼・奥富・新狭山	463	477	492	450	428	431	0.931
	柏原・水富	588	582	561	558	515	498	0.847

◇◇第2章 こどもをめぐる状況◇◇

年齢	区域	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	人口比 (R11/R6)
6歳	市内全域	1,012	948	968	897	922	886	0.875
	入間川・狭山台	371	349	377	346	345	322	0.868
	入曽	258	237	225	204	214	209	0.810
	堀兼・奥富・新狭山	180	152	159	169	160	172	0.956
	柏原・水富	203	210	207	178	203	183	0.901
7歳	市内全域	1,011	1,033	958	985	899	925	0.915
	入間川・狭山台	361	385	352	385	346	346	0.958
	入曽	245	258	239	226	205	214	0.873
	堀兼・奥富・新狭山	165	182	155	165	170	162	0.982
	柏原・水富	240	208	212	209	178	203	0.846
8歳	市内全域	1,016	1,020	1,068	972	993	906	0.892
	入間川・狭山台	395	365	406	362	391	352	0.891
	入曽	224	249	260	242	229	205	0.915
	堀兼・奥富・新狭山	165	166	183	156	167	171	1.036
	柏原・水富	232	240	219	212	206	178	0.767
9歳	市内全域	1,048	1,041	1,038	1,087	985	1,009	0.963
	入間川・狭山台	407	404	373	419	369	399	0.980
	入曽	217	225	250	260	242	230	1.060
	堀兼・奥富・新狭山	177	170	167	185	156	168	0.949
	柏原・水富	247	242	248	223	218	212	0.858
10歳	市内全域	1,041	1,062	1,047	1,046	1,094	990	0.951
	入間川・狭山台	371	408	404	374	420	372	1.003
	入曽	239	226	229	251	261	243	1.017
	堀兼・奥富・新狭山	167	180	176	171	186	158	0.946
	柏原・水富	264	248	238	250	227	217	0.822
11歳	市内全域	1,091	1,045	1,079	1,058	1,056	1,097	1.005
	入間川・狭山台	416	372	408	404	374	420	1.010
	入曽	239	244	235	232	253	261	1.092
	堀兼・奥富・新狭山	171	168	186	181	178	188	1.099
	柏原・水富	265	261	250	241	251	228	0.860
6～11歳 小計	市内全域	6,219	6,149	6,158	6,045	5,949	5,813	0.935
	入間川・狭山台	2,321	2,283	2,320	2,290	2,245	2,211	0.953
	入曽	1,422	1,439	1,438	1,415	1,404	1,362	0.958
	堀兼・奥富・新狭山	1,025	1,018	1,026	1,027	1,017	1,019	0.994
	柏原・水富	1,451	1,409	1,374	1,313	1,283	1,221	0.841
合計	市内全域	11,422	11,202	11,051	10,827	10,595	10,380	0.909
	入間川・狭山台	4,238	4,150	4,116	4,037	3,940	3,876	0.915
	入曽	2,681	2,660	2,637	2,606	2,578	2,513	0.937
	堀兼・奥富・新狭山	1,927	1,903	1,888	1,857	1,835	1,840	0.955
	柏原・水富	2,576	2,489	2,410	2,327	2,242	2,151	0.835

資料：住民基本台帳から狭山市推計

2. 狭山市の子育て環境の現状

(1) 保育所数及び入所者数等の推移

本市の保育所数及び定員数は、令和2年度の37か所2,833人から4か所352人増加し、令和6年度は41か所3,185人です。

入所者数は、令和2年度2,564人から259人増加し、令和6年度は2,823人となっています。

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
公立	保育所数（か所）		8	8	8	8	8
	定員数（人）		763	763	763	758	758
	入所者数（人）		726	713	706	713	727
	入所率（％）		95	93	93	94	96
私立	保育所数（か所）		14	15	16	17	18
	定員数（人）		1,035	1,144	1,234	1,324	1,414
	入所者数（人）		1,038	1,068	1,116	1,237	1,292
	入所率（％）		100	93	90	93	91
認定こども園	保育所数（か所）		5	5	5	5	5
	定員数（人）	幼稚園部分	420	401	401	395	395
		保育所部分	445	445	445	445	445
	入所者数（人）	幼稚園部分	259	258	255	248	228
		保育所部分	418	422	412	445	438
	入所率（％）	幼稚園部分	62	64	64	63	58
		保育所部分	94	95	93	100	98
保育地域事業所	保育所数（か所）		10	10	10	10	10
	定員数（人）		170	173	173	173	173
	入所者数（人）		123	120	123	128	138
	入所率		72	69	71	74	80
合計	保育所数（か所）		37	38	39	40	41
	定員数（人）		2,833	2,926	3,016	3,095	3,185
	入所者数（人）		2,564	2,581	2,612	2,771	2,823
	入所率（％）		91	88	87	90	89

資料：保育幼稚園課（各年4月1日現在）

(2) 保育所の待機児童数の推移

保育所の待機児童数は、年度により増減していますが、令和6年4月時点で待機児童の解消にいたっていません。なお、各年度とも1歳児の待機児童数が多い状況です。

(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	2	2	0	0	0
1歳	14	11	6	5	13
2歳	8	3	3	2	2
3歳	11	3	1	0	1
4・5歳	3	0	2	0	0
合計	38	19	12	7	16

資料：保育幼稚園課（各年4月1日現在）

(3) 幼稚園数及び就園児数等の推移

幼稚園数及び定員数は、令和2年度から令和6年度まで同数です。

就園児数は、令和2年が1,100人に対し、令和6年は736人と364人の減少です。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
公立	幼稚園数（か所）	2	2	2	2	2
	定員数（人）	330	330	330	330	330
	就園児数（人）	116	73	64	59	44
私立	幼稚園数（か所）	7	7	7	7	7
	定員数（人）	1,480	1,480	1,480	1,480	1,480
	就園児数（人）	984	957	905	801	692
合計	幼稚園数（か所）	9	9	9	9	9
	定員数（人）	1,810	1,810	1,810	1,810	1,810
	就園児数（人）	1,100	1,030	969	860	736

資料：学務課・保育幼稚園課（各年4月1日現在）



(4)学童保育室施設数及び在籍者数の推移

学童保育室の利用希望の高まりに対して、募集人数の増員や学童保育施設の増室などを行い、学童保育室施設数は、令和2年度の19か所に対し、令和6年度は21か所と2か所増（私立2か所増）となっています。募集人数は、令和2年度が1,164人に対し令和6年度は1,319人と155人増となっています。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
公立	学童保育室施設数(か所)	18	18	18	18	18
	募集人数(人)	1,140	1,190	1,210	1,235	1,215
	総在籍者数(人)	1,097	1,082	1,094	1,123	1,166
私立	学童保育室施設数(か所)	1	1	1	2	3
	募集人数(人)	24	24	24	54	104
	総在籍者数(人)	23	21	12	49	81
合計	学童保育室施設数(か所)	19	19	19	20	21
	募集人数(人)	1,164	1,214	1,234	1,289	1,319
	総在籍者数(人)	1,120	1,103	1,106	1,172	1,247

資料：青少年課（各年4月1日現在）

(5)学童保育室の待機児童数の推移

待機児童は一時的に減少したものの、令和5年度以降再び増加しています。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		(人)				
1年生		1	9	1	0	0
2年生		1	6	0	3	0
3年生		8	19	15	27	12
4年生		33	12	17	31	69
5年生		16	7	7	18	27
6年生		4	2	1	1	11
合 計		63	55	41	80	119

資料：青少年課（各年4月1日現在）



3. 第2期狭山市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況

(1) 就学前の教育・保育の量の見込みに対する進捗状況

令和2年度から令和6年度までの間に5か所の認可保育所を新規開園し、提供体制の確保を進めました。

また、入所定員の弾力化や保育コンシェルジュによる提供体制に余剰のある保育施設へのマッチングなど、柔軟に児童の受け入れなどを行いました。

年齢区分	認定区分		利用施設など
3～5歳	1号 認定	幼稚園などでの教育を希望する場合	幼稚園 認定こども園
	2号 認定	保護者の就労などの保育の必要な事由に該当し、保育所などでの保育を希望する場合（保育の必要性の認定）	保育所 認定こども園
1・2歳	3号 認定	保護者の就労などの保育の必要な事由に該当し、保育所などでの保育を希望する場合（保育の必要性の認定）	保育所 認定こども園 地域型保育事業所
0歳			

【1号・2号認定（3～5歳）】

●市内全域

		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		1号	2号	1号	2号	1号	2号	1号	2号	1号	2号
量の見込み※1	計画値	1,329	1,439	1,297	1,474	1,265	1,509	1,229	1,545	1,192	1,581
	実績値	1,280	1,405	1,242	1,379	1,179	1,540	1,070	1,636	919	1,657
提供体制※2	計画値	1,992	1,499	1,992	1,522	1,992	1,568	1,992	1,636	1,992	1,705
	実績値	2,124	1,699	2,121	1,452	2,121	1,804	2,091	1,857	2,175	1,871

※1 量の見込み：保育所・幼稚園・認定こども園などのニーズ量（需要量）

※2 提供体制：提供可能な量（供給量）

資料：保育幼稚園課（各年4月1日現在）

●入間川・狭山台区域

		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		1号	2号	1号	2号	1号	2号	1号	2号	1号	2号
量の見込み	計画値	647	536	632	551	616	568	599	586	580	602
	実績値	620	572	576	568	541	660	475	690	404	667
提供体制	計画値	900	590	900	613	900	636	900	659	900	659
	実績値	898	731	895	603	895	731	865	731	895	731

資料：保育幼稚園課（各年4月1日現在）

●入曽区域

		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		1号	2号	1号	2号	1号	2号	1号	2号	1号	2号
量の見込み	計画値	181	311	176	322	172	331	167	341	162	351
	実績値	200	296	230	297	236	322	211	344	178	355
提供体制	計画値	377	333	377	333	377	333	377	332	377	355
	実績値	541	334	541	308	541	334	541	387	541	392

資料：保育幼稚園課（各年4月1日現在）

●堀兼・奥富・新狭山区域

		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		1号	2号	1号	2号	1号	2号	1号	2号	1号	2号
量の見込み	計画値	267	251	261	254	254	258	247	261	240	266
	実績値	266	239	263	230	242	260	233	292	199	301
提供体制	計画値	415	247	415	247	415	270	415	293	415	316
	実績値	390	305	390	247	390	365	390	365	324	373

資料：保育幼稚園課（各年4月1日現在）

●柏原・水富区域

		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		1号	2号	1号	2号	1号	2号	1号	2号	1号	2号
量の見込み	計画値	234	341	228	347	223	352	216	357	210	362
	実績値	194	298	173	284	160	298	151	310	138	334
提供体制	計画値	300	329	300	329	300	329	300	352	300	375
	実績値	295	329	295	294	295	374	295	374	295	374

資料：保育幼稚園課（各年4月1日現在）



【3号認定（0～2歳）】

●全体

(人)

		令和2年度			令和3年度			令和4年度		
		0歳	1・2歳	計	0歳	1・2歳	計	0歳	1・2歳	計
量の見込み	計画値	319	855	1,174	311	872	1,183	303	889	1,192
	実績値	140	835	975	123	840	963	113	845	958
提供体制	計画値	238	797	1,035	253	833	1,086	268	869	1,137
	実績値	249	824	1,073	249	824	1,073	262	881	1,143
		令和5年度			令和6年度					
		0歳	1・2歳	計	0歳	1・2歳	計			
量の見込み	計画値	295	907	1,202	286	925	1,211			
	実績値	153	894	1,047	117	965	1,082			
提供体制	計画値	281	908	1,189	296	944	1,240			
	実績値	268	912	1,180	275	942	1,217			

資料：保育幼稚園課（各年4月1日現在）

●入間川・狭山台区域

(人)

		令和2年度			令和3年度			令和4年度		
		0歳	1・2歳	計	0歳	1・2歳	計	0歳	1・2歳	計
量の見込み	計画値	136	359	495	132	365	497	129	374	503
	実績値	67	359	426	64	379	443	55	387	442
提供体制	計画値	114	367	481	129	403	532	129	403	532
	実績値	125	393	518	125	393	518	125	393	518
		令和5年度			令和6年度					
		0歳	1・2歳	計	0歳	1・2歳	計			
量の見込み	計画値	126	384	510	122	394	516			
	実績値	75	395	470	51	404	455			
提供体制	計画値	129	403	532	129	403	532			
	実績値	125	393	518	128	399	527			

資料：保育幼稚園課（各年4月1日現在）

●入曽区域

(人)

		令和2年度			令和3年度			令和4年度		
		0歳	1・2歳	計	0歳	1・2歳	計	0歳	1・2歳	計
量の見込み	計画値	72	193	265	70	195	265	69	197	266
	実績値	28	186	214	22	182	204	24	184	208
提供体制	計画値	56	173	229	56	173	229	56	173	229
	実績値	56	173	229	56	173	229	56	173	229
		令和5年度			令和6年度					
		0歳	1・2歳	計	0歳	1・2歳	計			
量の見込み	計画値	67	199	266	66	201	267			
	実績値	36	181	217	31	224	255			
提供体制	計画値	54	176	230	69	212	281			
	実績値	62	204	266	60	210	270			

資料：保育幼稚園課（各年4月1日現在）

●堀兼・奥富・新狭山区域

(人)

		令和2年度			令和3年度			令和4年度		
		0歳	1・2歳	計	0歳	1・2歳	計	0歳	1・2歳	計
量の見込み	計画値	55	132	187	54	137	191	52	141	193
	実績値	33	139	172	21	136	157	24	137	161
提供体制	計画値	33	113	146	33	113	146	48	149	197
	実績値	33	113	146	33	113	146	39	137	176
		令和5年度			令和6年度					
		0歳	1・2歳	計	0歳	1・2歳	計			
量の見込み	計画値	50	145	195	48	149	197			
	実績値	26	158	184	21	164	185			
提供体制	計画値	48	149	197	48	149	197			
	実績値	39	137	176	43	147	190			

資料：保育幼稚園課（各年4月1日現在）

●柏原・水富区域

(人)

		令和2年度			令和3年度			令和4年度		
		0歳	1・2歳	計	0歳	1・2歳	計	0歳	1・2歳	計
量の見込み	計画値	56	171	227	55	175	230	53	177	230
	実績値	12	151	163	16	143	159	10	137	147
提供体制	計画値	35	145	180	35	145	180	35	145	180
	実績値	35	145	180	35	145	180	37	154	191
		令和5年度			令和6年度					
		0歳	1・2歳	計	0歳	1・2歳	計			
量の見込み	計画値	52	179	231	50	181	231			
	実績値	16	160	176	14	173	187			
提供体制	計画値	50	181	231	50	181	231			
	実績値	42	178	220	44	182	226			

資料：保育幼稚園課（各年4月1日現在）



(2)地域子ども・子育て支援事業の進捗状況

①利用者支援に関する事業

(か所)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
基本型 特定型	量の見込み	2	2	2	3	3
	提供体制	2	2	2	3	3
	実績	2	2	2	2	3
母子保健型 ※令和6年度から こども家庭 センター型	量の見込み	2	2	2	2	2
	提供体制	2	2	2	2	1
	実績	2	2	2	2	1

資料：こども支援課・保育幼稚園課・保健センター（各年4月1日現在）

取組状況	◇基本型（総合子育て支援センター及び入曽保育所） 子育てに関する情報提供や相談 利用者支援専門員を配置し、利用者支援（子育て支援に関する情報提供や相談支援など）及び地域連携（地域における子育て支援のネットワーク構築支援）を実施しました。
	◇特定型（保育幼稚園課） 教育・保育施設の利用に関する相談 保育コンシェルジュを配置し、保育所などの利用に関する相談対応や保育サービスに関する情報を提供しました。
	◇母子保健型（保健センター及び市役所本庁舎1階窓口） 妊娠期からの母子保健に関する相談 保健師・助産師を配置し、妊娠期からの母子保健や育児に関する相談に対応しました。
	◇こども家庭センター型（こども家庭センター）※令和6年度から 母子保健機能と児童福祉機能の一体的な相談 母子保健機能（保健センター・市役所本庁舎1階窓口）と児童福祉機能（こども支援課）の一体的な相談支援を実施することで、妊娠期から子育て期まで切れ目なく支援を行います。



②時間外保育事業（延長保育事業）

(人／月)

区域			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
全体	量の見込み	計画値	556	578	600	622	646
		実績値	318	365	359	402	-
	提供体制	計画値	630	650	690	710	730
		実績値	630	650	690	710	-
入間川・狭山台	量の見込み	計画値	259	269	279	289	300
		実績値	147	160	161	181	-
	提供体制	計画値	293	302	321	330	339
		実績値	293	302	321	330	-
入曽	量の見込み	計画値	112	116	121	125	130
		実績値	74	88	91	90	-
	提供体制	計画値	127	131	139	143	147
		実績値	127	131	139	143	-
堀兼・奥富 ・新狭山	量の見込み	計画値	94	98	102	106	110
		実績値	60	71	65	77	-
	提供体制	計画値	107	110	117	121	124
		実績値	107	110	117	121	-
柏原・水富	量の見込み	計画値	91	95	98	102	106
		実績値	37	46	42	54	-
	提供体制	計画値	103	107	113	116	120
		実績値	103	107	113	116	-

資料：保育幼稚園課

取組状況	公立保育所8園、民間保育園17園、認定こども園4園及び地域型保育事業所10園で、最長20時まで延長保育を実施しました。
------	---



③放課後児童健全育成事業（学童保育室）

(人)

区域			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
全体	量の見込み	計画値	1,219	1,293	1,267	1,282	1,298
		実績値	1,183	1,158	1,147	1,252	1,366
	提供体制	計画値	1,160	1,190	1,260	1,300	1,450
		実績値	1,164	1,214	1,234	1,289	1,319
入間川小学校	量の見込み	計画値	63	79	88	89	90
		実績値	61	70	75	92	109
	提供体制	計画値	60	60	100	100	100
		実績値	60	60	80	110	100
入間川東小学校	量の見込み	計画値	118	114	113	115	116
		実績値	97	100	107	97	124
	提供体制	計画値	105	105	105	105	105
		実績値	105	105	105	105	105
富士見小学校	量の見込み	計画値	97	116	90	106	114
		実績値	105	106	104	109	132
	提供体制	計画値	105	105	135	135	135
		実績値	105	105	105	105	105
南小学校	量の見込み	計画値	104	107	107	109	113
		実績値	101	94	86	99	100
	提供体制	計画値	80	80	80	120	120
		実績値	80	80	80	80	100
山王小学校	量の見込み	計画値	110	114	112	106	103
		実績値	91	86	84	100	90
	提供体制	計画値	80	80	80	80	110
		実績値	80	80	80	80	100
入間野小学校	量の見込み	計画値	111	110	109	117	122
		実績値	107	106	112	121	123
	提供体制	計画値	100	100	100	100	130
		実績値	80	100	100	125	125
御狩場小学校	量の見込み	計画値	52	56	57	54	54
		実績値	53	57	47	56	54
	提供体制	計画値	50	50	50	50	80
		実績値	50	50	50	50	50
堀兼小学校	量の見込み	計画値	41	44	46	48	46
		実績値	37	43	37	33	41
	提供体制	計画値	50	50	50	50	50
		実績値	50	50	50	50	50
狭山台小学校	量の見込み	計画値	73	74	73	73	77
		実績値	73	74	75	82	94
	提供体制	計画値	100	100	100	100	100
		実績値	100	100	100	100	100

区域			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
新狭山小学校	量の見込み	計画値	99	110	110	111	124
		実績値	99	85	109	120	133
	提供体制	計画値	80	110	110	110	140
		実績値	80	110	110	110	110
奥富小学校	量の見込み	計画値	55	55	53	53	51
		実績値	55	61	60	73	78
	提供体制	計画値	60	60	60	60	60
		実績値	60	60	60	60	60
柏原小学校	量の見込み	計画値	93	92	87	86	83
		実績値	92	94	84	88	100
	提供体制	計画値	90	90	90	90	90
		実績値	90	90	90	90	90
水富小学校	量の見込み	計画値	76	83	86	81	72
		実績値	91	84	83	81	76
	提供体制	計画値	60	60	60	60	90
		実績値	84	84	84	84	84
広瀬小学校	量の見込み	計画値	80	89	87	87	86
		実績値	73	64	65	78	86
	提供体制	計画値	90	90	90	90	90
		実績値	90	90	90	90	90
笹井小学校	量の見込み	計画値	47	50	49	47	47
		実績値	48	34	19	23	26
	提供体制	計画値	50	50	50	50	50
		実績値	50	50	50	50	50

「入間川東小・富士見小学童保育室分室」及び民間学童保育室分の提供体制については、該当する学校に^{あんぱん}按分しています。

資料：青少年課（各年4月1日現在）

取組状況	公立18施設、民間3施設で申込状況に応じて、柔軟に児童の受け入れなどを行いました。
------	---

◇◇第2章 こどもをめぐる状況◇◇

④子育て短期支援事業（ショートステイ）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人）	計画値	15	15	15	15	15
	実績値	0	0	0	0	—
提供体制（人）	計画値	15	15	15	15	15
	実績値	15	15	15	15	—

資料：こども支援課

取組状況	児童養護施設（日高市）を受け入れ施設として確保していますが、令和2年度から令和5年度の利用実績はありませんでした。
------	---

⑤乳児家庭全戸訪問事業

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人）	計画値	871	848	832	820	807
	実績値	816	807	757	754	—
提供体制（人）	計画値	871	848	832	820	807
	実績値	816	807	757	754	—

資料：保健センター

取組状況	生後4か月までの乳児がいる全ての家庭に対し、新生児訪問（母子の健康状態の確認や育児に関する相談対応、情報提供）や、こんにちは赤ちゃん訪問（子育てに関する相談対応、子育て支援に関する情報提供）を実施しました。
------	---

⑥養育支援訪問事業

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人）	計画値	5	5	5	5	5
	実績値	6	6	8	8	—
提供体制（人）	計画値	5	5	5	5	5
	実績値	6	6	8	8	—

資料：こども支援課

取組状況	こどもの養育環境の改善のために支援が必要な家庭に助産師やホームヘルパーなどが訪問し、養育の助言や家事援助を行いました。
------	---

⑦地域子育て支援拠点事業

区域			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
全体	量の見込み (人)	計画値	34,000	34,200	34,400	34,600	34,800
		実績値	15,007	22,847	27,028	45,814	-
	提供体制 (か所)	計画値	9	9	9	10	10
		実績値	9	9	9	9	-
入間川・狭山台	量の見込み (人)	計画値	18,000	18,000	18,200	18,300	18,400
		実績値	8,990	14,274	15,479	23,585	-
	提供体制 (か所)	計画値	4	4	4	4	4
		実績値	4	4	4	4	-
入曽	量の見込み (人)	計画値	3,900	4,000	4,000	4,000	4,000
		実績値	816	1,280	2,273	6,689	-
	提供体制 (か所)	計画値	1	1	1	1	1
		実績値	1	1	1	1	-
堀兼・奥富 ・新狭山	量の見込み (人)	計画値	7,700	7,800	7,800	7,800	7,900
		実績値	4,199	5,972	6,922	11,344	-
	提供体制 (か所)	計画値	3	3	3	3	3
		実績値	3	3	3	3	-
柏原・水富	量の見込み (人)	計画値	4,400	4,400	4,400	4,500	4,500
		実績値	1,002	1,321	2,354	4,196	-
	提供体制 (か所)	計画値	1	1	1	2	2
		実績値	1	1	1	1	-

資料：こども支援課

取組状況	総合子育て支援センター、子育てプレイス（5か所）及び地域子育て支援センター（3か所）において、子育て中の親子が一緒に遊び、気軽に交流ができる場を提供するとともに、保育士が育児に関する相談に対応するほかイベントや講座などの情報提供を行いました。
------	---

⑧一時預かり事業

(ア) 幼稚園、認定こども園における在園児を対象とした一時預かり事業

区域			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
全体	1号 量の見込み(人)※	計画値	11,105	10,848	10,600	10,376	9,942
		実績値	13,059	16,157	18,993	19,224	-
	2号 量の見込み(人)	計画値	42,212	43,188	44,164	45,140	46,360
		実績値	-	-	-	-	-
	提供体制(人)	計画値	62,101	61,854	61,627	61,372	60,938
		実績値	60,260	59,806	60,040	60,040	-
入間川・狭山台	1号 量の見込み(人)	計画値	6,495	6,407	6,252	6,153	5,882
		実績値	8,706	9,669	9,953	9,276	-
	2号 量の見込み(人)	計画値	15,860	15,860	16,348	16,836	17,324
		実績値	-	-	-	-	-
	提供体制(人)	計画値	34,067	33,979	33,824	33,725	33,454
		実績値	31,343	31,008	31,123	31,123	-
入曽	1号 量の見込み(人)	計画値	1,533	1,523	1,492	1,473	1,385
		実績値	1,277	2,454	3,039	3,694	-
	2号 量の見込み(人)	計画値	10,980	11,224	11,224	11,468	11,712
		実績値	-	-	-	-	-
	提供体制(人)	計画値	7,633	7,633	7,623	7,573	7,485
		実績値	5,103	5,082	5,103	5,103	-
堀兼・奥富・新狭山	1号 量の見込み(人)	計画値	1,349	1,314	1,284	1,252	1,197
		実績値	1,933	1,879	2,265	2,635	-
	2号 量の見込み(人)	計画値	4,392	4,636	4,880	4,880	5,124
		実績値	-	-	-	-	-
	提供体制(人)	計画値	10,133	10,098	10,068	10,036	9,981
		実績値	8,019	7,986	14,094	14,094	-
柏原・水富	1号 量の見込み(人)	計画値	1,728	1,604	1,572	1,498	1,478
		実績値	1,143	2,155	3,736	3,619	-
	2号 量の見込み(人)	計画値	10,980	11,468	11,712	11,956	12,200
		実績値	-	-	-	-	-
	提供体制(人)	計画値	10,268	10,144	10,112	10,038	10,018
		実績値	15,795	15,730	9,720	9,720	-

※表中の「1号量の見込み・実績値」には「2号量の見込み・実績値」を含む。

資料：学務課・保育幼稚園課

取組状況	公立幼稚園（2園）、私立幼稚園（7園）及び認定こども園（5園）で実施しました。
------	---



(イ) 保育所、ファミリー・サポート・センター事業などによる一時預かり事業

区域			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
全体	量の見込み (人)	計画値	10,625	10,715	10,805	10,985	10,895
		実績値	10,033	9,062	9,308	10,540	-
	提供体制 保育所など (人)	計画値	35,302	35,302	35,302	37,742	37,742
		実績値	35,423	35,292	36,881	34,451	-
	提供体制 ファミリー・サ ポート・センター 事業(人)	計画値	2,000	2,200	2,400	2,600	2,800
		実績値	2,527	2,392	2,670	3,270	-
入間川・狭山台	量の見込み (人)	計画値	4,229	4,264	4,300	4,336	4,372
		実績値	5,791	4,735	5,081	5,772	-
	提供体制 保育所など (人)	計画値	15,216	15,216	15,216	15,216	15,216
		実績値	15,254	15,206	15,254	12,824	-
	提供体制 ファミリー・サ ポート・センター 事業(人)	計画値	1,450	1,595	1,740	1,885	2,030
		実績値	1,238	1,172	1,309	1,603	-
入曽	量の見込み (人)	計画値	2,401	2,422	2,442	2,462	2,483
		実績値	2,153	2,106	1,873	1,917	-
	提供体制 保育所など (人)	計画値	6,776	6,776	6,776	9,216	9,216
		実績値	6,804	6,776	6,804	6,804	-
	提供体制 ファミリー・サ ポート・センター 事業(人)	計画値	263	290	316	342	368
		実績値	404	383	427	523	-
堀兼・奥富 ・新狭山	量の見込み (人)	計画値	1,392	1,404	1,416	1,427	1,439
		実績値	880	731	1,067	1,432	-
	提供体制 保育所など (人)	計画値	7,260	7,260	7,260	7,260	7,260
		実績値	7,290	7,260	8,748	8,748	-
	提供体制 ファミリー・サ ポート・センター 事業(人)	計画値	86	94	103	111	120
		実績値	329	311	347	425	-
柏原・水富	量の見込み (人)	計画値	2,603	2,625	2,647	2,670	2,691
		実績値	1,209	1,490	1,287	1,419	-
	提供体制 保育所など (人)	計画値	6,050	6,050	6,050	6,050	6,050
		実績値	6,075	6,050	6,075	6,075	-
	提供体制 ファミリー・サ ポート・センター 事業(人)	計画値	201	221	241	262	282
		実績値	556	526	587	719	-

資料：保育幼稚園課・こども支援課

取組状況	ちゃっぼ保育室、公立保育所（1園）、民間保育園（13園）、認定こども園（2園）及びファミリー・サポート・センターで実施しました。
------	--

⑨病児・病後児保育事業

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人）	計画値	35	35	35	35	35
	実績値	0	1	4	5	—
提供体制	病児病後児保育事業（人）	計画値	732	732	732	732
		実績値	732	732	732	—
	ファミリー・サポート・センター事業（人）	計画値	960	960	960	960
		実績値	960	960	960	—

資料：保育幼稚園課・こども支援課

取組状況	病後児保育は、祇園保育所で実施しています。 病児・病後児預かりは、ファミリー・サポート・センターで実施しています。
------	---

⑩子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業／就学児）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人）	計画値	1,200	1,300	1,400	1,500	1,600
	実績値	1,086	1,383	1,413	1,768	—
提供体制（人）	計画値	1,200	1,300	1,400	1,500	1,600
	実績値	1,086	1,383	1,413	1,768	—

資料：こども支援課

取組状況	令和6年4月現在、預かる会員 184 人、預ける会員 836 人、両方会員 48 人が登録しており、預ける会員のさまざまなニーズに対して預かる会員による育児援助を実施しました。
------	---

⑪妊婦に対する健康診査を実施する事業（妊婦健康診査）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（件）	計画値	10,222	9,957	9,778	9,642	9,498
	実績値	9,565	9,932	9,301	8,606	—
提供体制（件）	計画値	10,222	9,957	9,778	9,642	9,498
	実績値	9,565	9,932	9,301	8,606	—

資料：保健センター

取組状況	妊娠中の母体の健康の保持増進、疾病の早期発見を目的に妊婦健康診査 14 回分の費用の助成を実施しました。
------	---

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

担当課	保育幼稚園課	提供区域	全域
取組状況	子ども・子育て支援新制度へ移行していない私立幼稚園に就園している園児で、年収 360 万円未満相当の世帯に対し、給食費のうち副食分相当分（ご飯・パン・麺類などの主食費を除く）及び生活保護などの家庭に対し、認定こども園、幼稚園、保育所の利用に際し、各施設に支払う実費徴収金の一部について、補足給付を実施しました。		

⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

担当課	保育幼稚園課	提供区域	全域
取組状況	幼児教育類似施設に通う児童の保護者を対象に、幼児教育の振興及び充実を図ることを目的に、補助金を交付しました。 また、連携施設の確保や事業運営についての相談・助言を行いました。		



(3) 施策の進捗状況

「第2期狭山市子ども・子育て支援事業計画」の施策について、下記の評価基準に従って評価を行いました。施策の今後の方針とともに、以下に示します。

■評価基準（※1）

5：目標達成（実施済み）
 4：概ね実施（70%以上）
 3：一部実施（70%未満）
 2：検討・調査中
 （事業に着手していないが、部署内で検討などを行ったものを含む）
 1：未着手

■今後の方針（※2）

3：継続
 2：見直し
 1：廃止

基本 方針	実施施策			評価（※１）					今後の方針(※２)		
	大分類	小分類	事業数	5	4	3	2	1	3	2	1
Ⅰ	1.地域の子育 て支援施策の 推進	(１)地域子育て支援体制づくり	8	6	1	1	0	0	8	0	0
		(２)地域子育て支援サービスの充実	10	9	0	1	0	0	10	0	0
		(３)子育て支援のネットワークの充実	5	4	0	1	0	0	3	2	0
	2.援助を必要と する子どもと家 庭に対する取り 組みの推進	(1)児童虐待の防止	10	10	0	0	0	0	10	0	0
		(2)ひとり親家庭の自立支援	11	11	0	0	0	0	9	0	2
		(3)発達に心配のある子どもや障害のある子どもの支援	14	11	2	1	0	0	13	0	1
	3.子どもの貧困 対策の推進	(1)教育・学習支援	10	9	1	0	0	0	10	0	0
		(2)家庭への経済的支援	6	6	0	0	0	0	5	0	1
		(3)生活の支援	8	0	8	0	0	0	8	0	0
		(4)就労に向けた支援	6	3	3	0	0	0	6	0	0
Ⅱ	1.仕事と子育て の両立の 推進	(1)保育サービスの充実	9	6	2	1	0	0	9	0	0
		(2)ワーク・ライフ・バランスの推進	9	7	1	1	0	0	9	0	0
Ⅲ	1.親子の健康 の推進	(1)妊娠期からの疾病予防と健康増進	6	6	0	0	0	0	6	0	0
		(2)子どもの疾病予防と健康増進	7	6	1	0	0	0	7	0	0
		(3)食育の推進	5	4	1	0	0	0	5	0	0
		(4)思春期保健対策の充実	5	5	0	0	0	0	5	0	0
		(5)各種医療費支給制度の実施	7	6	0	1	0	0	7	0	0
	2.子どもの自立 と健全育成の 推進	(1)次代を担う子どもの健全育成の充実	12	9	3	0	0	0	12	0	0
		(2)生きる力を育む教育の推進	13	11	1	1	0	0	13	0	0
		(3)家庭や地域の育てる力の向上	7	4	2	1	0	0	7	0	0
Ⅳ	1.親子が安心 して暮らせるま ちづくりの推進	(1)子育てにやさしい住環境の確保と整備	5	5	0	0	0	0	5	0	0
		(2)交通安全対策及び防犯対策の推進	8	3	5	0	0	0	8	0	0
合 計			181	141	31	9	0	0	175	2	4

■大分類別の進捗状況

I－1．地域の子育て支援施策の推進

23 事業全ての事業が実施され、そのうち、87%の事業において概ね目標が達成されました。就学前の相談機会を強化することにより、情報提供や助言などの支援体制につなげることができました。また、地域における子育てサポート体制の充実につながるボランティアの育成や活動の場をコーディネートしました。

I－2．援助を必要とする子どもと家庭に対する取組の推進

35 事業全ての事業が実施され、そのうち、97%の事業において概ね目標が達成されました。心身の発達に関して気になる子どもへの訪問支援を積極的に行いました。ひとり親家庭においては就業支援や経済的支援を充実しました。虐待を未然に防ぐための相談支援事業については関係機関との連携や児童・生徒・保護者自身に対して人権教育の学習機会を提供しました。

I－3．子どもの貧困対策の推進

30 事業全ての事業が実施され、全ての事業において概ね目標が達成されました。生活課題のある世帯への相談支援や求職活動の支援など、家計の再建や自立に向けた支援を実施しました。生徒や児童に対して学習教室の開催や学習支援員などによる学習の機会を確保するなどの事業を実施しました。

II－1．仕事と子育ての両立の推進

18 事業全ての事業が実施され、そのうち、89%の事業において概ね目標が達成されました。多様な働き方に対応する環境整備として、延長保育や休日保育の充実に努めました。育児休業や看護休暇、ワーク・ライフ・バランスに関するパンフレットやポスターによる啓発を行いました。

III－1．親子の健康の推進

30 事業全ての事業が実施され、そのうち、97%の事業において概ね目標が達成されました。乳児家庭全戸訪問では保健師・助産師による訪問を実施し、妊娠時や乳幼児などへの各種教室を実施しました。こども医療費支給制度の年齢拡大をはじめ健康に対する意識啓発や小児医療体制の充実に努めました。小中学校での「お弁当の日」など食に対する理解を深める事業を実施しました。

III－2．子どもの自立と健全育成の推進

32 事業全ての事業が実施され、そのうち、94%の事業において概ね目標が達成されました。学校内での取組だけでなく、地域社会との関わりを強化し、地域子ども教室や児童館事業を充実しました。学習支援事業や親支援プログラムを実施しました。

IV－1．親子が安心して暮らせるまちづくりの推進

13 事業全ての事業が実施され、全ての事業において概ね目標が達成されました。住宅に関する情報提供を強化し、母子世帯などの優先入居制度や公共施設のバリアフリー化を行いました。安全に生活するための環境整備とともに防犯教室や交通安全の普及啓発を実施しました。

4. アンケート調査結果の概要

本計画を策定するにあたり、以下のアンケートを実施しました。

(1) 子育てニーズ調査・生活状況調査の概要

①目的

本計画の策定にあたり、市民の皆様の教育・保育・子育て支援に関する家庭の実情やニーズ、意見などを把握するためにアンケート調査を実施しました。

②調査期間

令和6年2月9日（金）～ 令和6年2月29日（木）

③調査対象者

	調査対象者
子育てニーズ調査	狭山市内に在住で、就学前及び小学生のお子さんの保護者を対象に無作為に抽出し、調査票を郵送しました。
生活状況調査	狭山市内に在住で、中学2年生の生徒及びその保護者を対象に、無作為に抽出し、調査票を郵送しました。

④配付数及び回収数

	配付数	回収数	回収率
子育てニーズ調査			
未就学児調査	1,000 件	586 件 (郵送：337 件) (WEB回答：249 件)	58.6%
小学生調査	1,000 件	639 件 (郵送：279 件) (WEB回答：360 件)	63.9%
生活状況調査			
中学生調査	500 件	273 件 (郵送：111 件) (WEB回答：162 件)	54.6%
保護者調査	500 件	325 件 (郵送：120 件) (WEB回答：205 件)	65.0%

(2)こども・若者からのWEBアンケート調査の概要

①目的

本計画の策定にあたり、居場所や自分自身の将来について、こども・若者からのWEBアンケートを実施しました。

②調査期間

令和6年8月29日（木）～令和6年10月25日（金）

③調査対象者

調査対象者
狭山市内在住の小学1～3年生
狭山市内在住の小学4～6年生
狭山市内在住の中学生・高校生世代
狭山市内在住又は在学の大学生・若者（20歳代まで）

④回答数

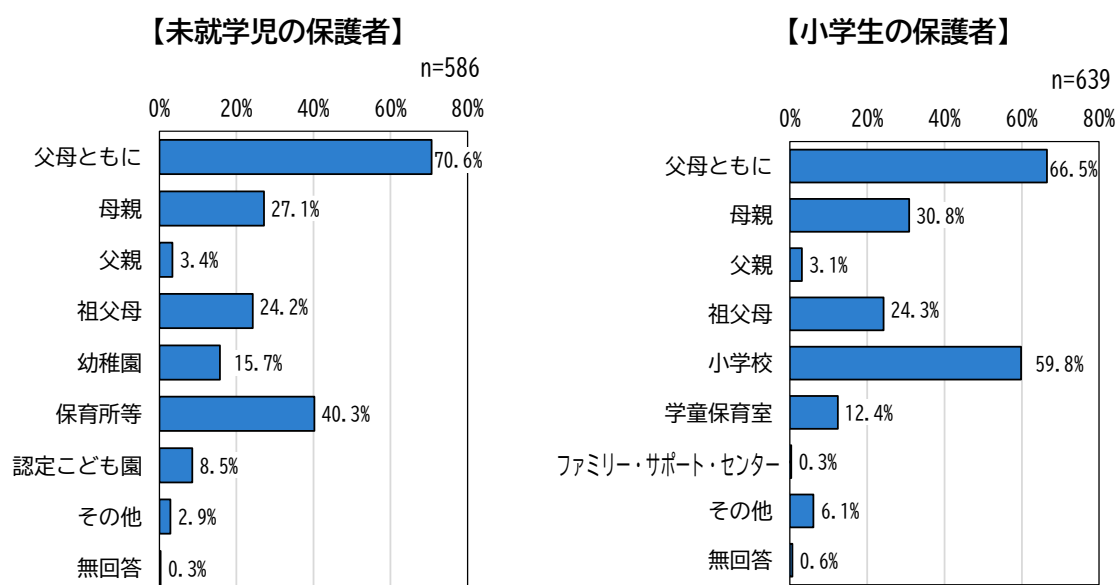
	回答数
小学1～3年生	513 件
小学4～6年生	583 件
中学生・高校生世代	175 件
大学生・若者 （20歳代まで）	328 件

(3)主な調査結果

子育てニーズ調査

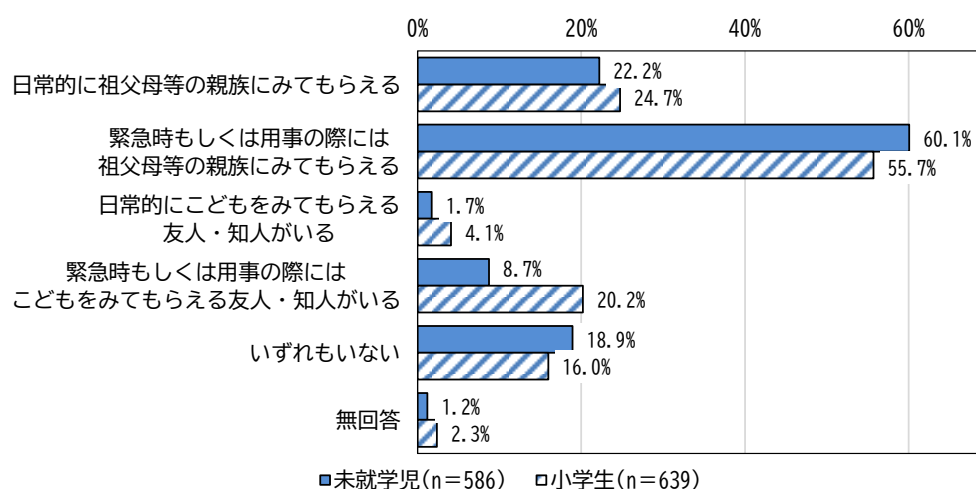
■日常的に子育てに関わっている方（複数回答）

未就学児の保護者への調査では、日常的に関わっている方については、「父母ともに」が70.6%と最も多く、次いで、「保育所等」が40.3%、「母親」が27.1%となっています。小学生の保護者への調査では、日常的に関わっている方については、「父母ともに」が66.5%と最も多く、次いで、「小学校」が59.8%、「母親」が30.8%となっています。



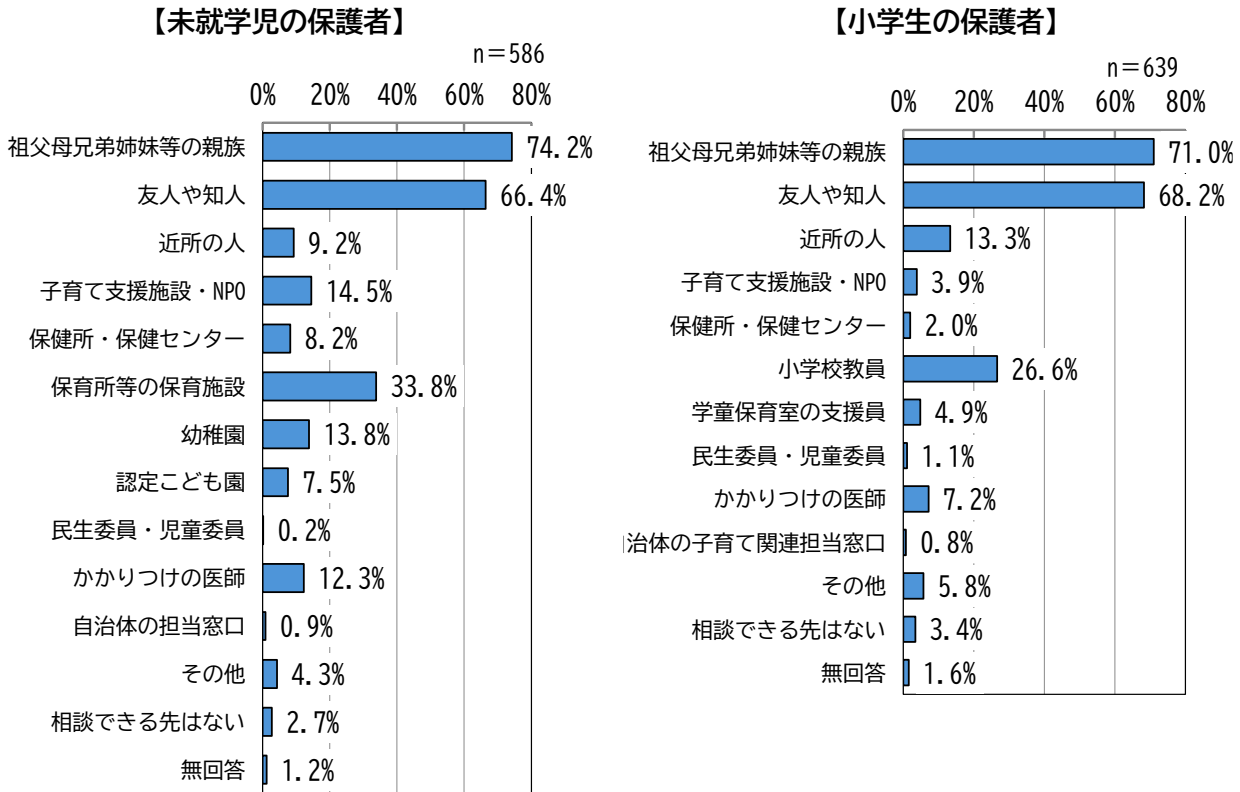
■身近な子育て環境について（複数回答）

未就学児の保護者の調査では、日頃、宛名のお子さんをみてもらえる親族・知人については、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が60.1%と最も多く、次いで、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が22.2%、「いずれもない」が18.9%となっています。



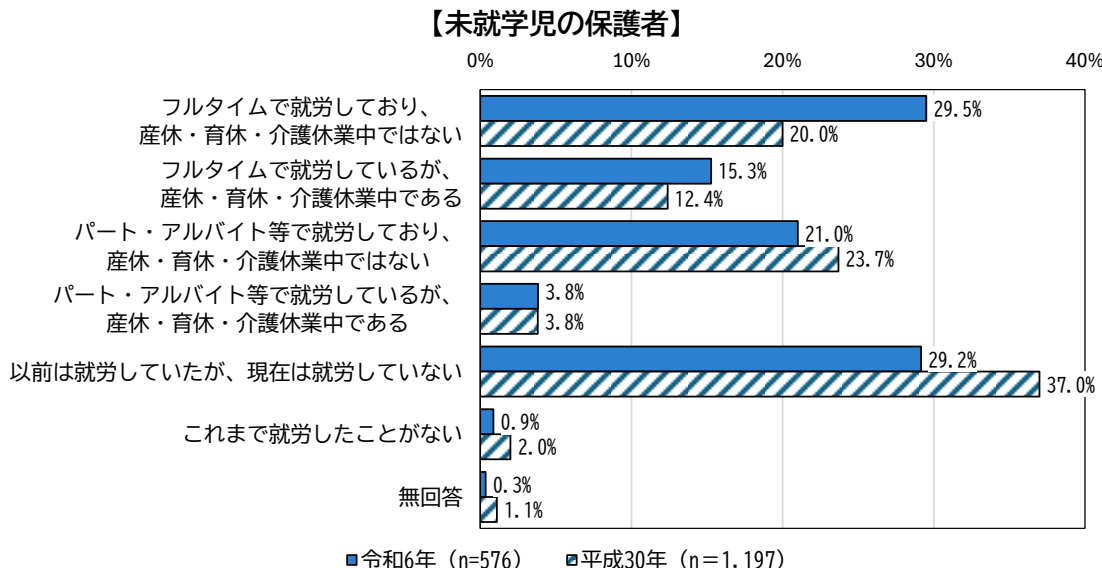
■子育てについて気軽に相談できる先（複数回答）

未就学児の保護者の調査では、「祖父母兄弟姉妹等の親族」が74.2%と最も多く、次いで、「友人や知人」が66.4%、「保育所等の保育施設」が33.8%となっています。小学生では、「祖父母兄弟姉妹等の親族」が71.0%と最も多く、次いで、「友人や知人」が68.2%、「小学校教員」が26.6%となっています。

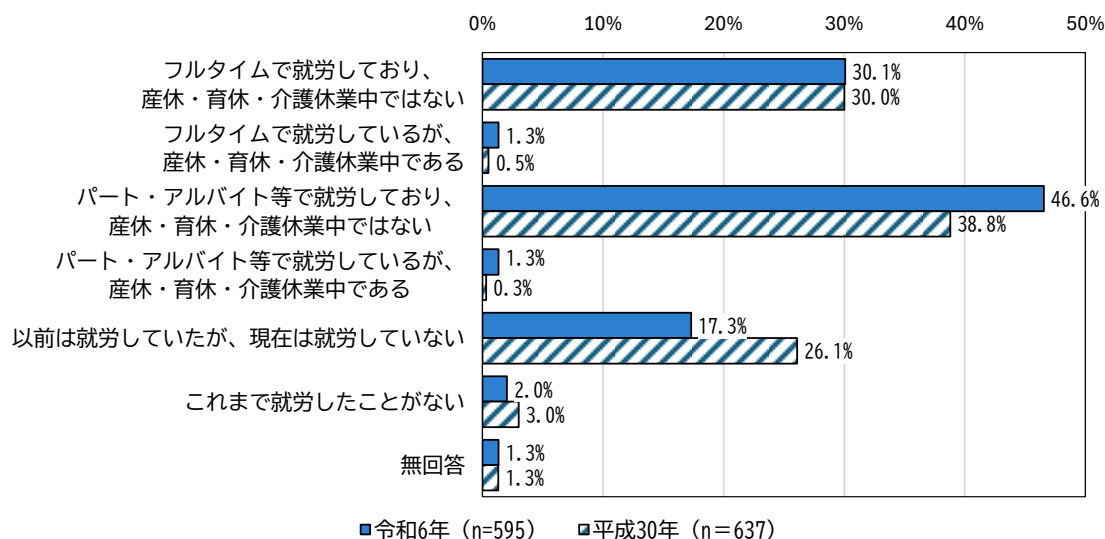


■母親の就労状況（単数回答）

未就学児の母親の就労状況では、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が29.5%と最も多く、小学生の母親では、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が46.6%と最も多くなっています。未就学児の保護者の調査の「以前は就労していたが現在は就労していない」が29.2%だったのに対し、小学生の母親は17.3%となっています。



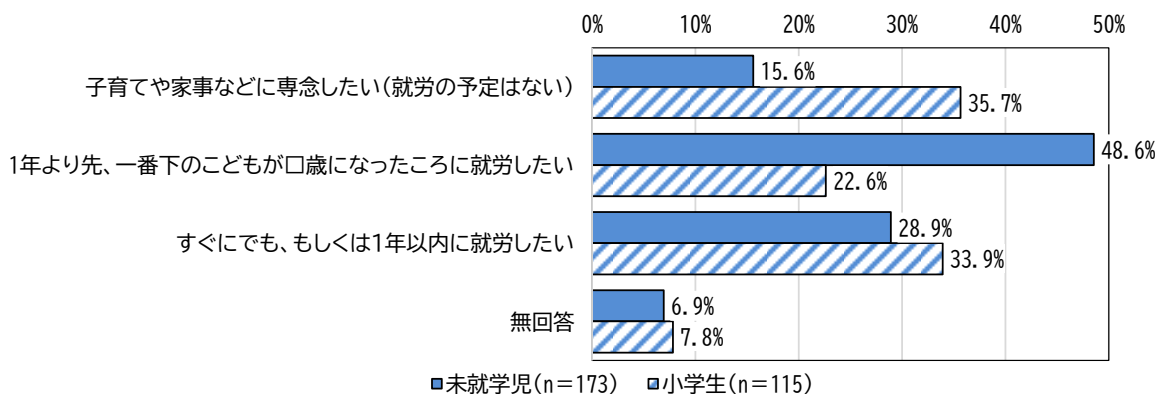
【小学生の保護者】



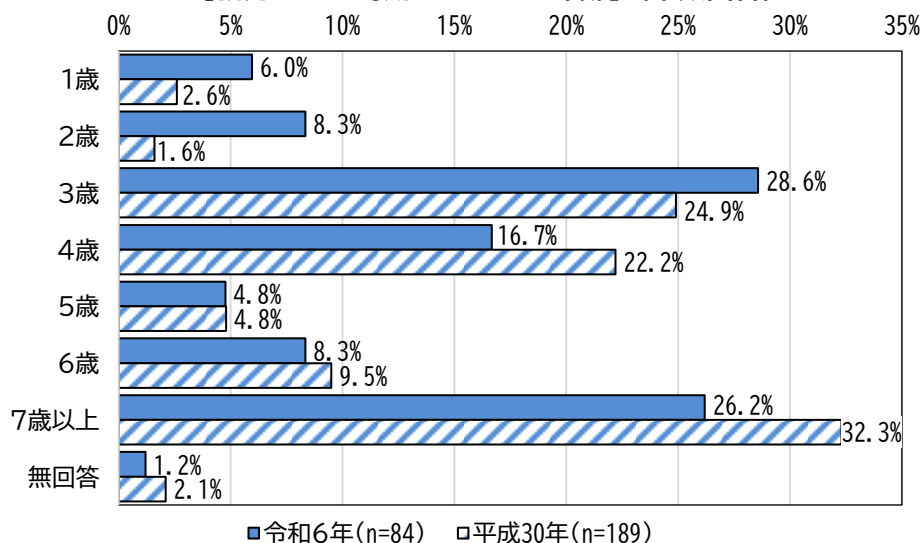
■母親の就労希望

未就学児の母親の就労状況では、「1年より先、一番下のこどもが〇歳になったころに就労したい」が48.6%と最も多く、小学生の母親では、「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」が35.7%と最も多くなっています。

【母親の就労希望】（単数回答）



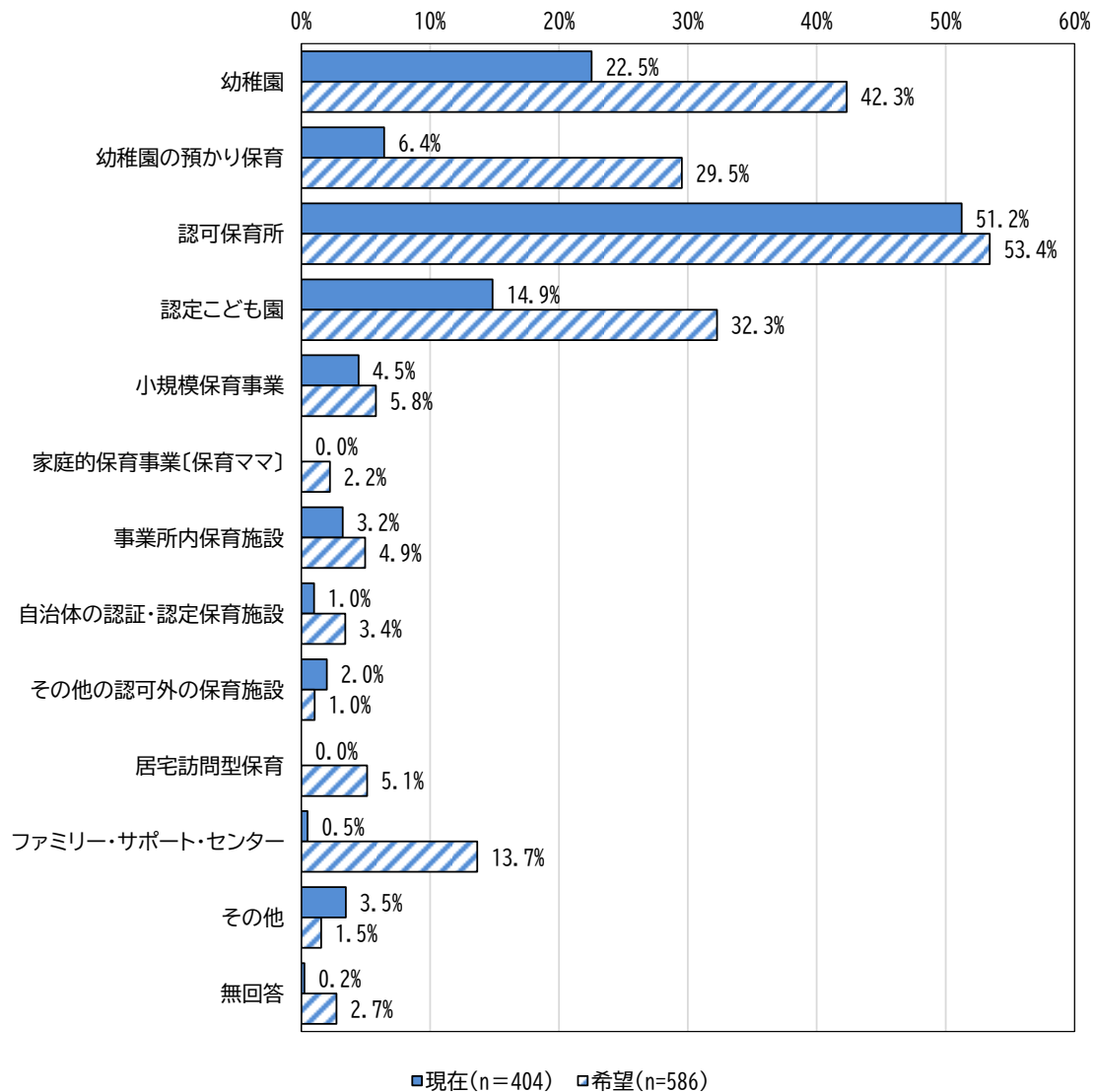
【就労したい時期のこどもの年齢】（単数回答）



■平日の定期的な教育・保育事業の利用の状況と今後の希望（複数回答）

平日の定期的な教育・保育の事業を利用している未就学児は、68.9%です。利用している事業では、認可保育所が51.2%と最も多く、次いで幼稚園22.5%、認定こども園14.9%です。

全ての人に伺った、今後利用したい事業では、認可保育所が53.4%、幼稚園42.3%、認定こども園32.3%です。利用状況と今後の希望を比較すると幼稚園の預かり保育が23.1ポイント、幼稚園が19.8ポイント、認定こども園が17.4ポイントとなっており、今後の希望が増加することが分かります。

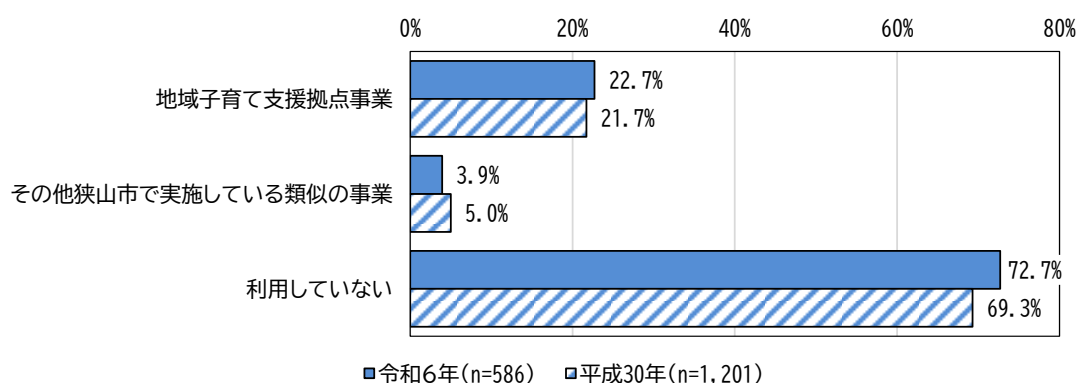


◇◇第2章 こどもをめぐる状況◇◇

■地域子育て支援拠点事業の利用状況（複数回答）と今後の利用意向（単数回答）

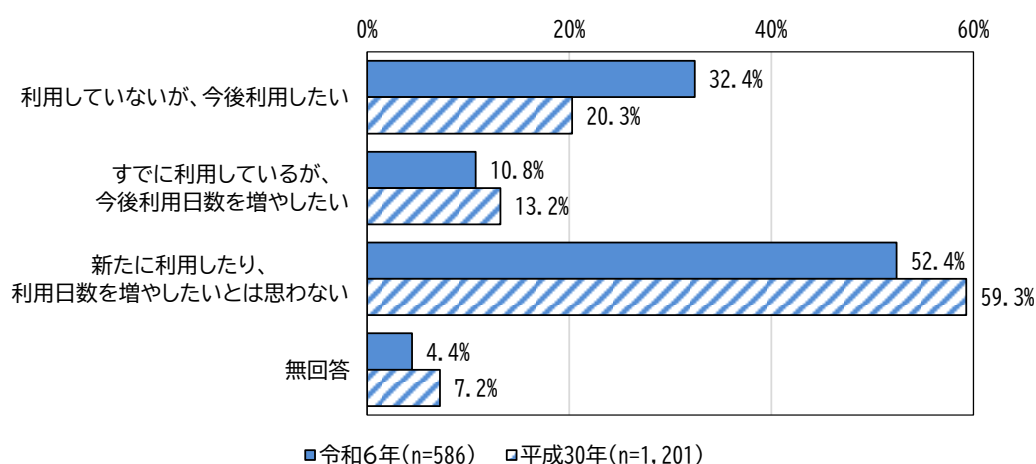
未就学児の地域子育て支援拠点事業については、「利用していない」が72.7%と多くなっていますが、利用している事業は、「地域子育て支援拠点事業（総合子育て支援センター、子育てプレイス新狭山・稲荷山・奥富・広瀬・入曽、地域子育て支援センターみつばさ愛育園・堀兼みつばさ保育園・風の森みどり保育園）」が22.7%、「その他狭山市で実施している類似の事業（わいわいルーム御狩場、その他上記以外の施設）」が3.9%となっています。

【利用状況】（複数回答）



また、今後の利用意向については「利用していないが、今後利用したい」が32.4%と前回の調査から12.1ポイント増加しています。

【今後の利用意向】（単数回答）



■事業の認知度（複数回答）

子育て支援事業で、知っているものでは、「小児救急電話相談事業（＃8000）」が86.9%と最も多く、次いで、「母親（父親）学級、両親学級、育児学級（保健センター）」が77.3%、「パパ・ママ応援ショップ優待カード」が76.6%となっています。

これまで利用したことがあるのでは、「母親（父親）学級、両親学級、育児学級（保健センター）」が53.4%と最も多く、次いで、「小児救急電話相談事業（＃8000）」が50.2%、「子育て支援情報誌（さやまし子育てガイドブック）」が49.7%となっています。

今後利用したいと思うものでは、「子育て支援情報誌（さやまし子育てガイドブック）」が70.5%と最も多く、次いで、「図書館の事業（絵本・紙芝居などの読み聞かせなど）」が64.7%、「ファミリー・サポート・センター」が59.7%となっています。

事業	知っている		これまでに利用 したことがある		今後利用したい	
	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ
母親（父親）学級、両親学級、育児学級（保健センター）	77.3%	18.1%	53.4%	39.8%	47.3%	44.5%
保健センターの相談事業	62.3%	33.1%	32.8%	60.2%	35.2%	57.0%
家庭教育に関する学級・講座	28.3%	66.7%	24.7%	66.7%	43.7%	48.0%
公民館主催のこども・子育てに関する講座	56.3%	39.6%	36.3%	56.0%	51.9%	40.1%
教育センター・教育相談	34.8%	60.6%	4.6%	86.7%	25.4%	66.0%
保育所や幼稚園の園庭等の開放	61.4%	31.6%	39.9%	54.1%	45.9%	46.2%
児童館	63.3%	30.5%	49.0%	45.7%	50.0%	41.6%
総合子育て支援センター、子育てプレイス、わいわいルーム	51.7%	42.3%	36.3%	58.2%	35.7%	56.3%
地域子育て支援センター	56.5%	38.2%	25.6%	67.4%	43.2%	48.0%
ファミリー・サポート・センター	63.3%	32.9%	35.5%	57.7%	59.7%	32.4%
家庭児童相談室（相談事業）	30.4%	65.7%	19.1%	73.2%	46.2%	45.4%
子育て支援情報誌（さやまし子育てガイドブック）	60.4%	35.2%	49.7%	43.3%	70.5%	21.3%
子育て支援情報（狭山市子育てサイト HomeCiao、狭山市地域ポータルサイトさやまルシェ）	50.5%	45.7%	45.9%	47.3%	35.7%	56.3%
養育支援訪問事業	13.8%	82.6%	15.5%	76.5%	7.0%	84.5%
産前・産後ヘルパー派遣事業	41.1%	54.4%	24.7%	67.1%	20.0%	71.2%
産後ケア事業	65.7%	30.5%	9.2%	82.9%	49.8%	41.5%
図書館の事業（絵本・紙芝居などの読み聞かせなど）	59.6%	36.5%	15.2%	78.2%	64.7%	27.3%
認定こども園	73.4%	23.2%	16.9%	75.4%	57.7%	34.1%
地域子ども教室	52.4%	43.7%	17.6%	74.9%	50.0%	42.2%
パパ・ママ応援ショップ優待カード	76.6%	18.6%	44.0%	49.8%	49.3%	42.5%
家庭教育アドバイザー	40.3%	55.8%	9.2%	82.8%	33.8%	57.0%
小児救急電話相談事業（＃8000）	86.9%	7.8%	50.2%	43.9%	57.0%	35.3%
病児・病後児保育	64.5%	31.9%	3.6%	88.7%	28.5%	62.5%
訪問型子育て支援事業	49.8%	45.9%	11.9%	80.2%	24.7%	66.2%

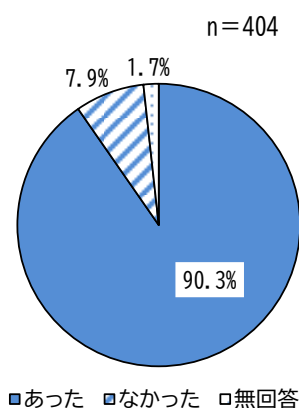
◇◇第2章 こどもをめぐる状況◇◇

■病気やケガで利用できなかった場合の対処方法（単数回答）

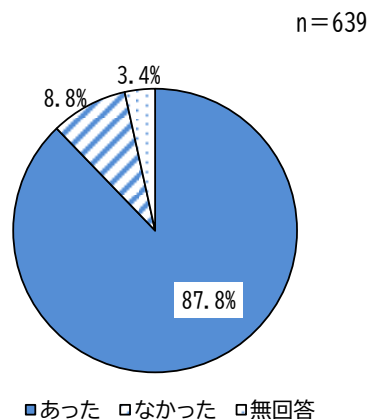
平日の定期的な教育・保育の事業を利用している未就学児の保護者の調査で、お子さんが病気やケガで通常の事業が利用できなかったことがあったかについては、「あった」が90.3%に対し、「なかった」が7.9%となっています。

小学生の保護者では、病気やケガで学校を休むことが「あった」が87.8%、「なかった」が8.8%となっています。

【未就学児の保護者】（単数回答）

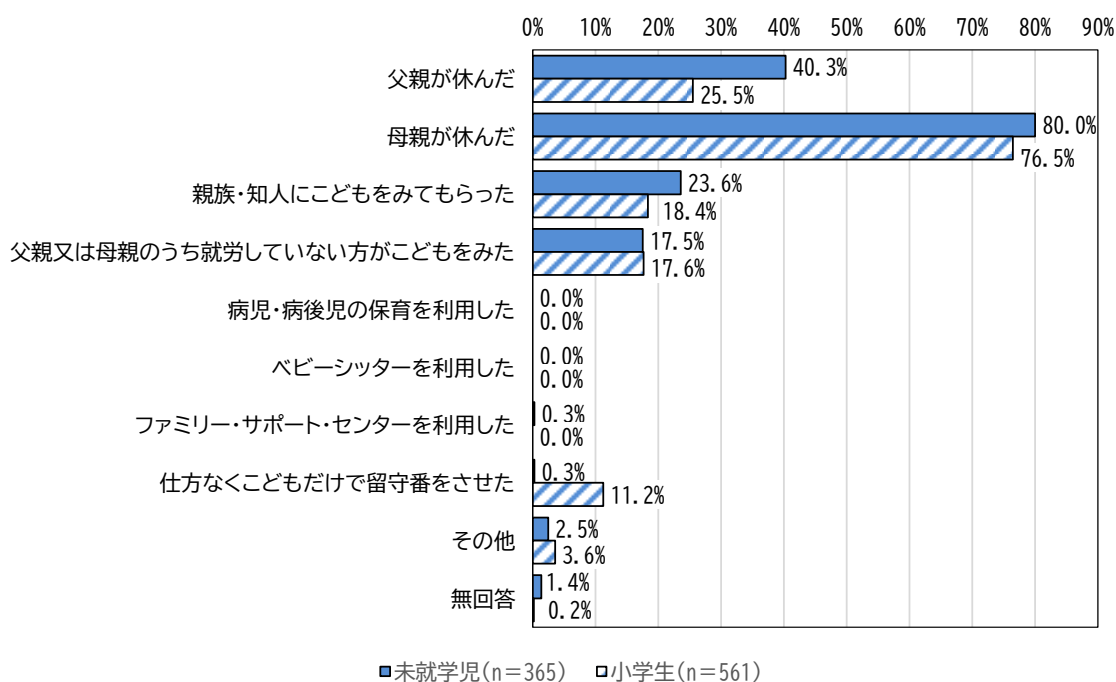


【小学生の保護者】（単数回答）

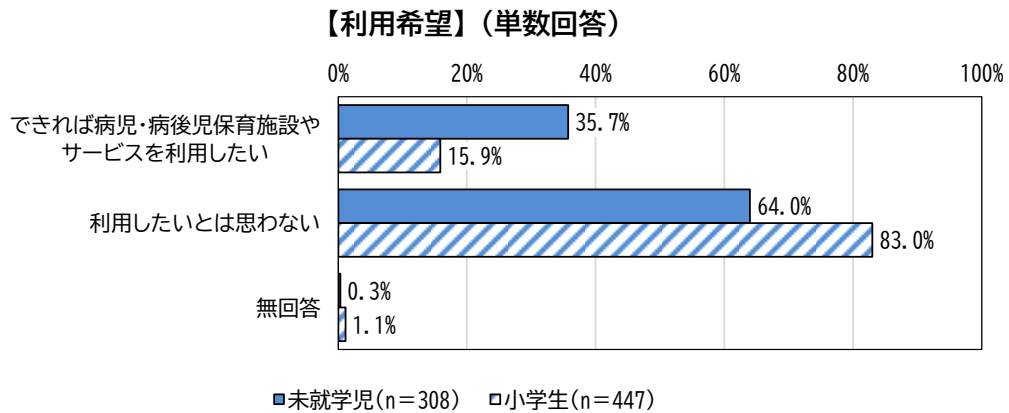


「あった」と回答した方のうち、病気やけがで普段利用している教育・保育の事業や学校や学童などのサービスが利用できなかった場合の対処方法（複数回答）については、「母親が休んだ」が未就学児の保護者の調査で80.0%、小学生で76.5%と最も多く、次いで、「父親が休んだ」、「親族・知人にこどもをみてもらった（家族以外の同居者を含む）」となっています。

【病気やけがで普段利用している教育・保育の事業や学校や学童などのサービスが利用できなかった場合の対処方法】（複数回答）

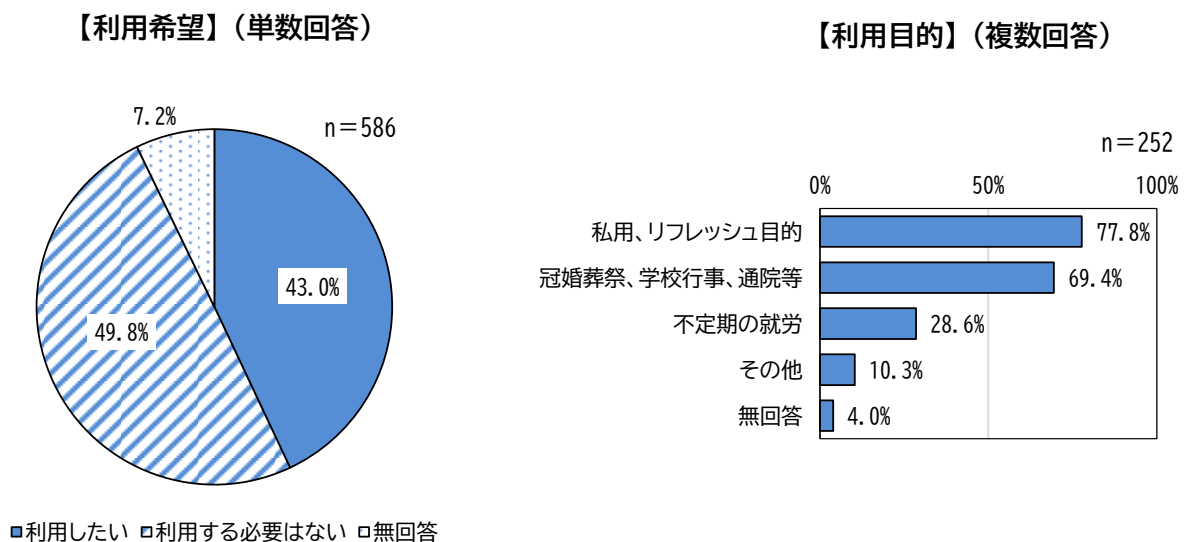


父親又は母親が休んだと回答された方で、「できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したい」と思ったかについては、「できれば病児・病後児保育施設やサービスを利用したい」が未就学児の保護者の調査で 35.7%、小学生 15.9%に対し、「利用したいとは思わない」が未就学児 64.0%、小学生 83.0%となっています。



■不定期の教育・保育事業について

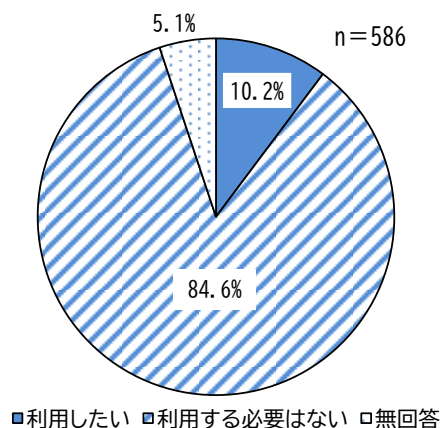
日中の定期的な保育や病気のため以外に、私用、親の通院、不定期の就労などの目的で不定期的に教育・保育事業を利用したいかについては、「利用したい」が 43.0%に対し、「利用する必要はない」が 49.8%となっています。また、利用したい人の事業の利用目的については、「私用（買物、習い事等）、リフレッシュ目的」が 77.8%と最も多く、次いで、「冠婚葬祭、学校行事、家族の通院等」が 69.4%、「不定期の就労（週3日程度の就労を含む）」が 28.6%となっています。



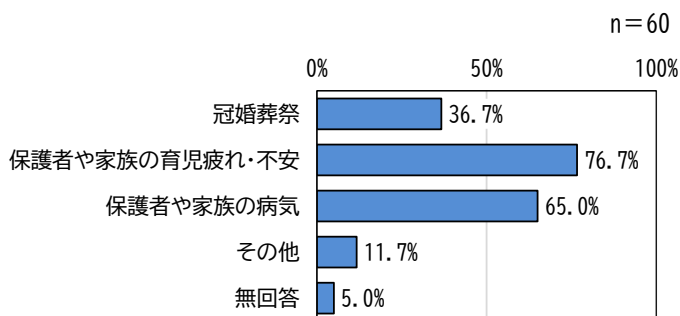
◇◇第2章 こどもをめぐる状況◇◇

宿泊を伴う保護者の用事（冠婚葬祭、保護者・家族（兄弟姉妹含む）の育児疲れや育児不安、病気など）により、泊りがけで家族以外に預ける事業については、「利用したい」が 10.2%に対し、「利用する必要はない」が 84.6%となっています。また、利用目的については、「保護者や家族の育児疲れ・不安」が 76.7%と最も多く、次いで、「保護者や家族の病気」が 65.0%、「冠婚葬祭」が 36.7%となっています。

【利用希望】（単数回答）

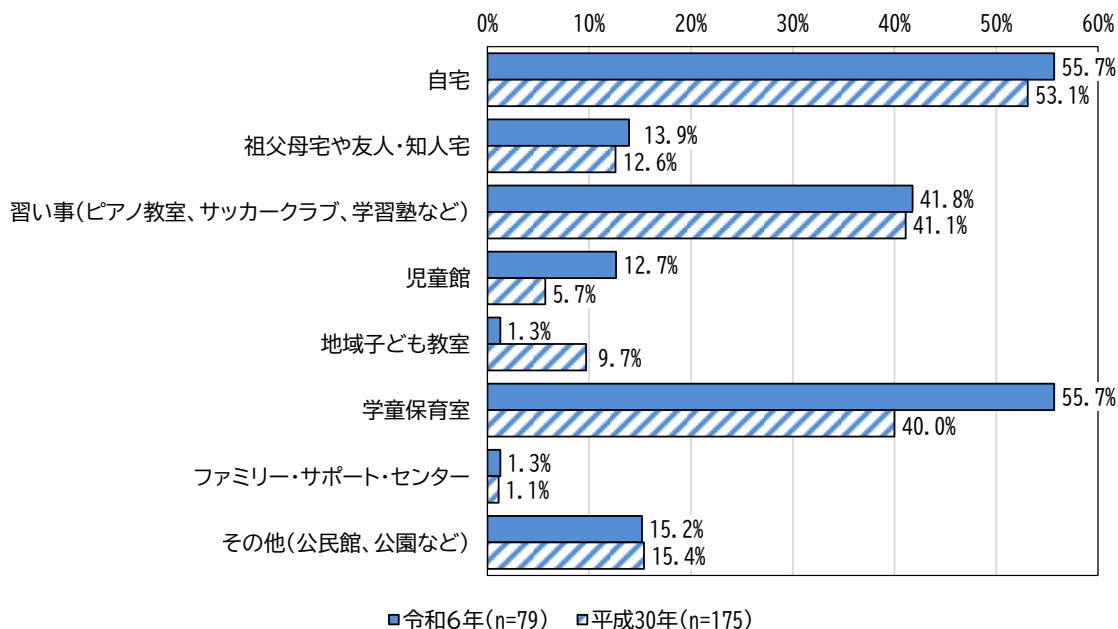


【利用目的】（複数回答）



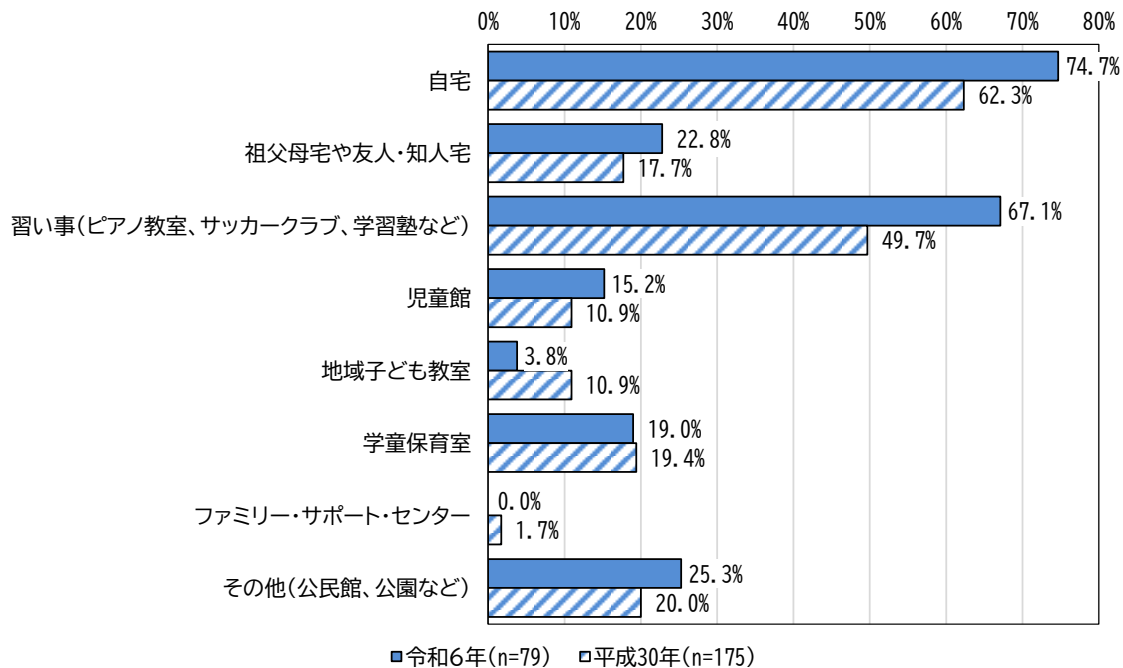
■希望する小学校低学年での放課後の過ごし方（複数回答）

5歳以上の未就学児の保護者の調査では、小学校低学年の放課後の過ごし方について、「自宅」、「学童保育室」がともに 55.7%と最も多く、次いで、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が 41.8%となっています。平成 30 年と比較すると学童保育室の希望が大きく伸びています。



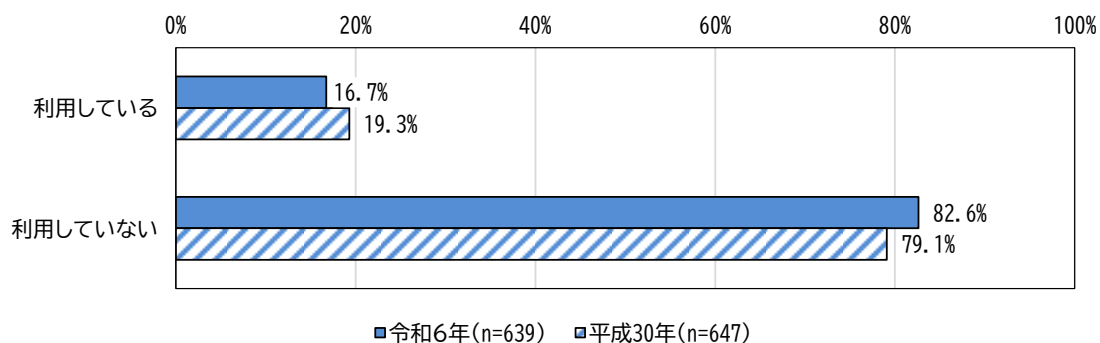
■希望する小学校高学年での放課後の過ごし方（複数回答）

5歳以上の未就学児の保護者の調査では、小学校高学年の放課後の過ごし方について、「自宅」が74.7%と最も多く、次いで、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が67.1%となっています。



■学童保育の利用状況について（単数回答）

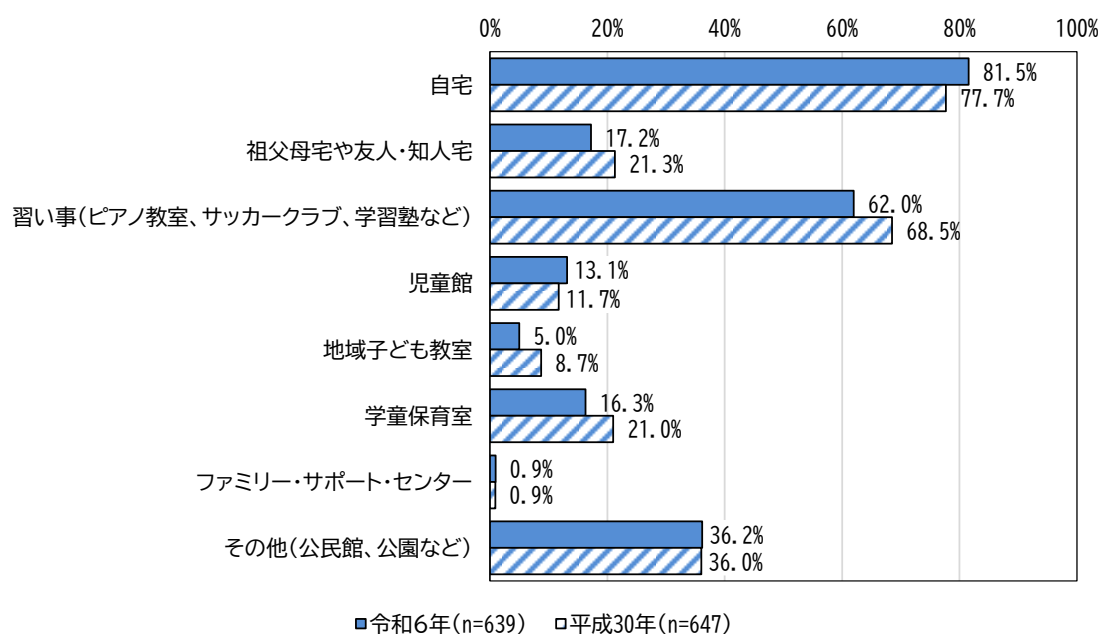
小学生の保護者の調査では、学童保育室の利用について、「利用している」が16.7%に対し、「利用していない」が82.6%となっています。平成30年と比較すると、「利用していない」が3.5ポイント増加しています。



◇◇第2章 こどもをめぐる状況◇◇

■希望する放課後の過ごし方（複数回答）

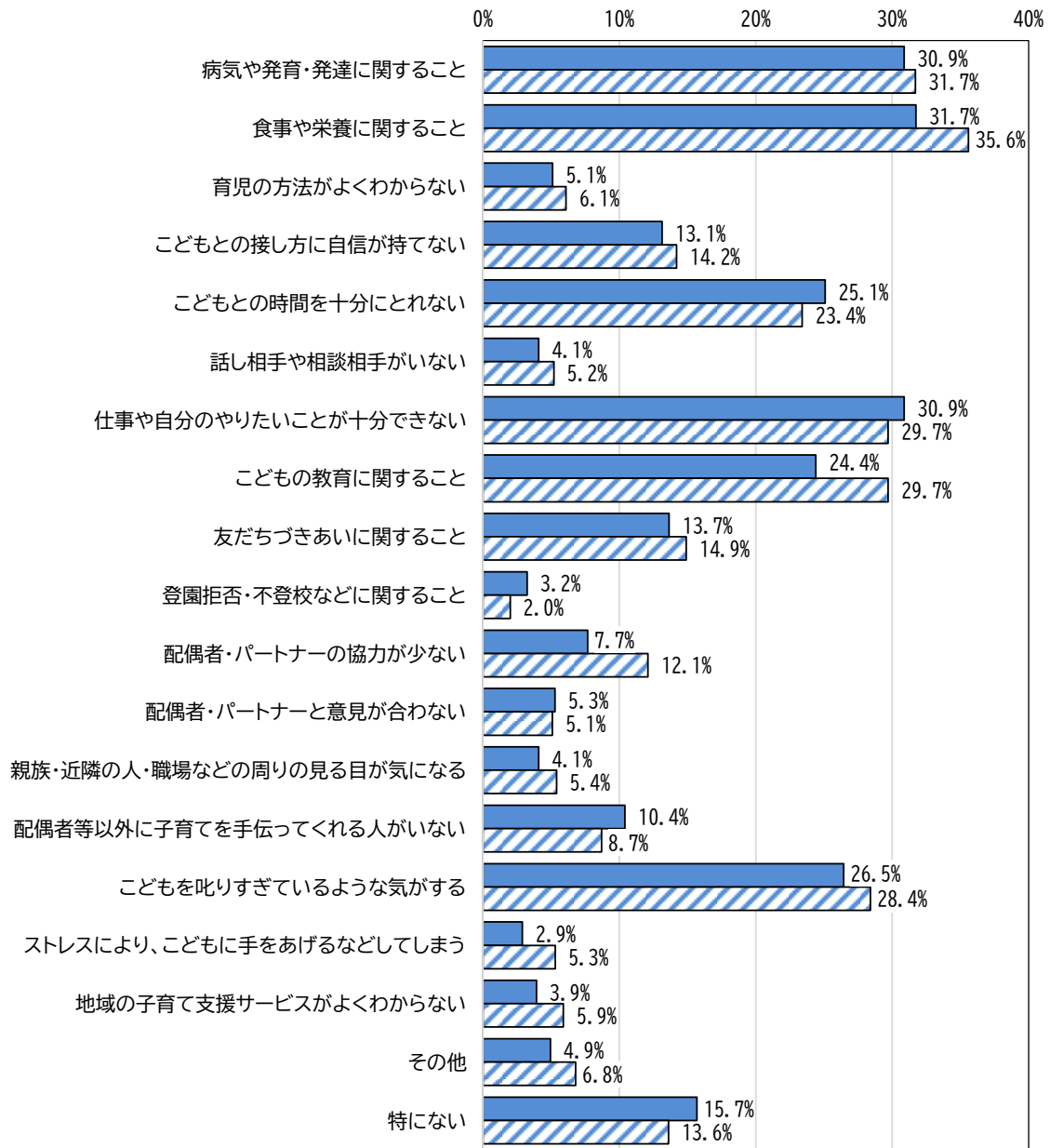
小学生の保護者が希望するこどもの放課後の時間を過ごす場所については、「自宅」が81.5%と最も多く、次いで、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が62.0%となっています。



■子育てに関する日頃の悩み、気になること（5つまでの複数回答）

未就学児の保護者が子育てに関して、日頃悩んでいること又は気になることについては、「食事や栄養に関すること」が31.7%と最も多く、次いで、「病気や発育・発達に関すること」、「仕事や自分のやりたいことが十分できない」がともに30.9%となっています。

【未就学児の保護者】（複数回答）

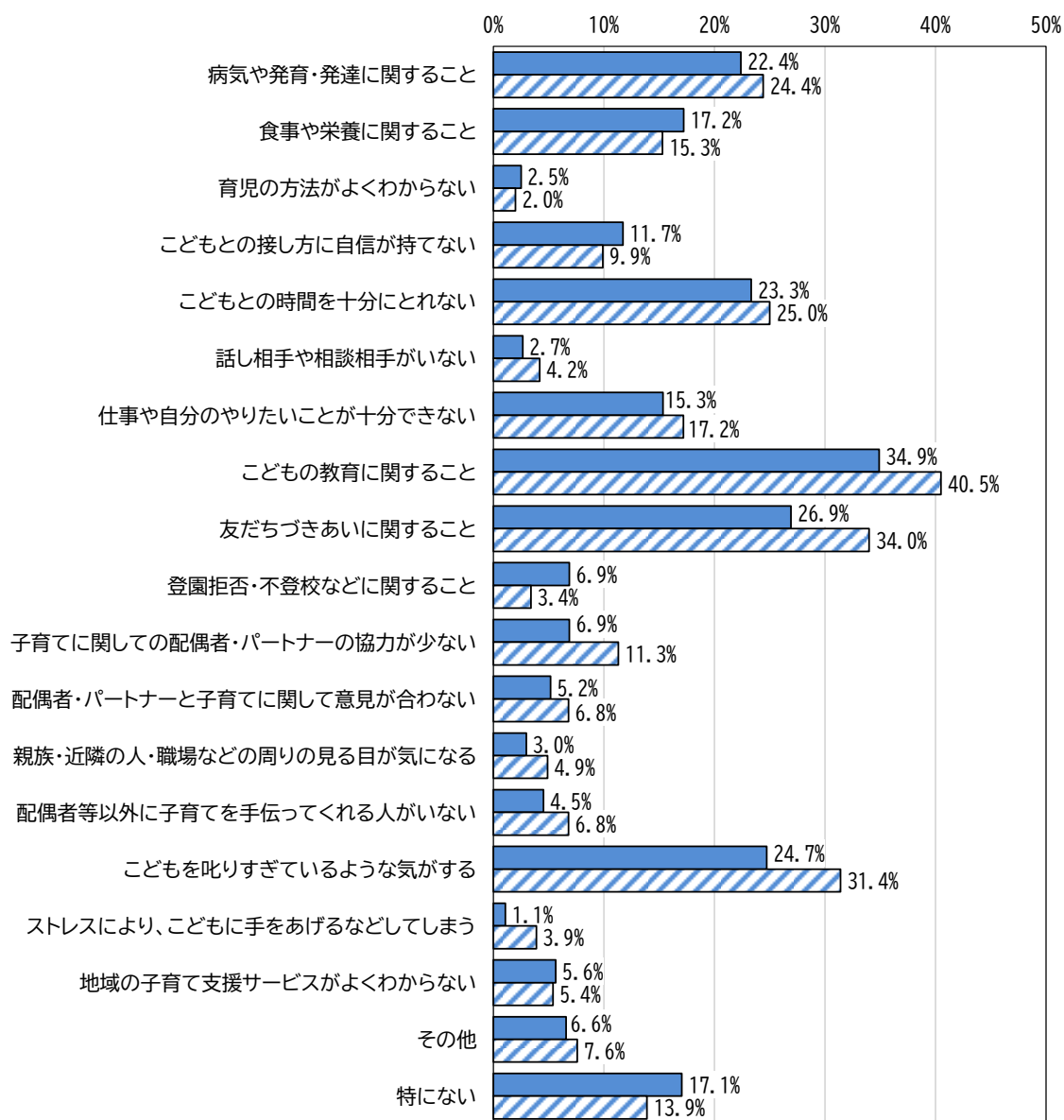


■令和6年(n=586) □平成30年(n=1,201)

◇◇第2章 こどもをめぐる状況◇◇

小学生の保護者が子育てに関して、日頃悩んでいること又は気になることについては、「こどもの教育に関すること」が34.9%と最も多く、次いで、「友だちづきあい（いじめなどを含む）に関すること」が26.9%、「こどもを叱りすぎているような気がする」が24.7%となっています。

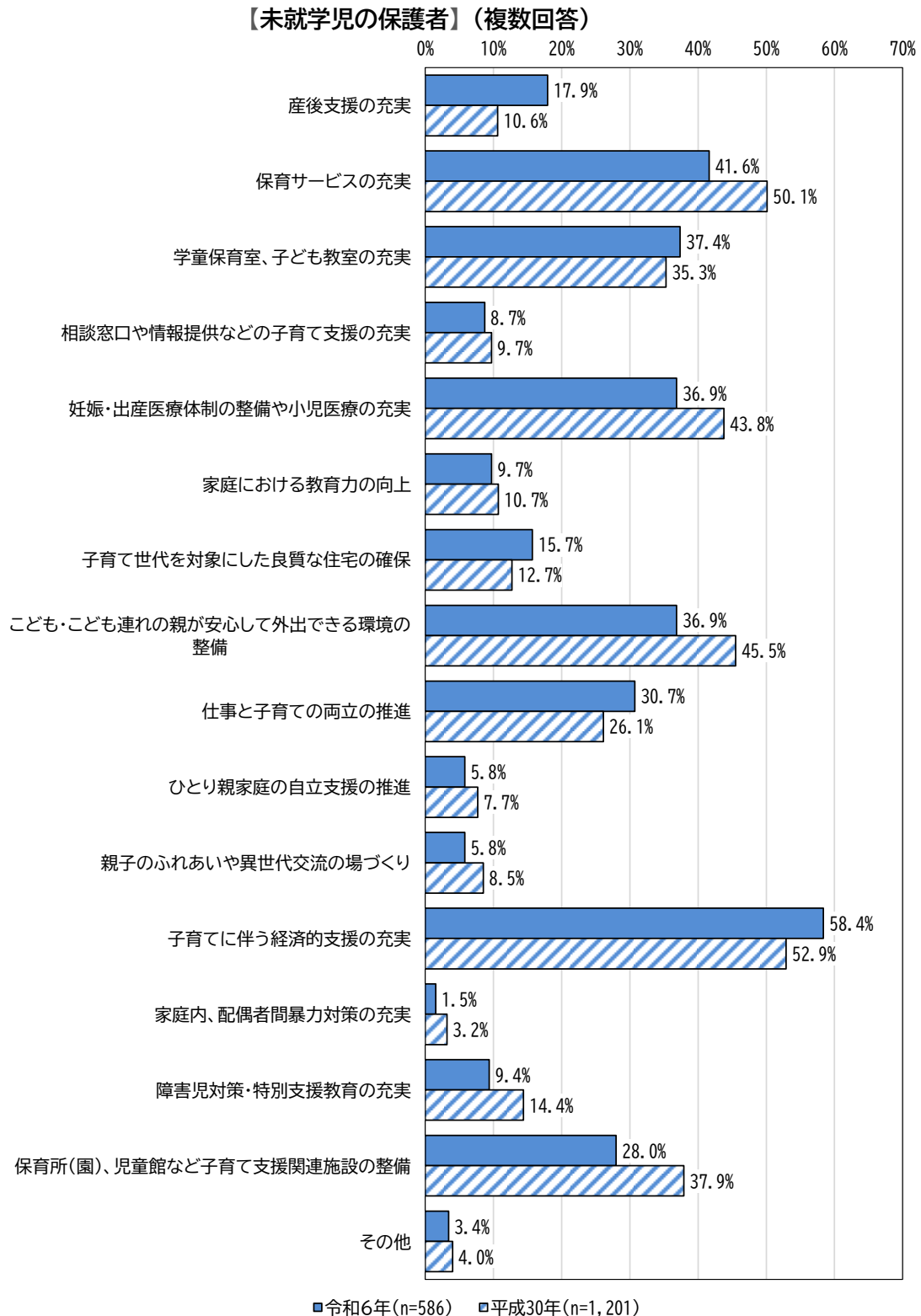
【小学生の保護者】（複数回答）



■令和6年(n=639) □平成30年(n=647)

■重点的に取り組むべき子育て支援環境づくり施策（5つまでの複数回答）

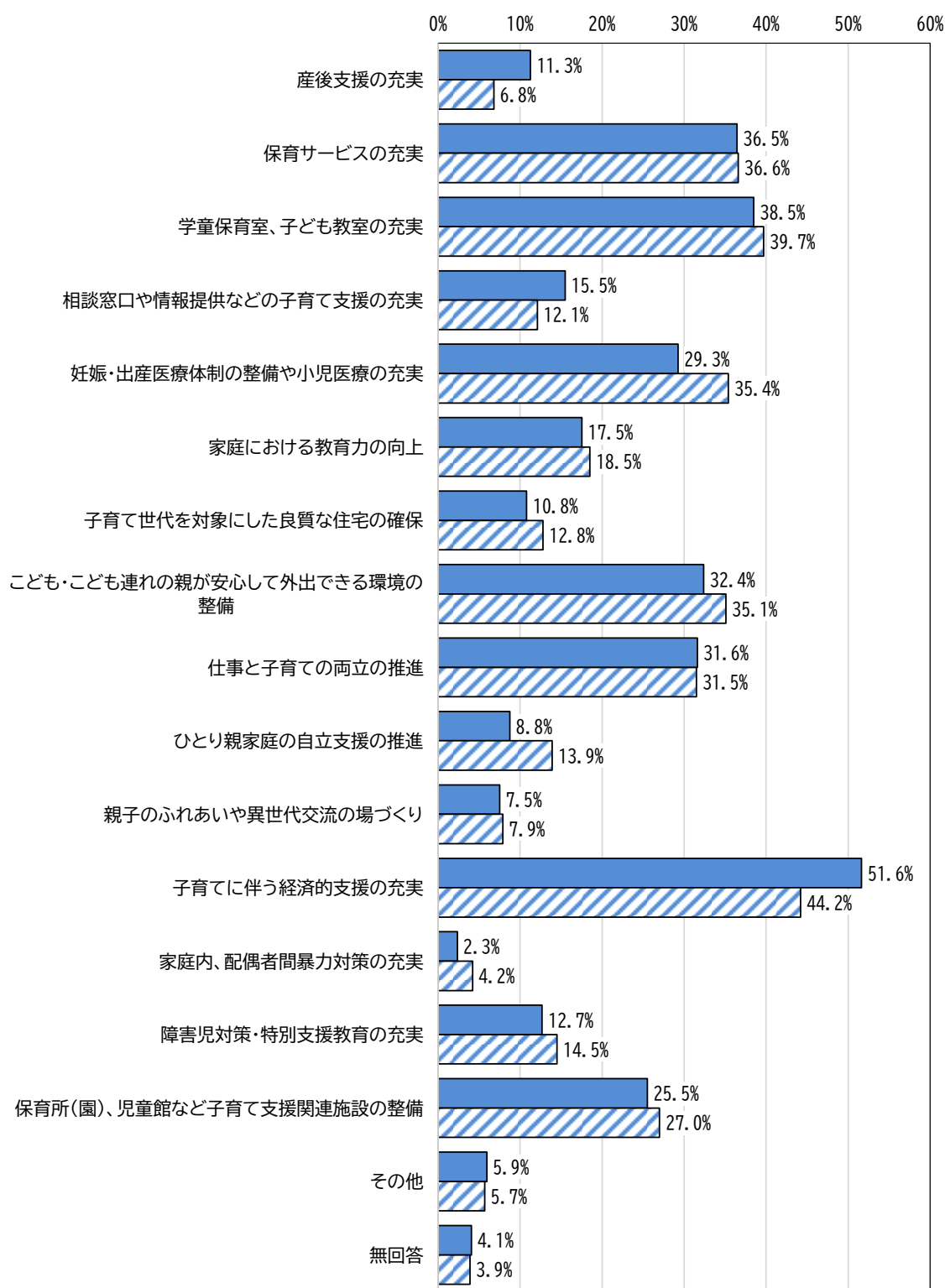
未就学児の保護者からみた子育て支援の環境づくりに対する施策について、市が重点的に取り組む必要が高いと思われるものについては、「子育てに伴う経済的支援の充実」が58.4%と最も多く、次いで、「保育サービスの充実（一時保育、延長保育、休日保育等など）」が41.6%、「学童保育室、子ども教室の充実（枠の拡大や時間の延長など）」が37.4%となっています。平成30年の調査と比較すると、「子育てに伴う経済的支援の充実」が5.5ポイント、「産後支援の充実」が7.3ポイント増加しています。



◇◇第2章 こどもをめぐる状況◇◇

小学生の保護者については、「子育てに伴う経済的支援の充実」が 51.6%と最も多く、次いで、「学童保育室、子ども教室の充実（枠の拡大や時間の延長など）」が 38.5%、「保育サービスの充実（一時保育、延長保育、休日保育等など）」が 36.5%となっています。平成 30 年の調査と比較すると、「子育てに伴う経済的支援の充実」が 7.4 ポイント、「産後支援の充実」が 4.5 ポイント増加しています。

【小学生の保護者】（複数回答）



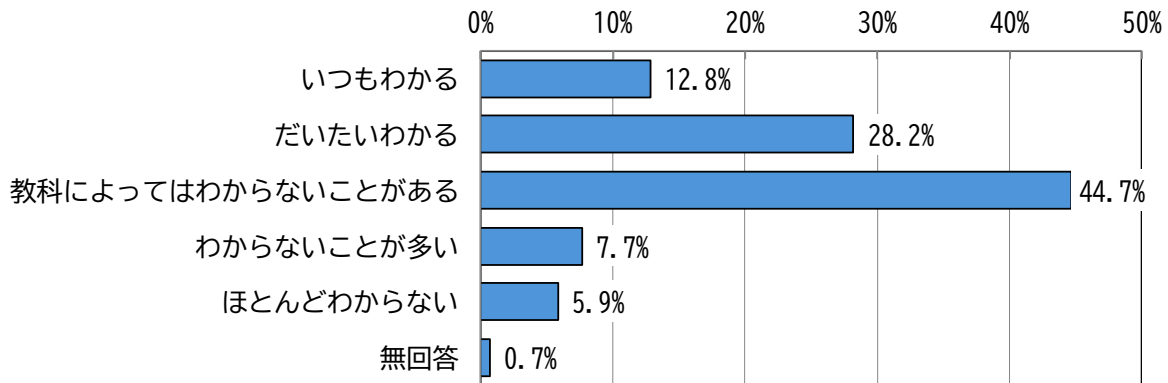
■令和6年(n=639) □平成30年(n=647)

生活状況調査

■中学生の学校の授業における理解（単数回答）

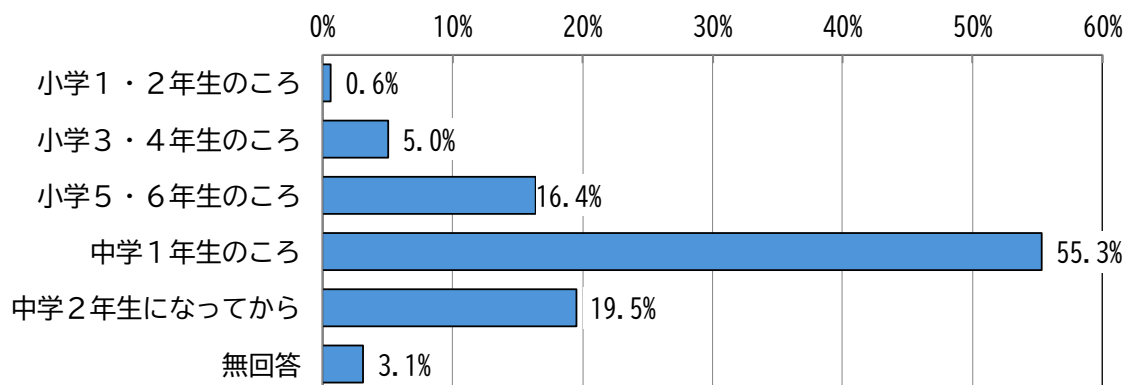
学校の授業がわからないことがあるかについては、「教科によってはわからないことがある」が44.7%と最も多く、次いで「だいたいわかる」が28.2%、「いつもわかる」が12.8%となっています。

n=273



「教科によってはわからないことがある」「わからないことが多い」「ほとんどわからない」のいずれかを選んだ方に、授業がわからないと感じた時期をきいたところ、「中学1年生のころ」が55.3%と最も多く、次いで「中学2年生になってから」が19.5%、「小学5・6年生のころ」が16.4%となっています。

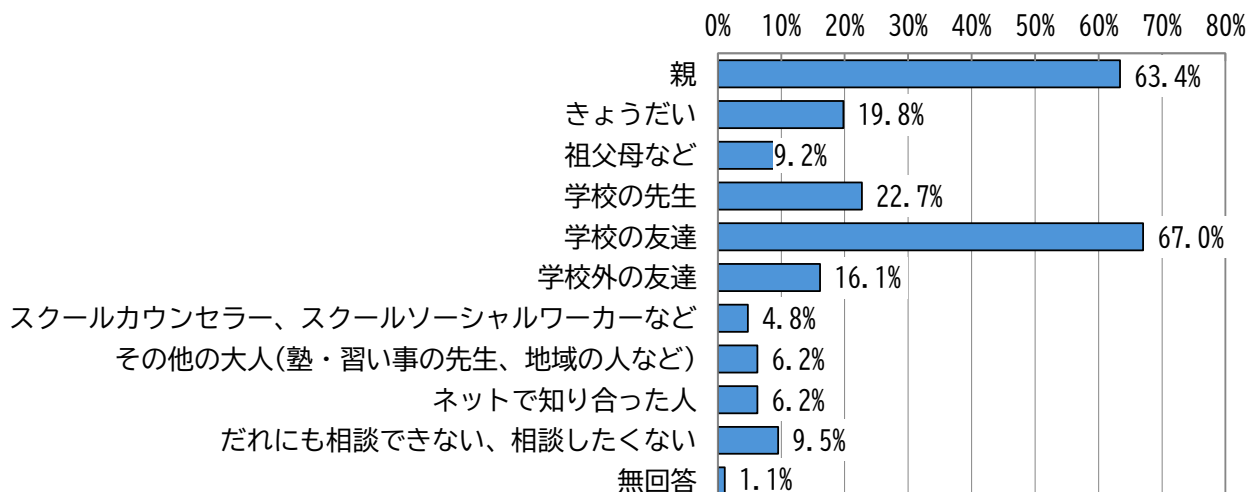
n=159



■中学生の悩みごとの相談先について（複数回答）

困っていることや悩みごとがあるとき、あなたが相談できると思う人については、「学校の友達」が67.0%と最も多く、次いで「親」が63.4%、「学校の先生」が22.7%となっています。

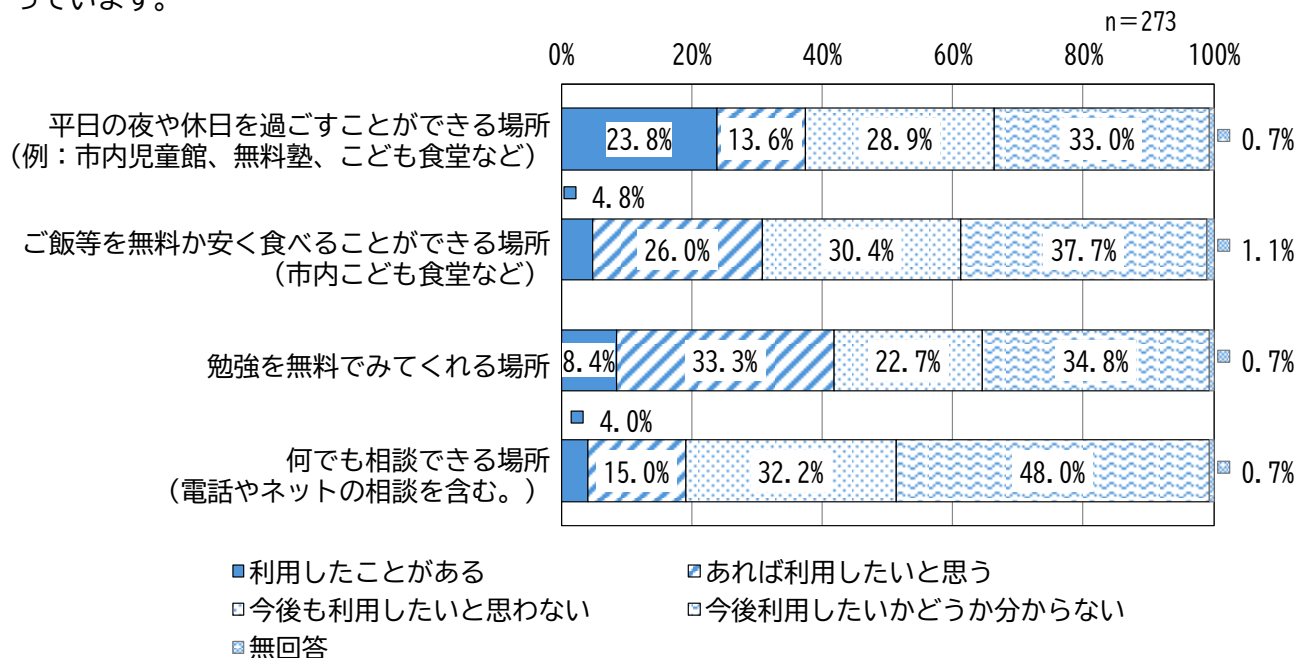
n=273



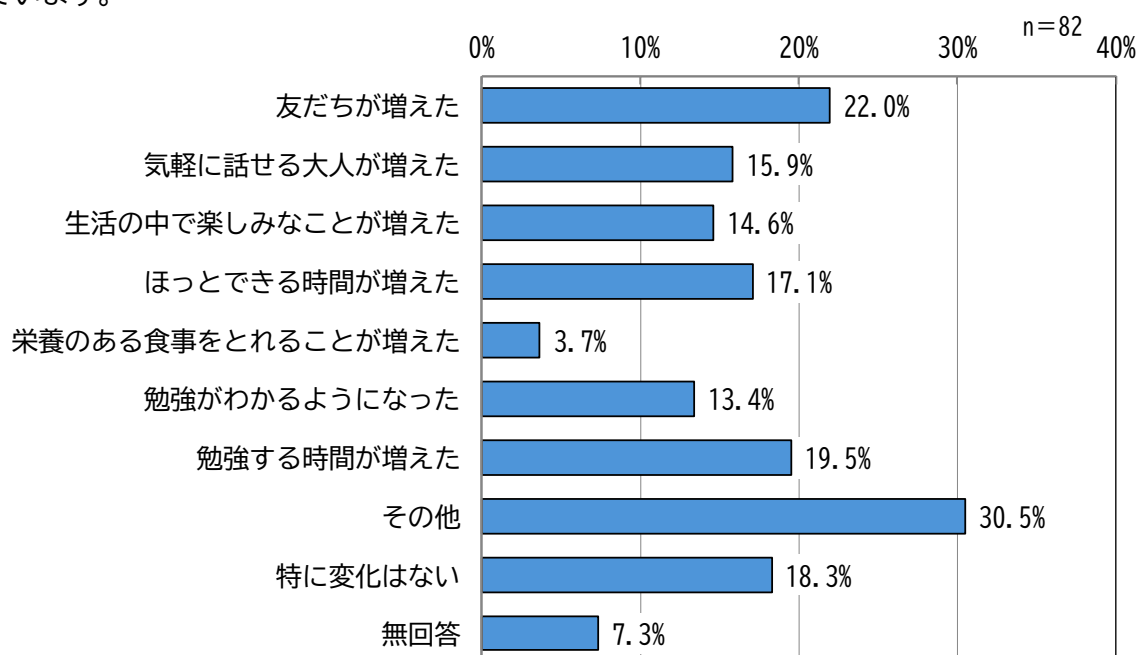
◇◇第2章 こどもをめぐる状況◇◇

■中学生の自宅や友人宅以外で過ごす場所について（単数回答）

（自分や友人の家以外で）平日の夜や休日を過ごすことができる場所については、「利用したことがある」が23.8%、「あれば利用したいと思う」が13.6%となっています。（自分や友人の家以外で）ご飯などを無料か安く食べることができる場所については、「あれば利用したいと思う」が26.0%となっています。勉強を無料でみてくれる場所については、「あれば利用したいと思う」が33.3%となっています。

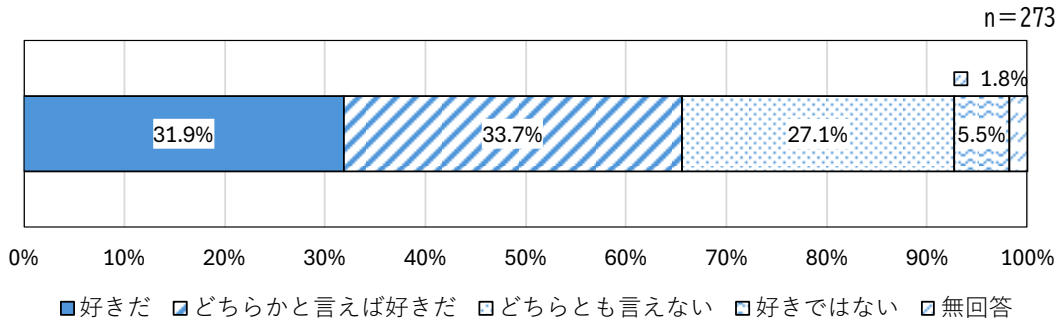


一つでも「利用したことがある」と回答した方に、利用したことで次のような変化があったかについては、「友だちが増えた」が22.0%と最も多く、次いで、「勉強する時間が増えた」が19.5%となっています。



■中学生が感じている本市の印象について（単数回答）

狭山市は好きかについては、「好きだ」、「どちらかといえば好きだ」を合わせて 65.6%となっています。

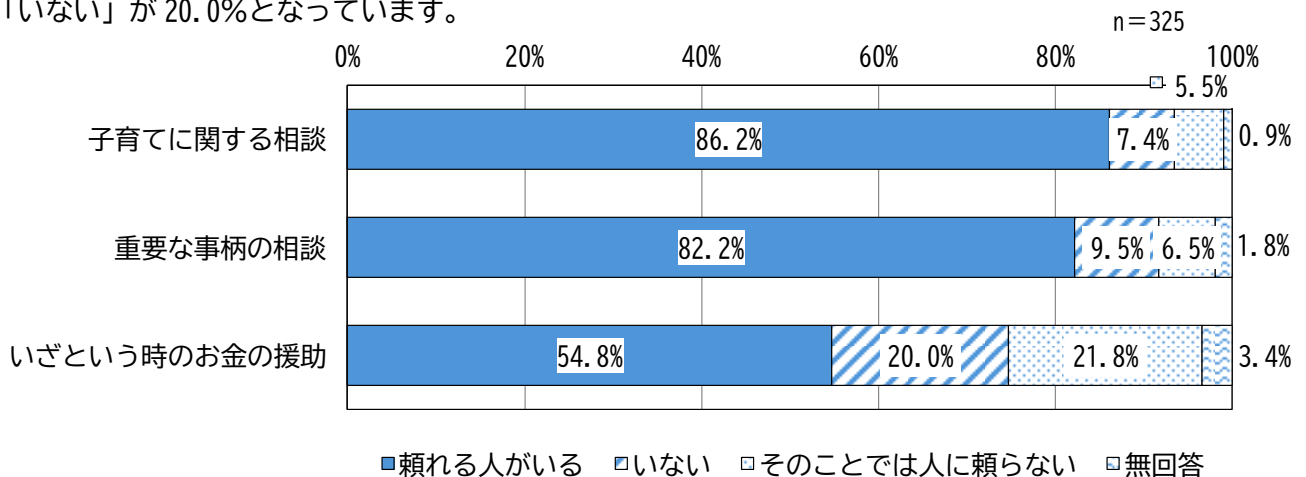


■中学生の保護者が頼れると感じている事柄について（単数回答）

頼れる人がいるかについて、子育てに関する相談では、「頼れる人がいる」が 86.2%と最も多く、次いで、「いない」が 7.4%、「そのことでは人に頼らない」が 5.5%となっています。

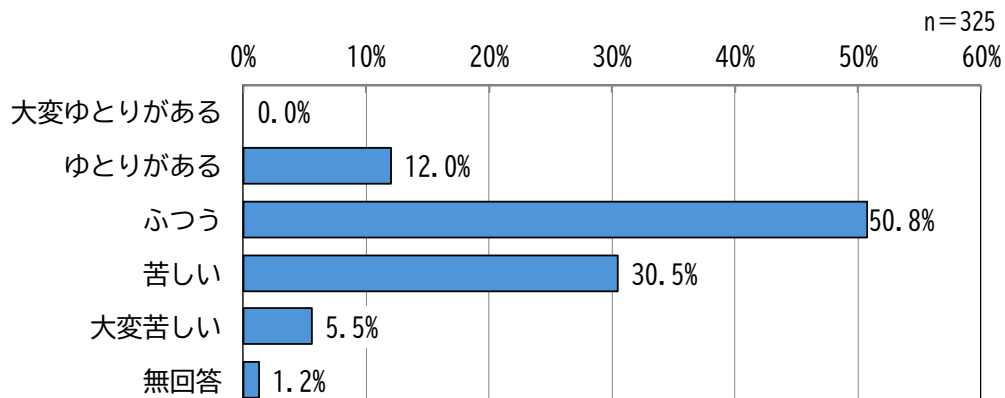
重要な事柄の相談では、「頼れる人がいる」が 82.2%と最も多く、次いで、「いない」が 9.5%、「そのことでは人に頼らない」が 6.5%となっています。

いざという時のお金の援助では、「頼れる人がいる」が 54.8%、「そのことでは人に頼らない」が 21.8%、「いない」が 20.0%となっています。



■中学生の保護者が感じている現在の暮らし（単数回答）

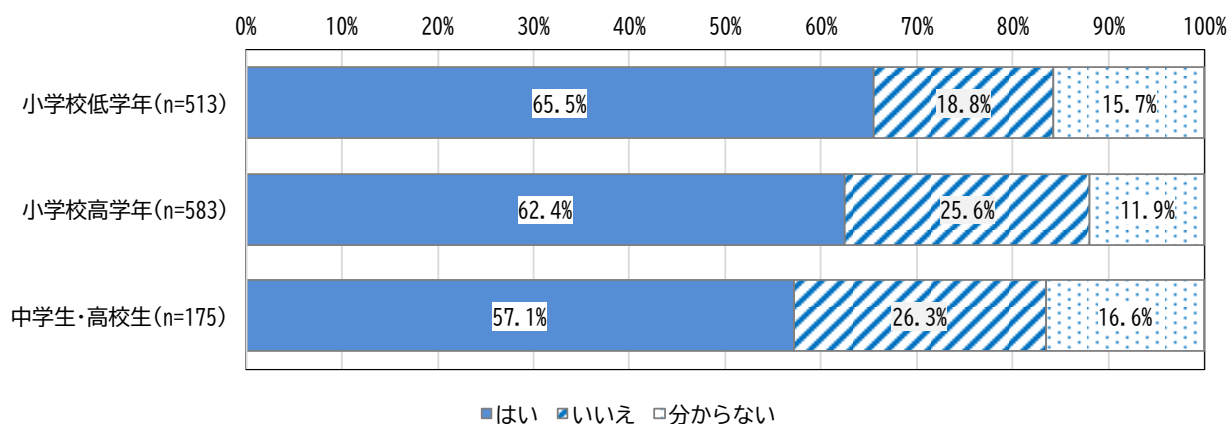
現在の暮らしの状況をどう感じているかについては、「ふつう」が 50.8%と最も多く、次いで「苦しい」が 30.5%、「ゆとりがある」が 12.0%となっています。



こども・若者からのWEBアンケート

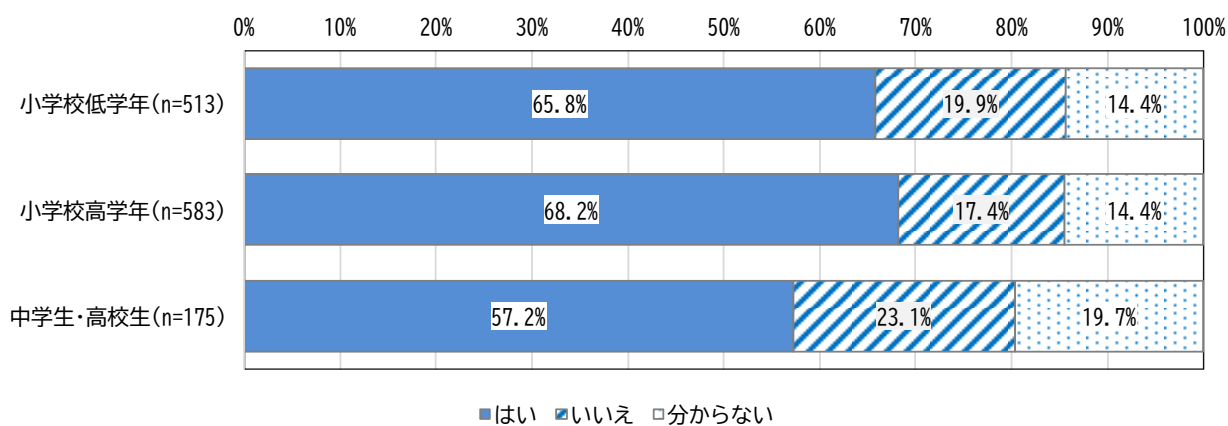
■小学生・中学生・高校生の家や学校以外の居場所に関する意識（単数回答）

家や学校のほかに「過ごしやすい」と思える場所が欲しいと思うかについては、いずれの回答も5割以上が「はい」と答えており、小学校低学年では65.5%、小学校高学年では62.4%、中学生・高校生では57.1%となっています。



■小学生・中学生・高校生の家や学校以外の居場所の状況（単数回答）

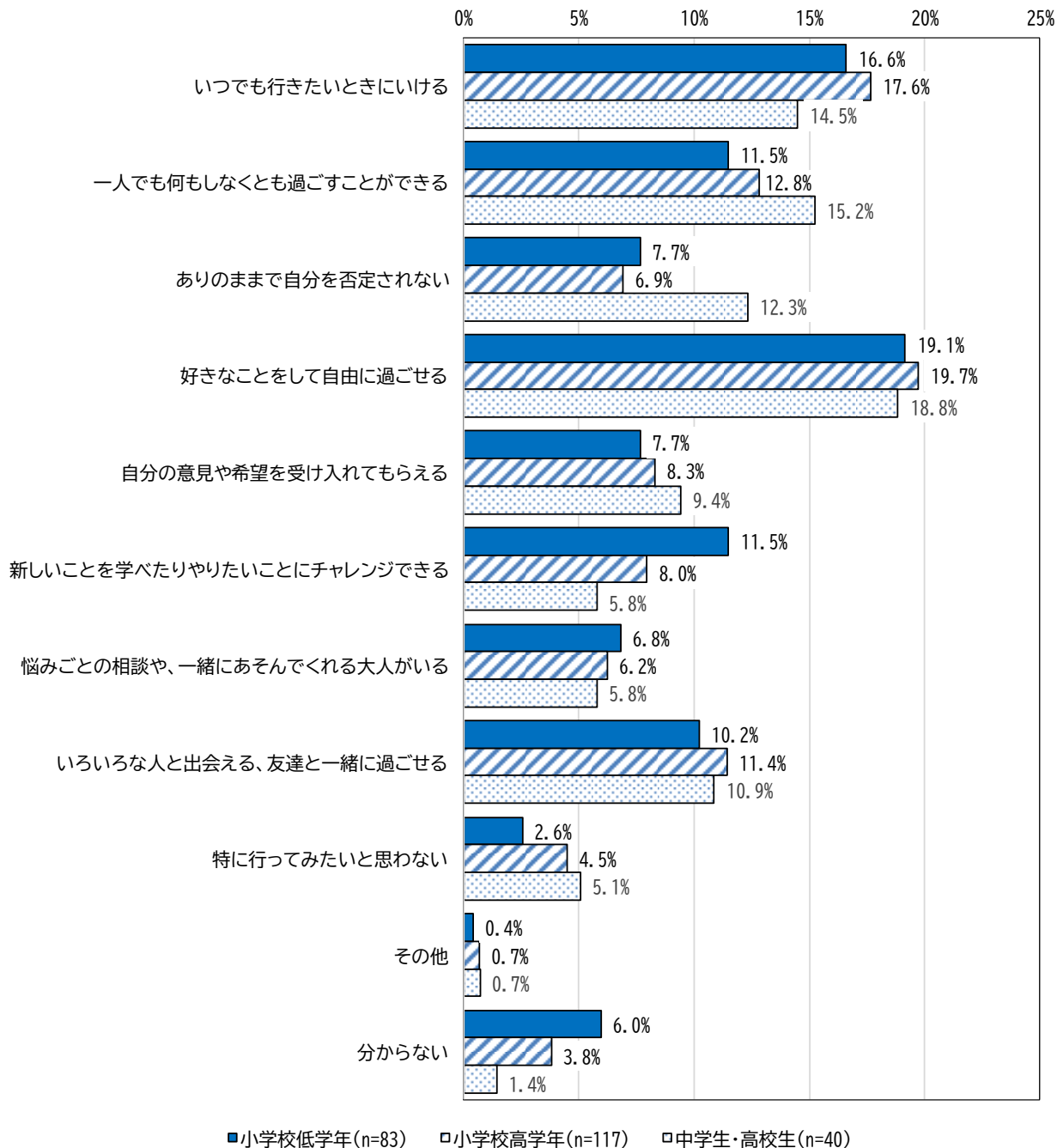
家や学校のほかに「過ごしやすい」と思える場所があるかについては、いずれの回答も5割以上が「はい」と答えており、小学校低学年では65.8%、小学校高学年では68.2%、中学生・高校生では57.2%となっています。



■小学生・中学生・高校生の過ごしやすいと思える場所の意識（複数回答）

〈過ごしやすい場所が「ない」と答えた人〉

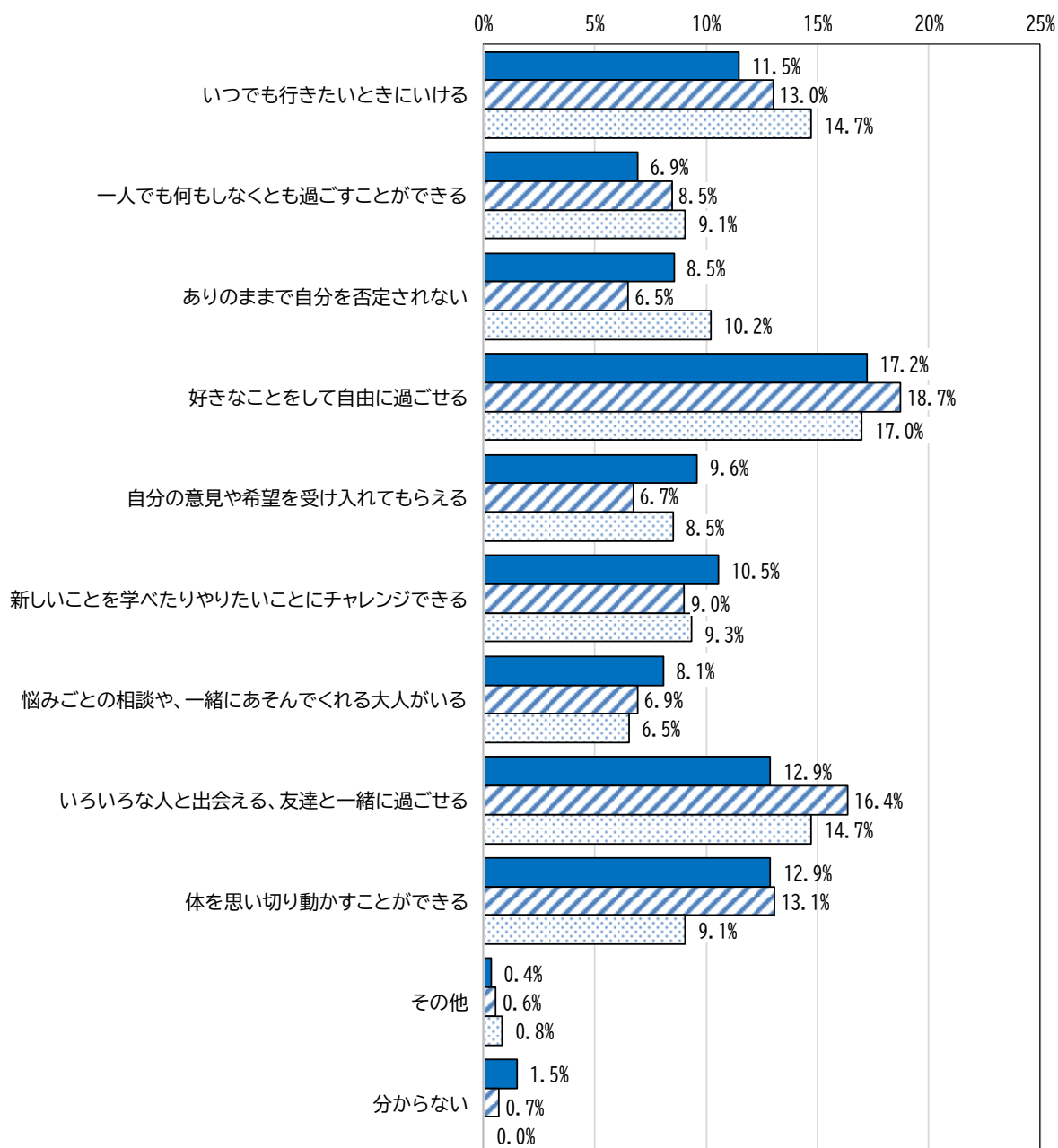
どのような場所が過ごしやすい場所と思えるのかについては、「好きなことをして自由に過ごせる」が最も多く、小学校低学年で19.1%、小学校高学年で19.7%、中学生・高校生で18.8%となりました。次いで多かった回答は、小学生低学年は「いつでも行きたいときに行ける」16.6%、小学校高学年も同じく「いつでも行きたいときに行ける」17.6%、中学生・高校生は「一人でも何もしなくとも過ごすことができる」15.2%となりました。



◇◇第2章 こどもをめぐる状況◇◇

〈過ごしやすい場所が「ある」と答えた人〉

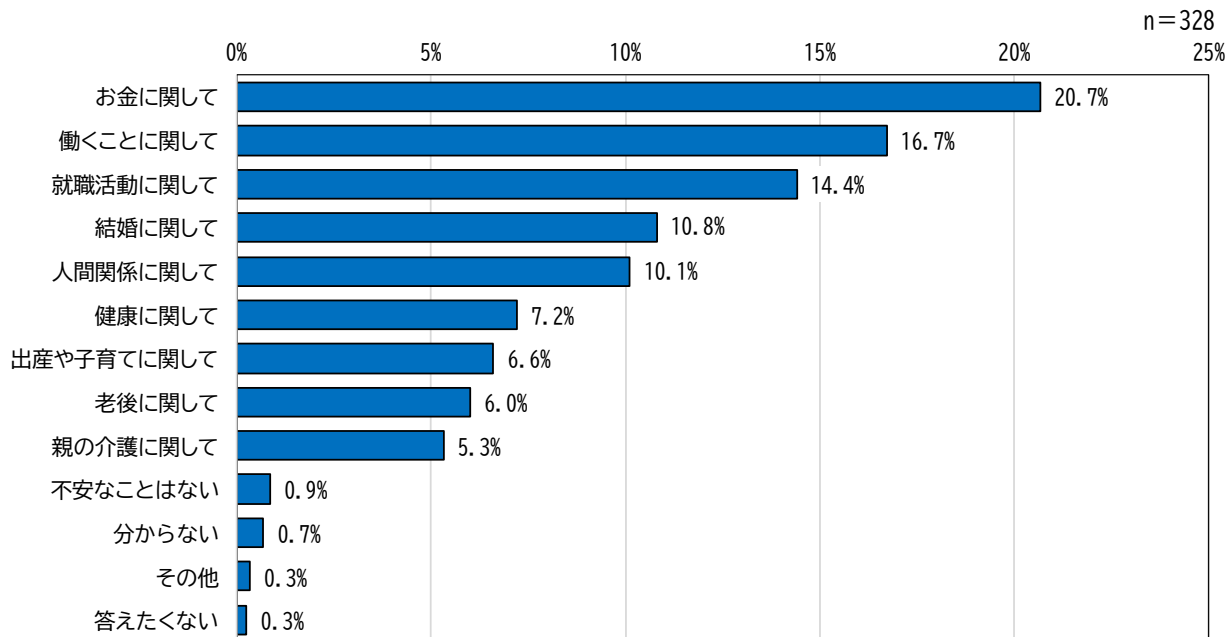
どのような場所が過ごしやすい場所と考えるのかについては、「好きなことをして自由に過ごせる」が最も多く、小学校低学年で17.2%、小学校高学年で18.7%、中学生・高校生で17.0%となりました。次いで多かった回答は、全ての世代で「いろいろな人に出会える、友達と一緒に過ごせる」となり、小学校低学年は12.9%、小学校高学年は16.4%、中学生・高校生は14.7%となりました。中学生・高校生は「いつでも行きたいときに行ける」も同じく14.7%となりました。



■小学校低学年 (n=275) □小学校高学年 (n=459) □中学生・高校生 (n=99)

■大学生・若者が自分の将来について感じていること（複数回答）

自分自身の将来について不安に感じていることについては、お金についての不安が 20.7%と最も多く、次いで働くことへの不安が 16.7%、就職活動への不安が 14.4%となりました。

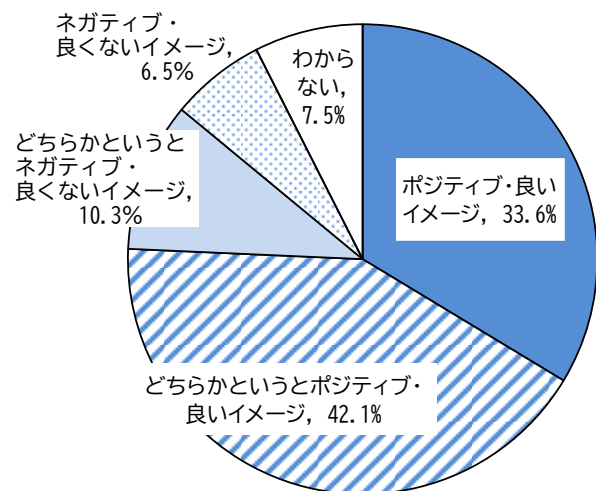


■大学生・若者の結婚に対するイメージ（単数回答）

結婚に対するイメージは、「ポジティブ・良いイメージ」、「どちらかというポジティブ・良いイメージ」を合わせると 75.7%となりました。

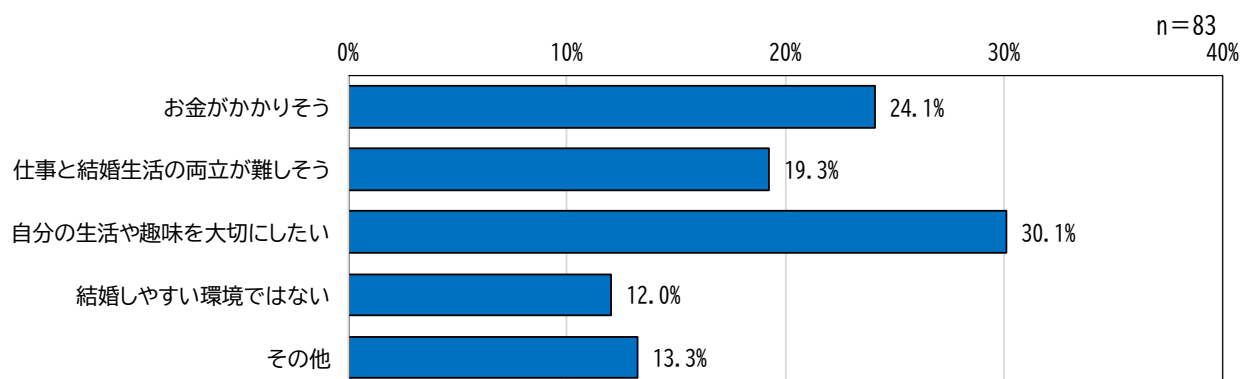
【結婚に対するイメージ】

n=321



〈「ネガティブ・良くないイメージ」、「どちらかというネガティブ・良くないイメージ」と答えた理由〉（複数回答）

「自分の生活や趣味を大切にしたい」が 30.1%と最も多く、次いで「お金がかかりそう」が 24.1%となりました。



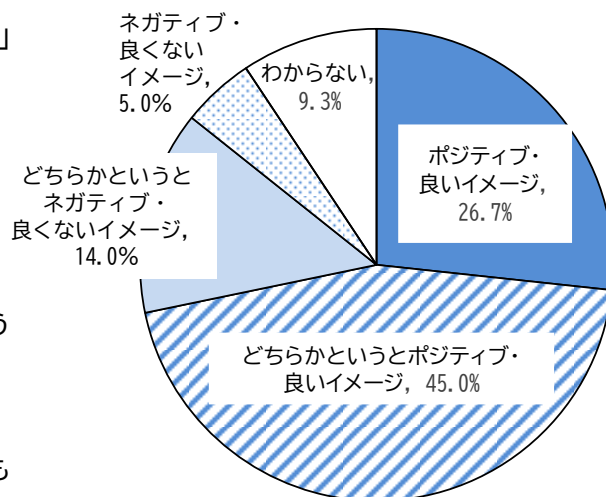
◇◇第2章 こどもをめぐる状況◇◇

■大学生・若者の子育てに対するイメージ（単数回答）

子育てに対するイメージは、「ポジティブ・良いイメージ」、「どちらかというポジティブ・良いイメージ」を合わせると71.7%となりました。

【子育てに対するイメージ】

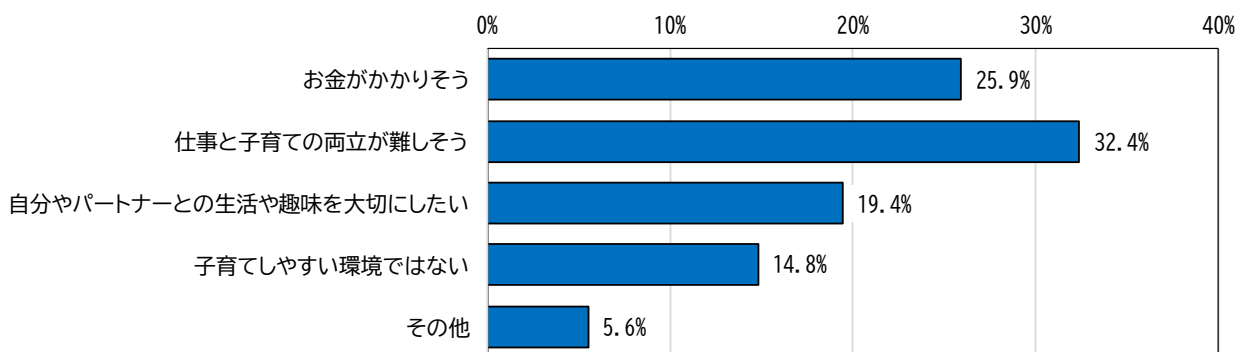
n=322



〈「ネガティブ・良くないイメージ」、「どちらかというネガティブ・良くないイメージ」と答えた理由〉
（複数回答）

「仕事と子育ての両立が難しそう」が32.4%と最も多く、次いで「お金がかかりそう」が25.9%となりました。

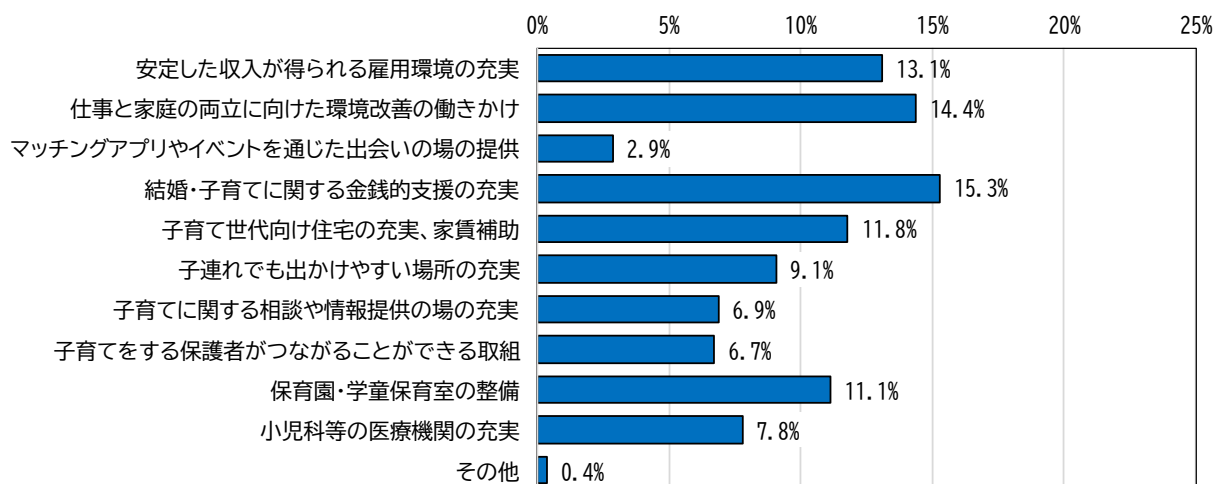
n=108



■結婚・子育てに対する支援策について（複数回答）

大学生・若者が、結婚・子育てを考える際にあったらよいと思う支援策については、「結婚・子育てに関する金銭的支援の充実」が15.3%と最も多く、「仕事と家庭の両立に向けた環境改善の働きかけ」が14.4%、「安定した収入が得られる雇用環境の充実」が13.1%となりました。

n=586



5. 今後の課題

第2期狭山市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況やアンケート調査結果、こどもをめぐる状況などを踏まえ、今後の主な課題をまとめました。

①地域の子育て支援施策

身近な地域で子育て家庭を支えられるよう、ニーズに応じたさまざまな子育て支援を推進し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の必要性が高まっています。

子育て世代にスマートフォンや SNS が普及していることから、ICTを活用したオンライン相談やプッシュ型の情報提供を行っていくことが必要です。

子育てにおける困りごとや課題について気軽に相談できる先として、アンケート調査では保育所などを選択するケースもあることから、在宅で子育てをする家庭を含め、妊娠・出産・子育ての相談に対応する、地域の子育て支援の中心的な役割を担う基幹型保育所の機能の充実に取り組む必要があります。

核家族化の進行などにより子育てをサポートする親族などがない世帯が増加しており、緊急時ではもとより保護者のリフレッシュなどにおいて、一時的にこどもを預けることができる支援について、ニーズがあることから、保育所などによる一時預かり事業やファミリー・サポート・センター事業などの地域の受け入れ体制の強化及び担い手の育成を今後も進めていく必要があります。

②援助を必要とするこどもと家庭に対する取組

こどもを取り巻く状況が多様化しており、心身の発達に関して配慮を要するこどもや医療的ケア児、不登校などといった援助を必要とするこどもに関する総合的な相談窓口を充実し、専門的な知見による相談や関係機関が連携した支援につなげる必要があります。

児童虐待については、相談対応件数が依然として増加傾向にあり、援助を必要とするこどもと家庭に対する相談支援体制の更なる充実が必要です。

本来、大人が担う家事や家族の世話などを過度に行っている、いわゆるヤングケアラーについては、法改正により関係機関などが各種支援に努めるべき対象として明記されました。

ヤングケアラーは、自覚がないなどにより当事者であるこどもが声をあげづらい場合が多いため、ヤングケアラーに関する認知度を高めることや実態把握を行い、適切な支援につなげていくことが必要です。

③こどもの貧困対策

こどもの貧困率は、依然として高い状況にあり、特にひとり親家庭における貧困率が高水準にあります。生活環境に課題があるこどもや家庭に対しては、経済的な支援とともに、自立に向けた就労相談・求職支援が必要です。また、生まれ育った環境により、こどもが不利益を被る、将来の可能性を諦めるといった貧困の連鎖を解消する必要があります。

家庭の経済状況に関わらず、こどもが多様な体験や遊び・学びの機会を確保できるよう、こどもに向けた生活や学習などに関する支援が必要です。

④仕事と子育ての両立支援

フルタイムで働く母親が増加しており、安心してこどもを預けて仕事ができる環境の整備が必要です。

育児休業や子の看護休暇など、ワーク・ライフ・バランスや仕事と子育ての両立を支援する制度への意識が高まっています。

子育て当事者が個々のライフステージやニーズに合わせた多様かつ柔軟な働き方を選択できることや育児休業や時短勤務などの制度を活用できるなど、企業・事業者の理解増進を含めた環境の整備が必要です。

⑤親子の健康

子育てに関する日頃の悩みなどについて、こどもの食事や栄養、発育や発達に関する回答が多くありました。また、産後支援の充実に関する回答が大きく増加しました。

妊娠期から、出産、幼児期までの疾病予防と健康増進を図るため、相談・支援体制の充実、情報提供や意識啓発、小児医療体制の充実などが必要です。

生涯にわたって健康で充実した生活を送ることができるよう、食育について意識の啓発や理解を深める取組が必要です。

⑥こどもの自立と健全育成

約6割のこどもが過ごしやすと思う場所が欲しいと回答しており、児童館や地域のたまり場など、こどもが安心して過ごすことができる居場所づくりやオンライン上の居場所づくりを進めていく必要があります。また、情報化が進展する中、こどもが安全・安心にインターネットを利用できる環境の整備が必要です。

大学生、若者では、お金や働くこと、就職活動を将来の不安と感じているとの回答が多いことから、若者の職業的自立を促す取組や就労支援などが必要です。

⑦親子が安心して暮らせるまちづくり

交通事故や犯罪、自然災害などの安全に関する意識が高まっています。安全な通学路や外出するための歩道整備、公園の防犯対策など地域で安心して過ごせる環境の整備について、自由記述による回答がありました。

道路交通環境の維持や防犯灯・防犯カメラの設置とともに、防犯・交通安全に関する意識啓発や地域におけるこどもへの見守りなどを通じ、安全・安心に日常生活を過ごすことができる環境の整備が必要です。

⑧こどもの最善の利益を考える地域づくり

こどもをめぐる状況を踏まえ、こどもが身体的・精神的・社会的に幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができるこどもが過ごしやすい地域を実現するためには、施策の展開だけではなく、こどもの最善の利益を考え、さまざまな担い手がこどもや子育て世代に関わり、支えあう地域づくりが必要です。

第3章 計画の基本的な考え方



1. 計画の基本理念

本市では、狭山市総合計画で定めた将来像である「緑と健康で豊かな文化都市」の実現を目指して総合的なまちづくりを進めており、重点テーマのひとつとして「若い世代を増やす～人口減少を克服するまちづくり～」を掲げ、認可保育所の整備や妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援など、子育てしやすい環境の整備に取り組んできました。

このような中、国においては、令和5年4月に「こども基本法」が施行され、こども政策を総合的に推進するための基本的な方針などを定める「こども大綱」が策定されました。「こども大綱」では、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現が掲げられています。

本計画では、こども大綱が掲げる「こどもまんなか社会」実現に向けて「こどもの最善の利益」や「こどもの幸せな状態（＝笑顔）」を地域全体でつくり、未来を担う全てのこどもが、地域住民の一人として、自分らしく生き生きと活躍することができる魅力ある狭山市を目指し、基本理念を次のとおりとします。

基本理念

みんなでつくる こどもの笑顔かがやくまち さやま



2. 計画の基本方針

基本理念の実現に向けて、次の基本方針のもとに総合的な施策に取り組めます。

基本方針Ⅰ 全ての子育て家庭を支える環境づくり



- ・就学前の教育・保育の提供体制を充実し、質の向上を図ります。
- ・地域の子ども・子育て支援事業に必要な量を十分に見込み提供体制を確保します。
- ・必要とする全ての家庭が利用でき、こどもたちがより豊かに育っていける支援を目指し、取組を推進します。

基本方針Ⅱ こどもの最善の利益が優先される社会づくり



- ・こどもの人権を尊重し、意見が自由に表明できる機会を確保します。
- ・こどもが安心して過ごすことができ、多様な活動に接することができる場の充実を図ります。
- ・親と子の疾病予防と健康の増進を図ります。
- ・こどもの貧困対策を推進し、配慮を要するこどもを支援します。
- ・児童虐待防止対策と社会的養育を推進します。
- ・こどもが安全に暮らせる社会づくりを推進します。
- ・こどもまんなか社会の気運を醸成します。

基本方針Ⅲ こどもの健やかな育ちと自立に向けた切れ目のない支援



- ・結婚や出産の希望をかなえるための支援をします。
- ・地域のニーズに応じたさまざまな子育て支援を推進します。
- ・こどもの健全育成と生きる力を育む教育を推進します。
- ・こどもや若者が自ら未来を切り開くための支援をします。
- ・働き方改革を推進し、男性の家事・子育てへの参画を促進します。

3. 重点的な取組

基本理念の実現に向けて、基本方針に位置付けた施策を展開するにあたり、本市の現況や国の動向などを踏まえ、計画期間において特に重点的に取り組む具体的な施策を以下のとおり定めます。

重点的な取組	こどもまんなか社会の気運醸成
取組内容	こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重しつつ、社会全体がこどもの最善の利益について考える意識啓発を行います。
具体的な施策	Ⅱ－７－（１）①・②

重点的な取組	待機児童対策（保育所など・学童保育室）
取組内容	・就学前人口が減少する見込みであるなか、３号認定子どもの提供体制の確保は、既設保育施設内での定員調整、１号認定子どもを対象とした教育施設の空き教室の活用、保育コンシェルジュによる提供体制に余剰のある保育施設へのマッチングなどにより対応します。 ・学童保育室は、学校の余裕教室の活用や学校敷地内への学童保育室の設置、民間学童保育室の誘致を行うとともに、毎年の入室申込状況などを鑑み、増員する学童保育室や年度を調整します。
具体的な施策	Ⅱ－４－（１）エ①、Ⅲ－５－（１）①・②

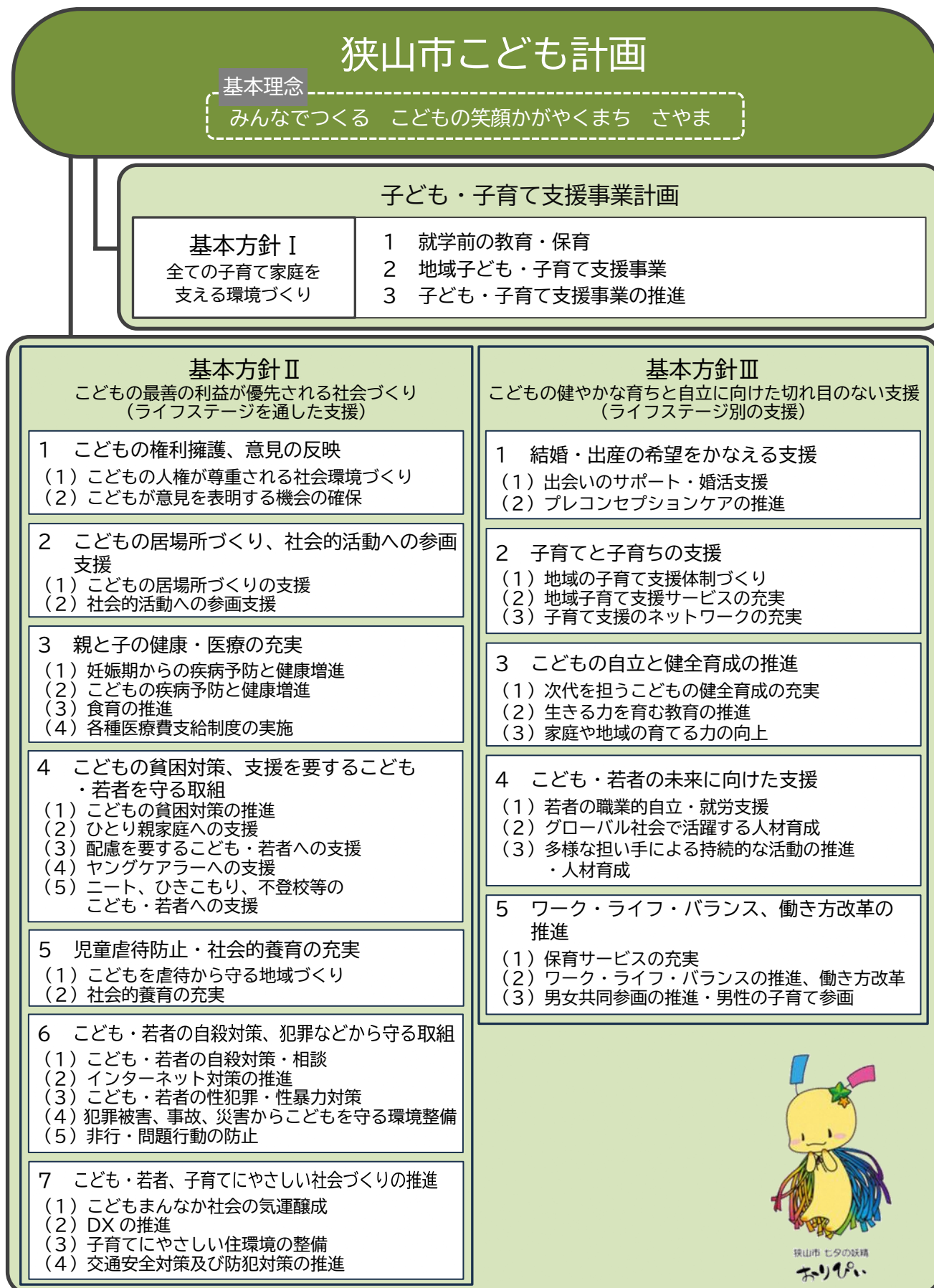
重点的な取組	基幹型保育所の機能の充実
取組内容	市内４つの教育・保育の提供区域に基幹となる公立保育所を順次配置し、妊娠・出産・子育てに関する相談に応じます。
具体的な施策	Ⅲ－２－（１）①

重点的な取組	利用者支援事業（基本型・特定型・こども家庭センター型）の推進
取組内容	身近な場所で子育て支援の情報提供や相談・助言を行うとともに、関係機関と連携し妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を実施します。
具体的な施策	Ⅱ－３－（１）①、Ⅱ－５－（１）①、Ⅲ－２－（１）④、Ⅲ－２－（２）①

重点的な取組	こどもの居場所づくりの支援
取組内容	こどもが安全に安心して過ごせる居場所を提供するとともに、多様な体験や活動ができるよう支援します。
具体的な施策	Ⅱ－２－（１）①～⑫

重点的な取組	ヤングケアラーへの支援、児童虐待防止の推進
取組内容	ヤングケアラーに対する認知度を高め、実態の把握に努めるとともに、関係機関と連携し包括的に支援します。また、要保護児童対策協議会の体制を更に強化し、児童虐待の防止を推進します。
具体的な施策	Ⅱ－４－（４）①～⑥、Ⅱ－５－（１）①～⑧

4. 計画の体系



第4章

子ども・子育て支援事業

基本方針Ⅰ ～全ての子育て家庭を支える環境づくり～

※子ども・子育て支援法第61条に基づく「子ども・子育て支援事業計画」
として策定するもの

第1節 就学前の教育・保育

1. 教育・保育の提供区域と基幹型保育所の位置付け

「子ども・子育て支援法」第 61 条により、市町村は「子ども・子育て支援事業計画」において、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況などを総合的に勘案して「教育・保育の提供区域」を設定することとされています。

本市では、居住地区以外の教育・保育施設の利用状況も踏まえ、第1期狭山市子ども・子育て支援事業計画では4つの教育・保育提供区域を設定しました。

その後、待機児童対策として民間保育施設の整備を進める一方、公立保育所については、令和2年1月に策定した「公立保育所の今後の運営に関する基本方針」において、現在の直営の公立保育所7園のうち4園（教育・保育の提供区域ごとに1園ずつ）を、地域の子育て支援の中心的役割を担う基幹型保育所として位置付けたものです。

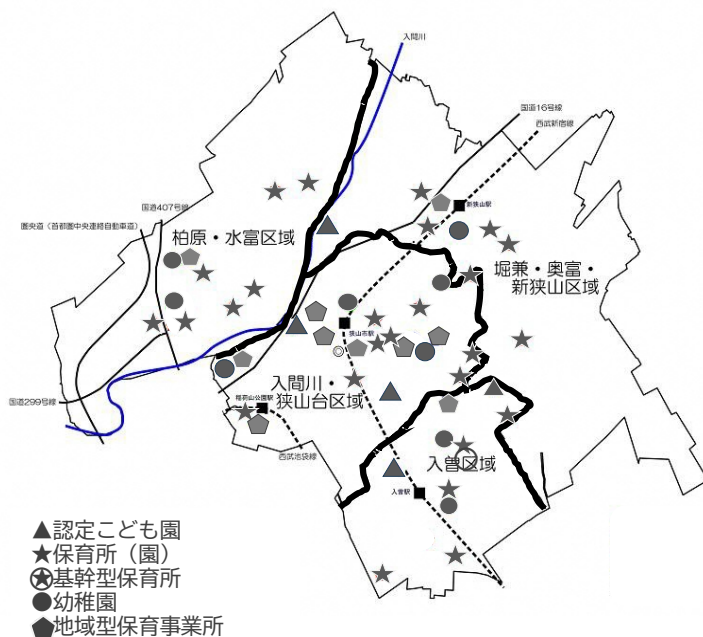
第2期狭山市子ども・子育て支援事業計画では、各提供区域に基幹型保育所を順次配置していくこととしたうえで、まず入曽区域において、水野保育所を狭山市いりそ次世代支援センターの構成施設である入曽保育所に移転し、令和6年4月から基幹型保育所としての機能を開始したところです。

本計画の子ども・子育て支援事業においては、入曽区域以外の区域にも基幹型保育所を配置し、保育所に通うこどものみならず、在宅で子育てする家庭への支援を強化し、地域の子育て支援の推進を図ります。

【基幹型保育所の役割】

- ①民間保育施設、認可外保育施設との協働による地域の保育の質の向上を図る役割
- ②保育のセーフティネットとしての役割（医療的ケア児などの保育体制の充実）
- ③地域全体の子育て支援施設としての役割（利用者支援事業）

「教育・保育の提供区域」と就学前の教育・保育施設



〈4つの区域の住所地〉

入間川・狭山台区域
沢、狭山、入間川、入間川1～4丁目、 鶯ノ木、稲荷山、祇園、中央、富士見、 狭山台
入曽区域
北入曽、南入曽、水野
堀兼・奥富・新狭山区域
堀兼、上赤坂、中新田、青柳、加佐志、 東三ツ木、上奥富、下奥富、柏原新田、 新狭山
柏原・水富区域
柏原、上広瀬、広瀬台、下広瀬、広瀬、 広瀬東、つつじ野、根岸、笹井

2. 量の見込みと提供体制の確保策

①量の見込みの算出方法と認定区分など

本計画では、下表の各年齢区分の認定区分ごとに、就学前の教育・保育の「量の見込み」を求め、これに対応できる提供体制を確保します。

「量の見込み」は、アンケート調査で把握した、各施設における保護者の利用希望や就労などの実態、今後の就労希望などを踏まえ、3～5歳、0歳、1歳、2歳の各年齢区分における人口推計や各施設の利用実績及び待機児童の状況をもとに、子育て期の女性の就業率の見込みを加味することで、計画期間における各年度の就学前の教育・保育の必要定員数である「量の見込み」を求めます。さらに、その数値をもとに、アンケート調査に基づく各区域の割合により、各区域の「量の見込み」を算出します。

■認定区分と認定・給付（利用）の内容

就学前の教育・保育の利用は市から保護者への給付となるため、利用にあたり、保護者が市に申請して認定を受ける手続きが必要です。

年齢区分	認定区分		認定・給付の内容	利用施設など
3～5歳	1号認定	幼稚園などでの教育を希望する場合	教育標準時間	幼稚園 認定こども園
	2号認定	保護者の就労などの保育の必要な事由に該当し、保育所などでの保育を希望する場合(保育の必要性の認定)	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園
0歳	3号認定	保護者の就労などの保育の必要な事由に該当し、保育所などでの保育を希望する場合(保育の必要性の認定)	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園 地域型保育事業所
1歳				
2歳				

②就労下限時間

子ども・子育て支援新制度では、2号及び3号認定(保育の必要性の認定)にあたり、保護者の就労時間の長さに応じて保育標準時間(11時間保育)と保育短時間(8時間保育)の区分が設けられ、保育短時間認定にかかる就労の下限時間を設定する必要があります。就労の下限時間は、月48時間から64時間の範囲で市が定めるとされており、この時間設定により「量の見込み」が変動します。

本市は、条例により、就労の下限時間を月64時間と定めています。

■就労下限時間と就労形態

	令和6年度	本計画期間（令和7年度～11年度）
就労下限時間	月64時間	月64時間
就労形態の一例		週4日×4時間×4週

③計画期間の量の見込みと提供体制確保の考え方

本計画における量の見込みについては、就学前人口の減少や女性の就業率の上昇に伴う共働き世帯の増加、本市における宅地開発などを踏まえつつ、各年度当初の数値に対応するものとします。

また、提供体制については、入所の円滑化（定員の弾力化）を考慮せず、定員数をもって量の見込みに対応するものです。

このため、計画上の量の見込みと提供体制の差がそのまま待機児童数となるものではありません。

上記を前提としたうえで、1号認定については、令和7年度は一部の私立幼稚園において、定員の適正化を図るため提供体制が減少します。また、令和8年度から令和9年度にかけて公立幼稚園の統合に伴い3年保育を開始しつつ、2園から1園になることで提供体制が減少しますが、市全体で令和7年度から令和11年度の量の見込みに対する提供体制は、いずれも充足しています。

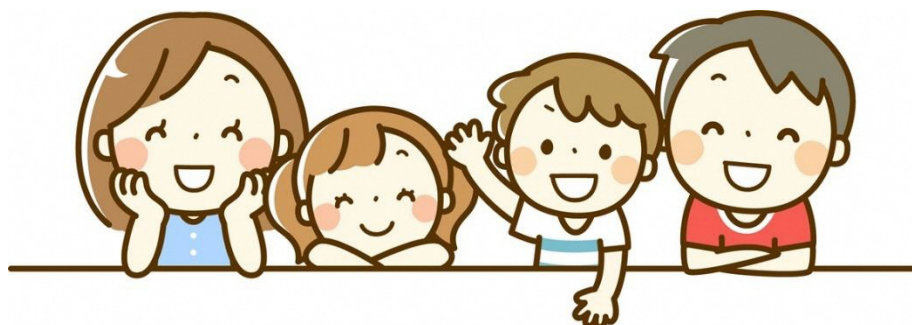
2号認定については、幼児期の学校教育の利用希望が強いこどもを含め、市全体で令和7年度は量の見込み1,529人に対し定員1,810人、令和11年度は量の見込み1,353人に対し定員1,810人であり、提供体制は、いずれも充足しています。

3号認定については、就学前人口の偏りや宅地開発による子育て世帯の増加などにより、区域によっては対策を施さない場合、1歳児と2歳児の提供体制が不足する見込みとなります。

そこで、提供体制の確保策として、既設保育施設内での定員調整、1号認定子どもを対象とした教育施設の空き教室の活用、保育コンシェルジュによる提供体制に余剰のある保育施設へのマッチングなどを行っていくとともに、宅地開発などによる急激な就学前人口の増加が見込まれる区域については、必要に応じて地域型保育事業所の整備を図ることとします。

これらの対策を計画に反映させることにより、市全体で令和7年度は量の見込み1,031人に対し定員1,217人、令和11年度は量の見込み975人に対し定員1,259人となり、いずれも提供体制を充足することができます。

また、上記の取組と併せて、既設の公立・民間保育施設を計画的に改修することにより、提供体制を維持しつつ安全・安心な保育環境の確保にも努めます。



④就学前の教育・保育の「量の見込み」と「提供体制（定員数）」

【1号・2号認定（3～5歳）】

●全体

(人)

	令和6年度（現状）			令和7年度（1年目）			令和8年度（2年目）		
	1号	2号		1号	2号		1号	2号	
		幼児期の学校教育の利用希望が強い者①※1	左記以外		幼児期の学校教育の利用希望が強い者①	左記以外		幼児期の学校教育の利用希望が強い者①	左記以外
量の見込み（A）	919	109	1,548	910	101	1,428	883	99	1,399
提供体制（B）	2,175	324	1,547	1,920	282	1,528	1,800	282	1,528
特定教育・保育施設	845	96	1,517	890	96	1,517	770	96	1,517
地域型保育事業所	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企業主導型保育施設の地域枠	0	0	10	0	0	10	0	0	10
確認を受けない幼稚園※2	1,210	0	0	910	0	0	910	0	0
幼稚園及び預かり保育（長時間・通年）	0	228	19	0	186	0	0	186	0
市外施設利用①ー②※3	120	0	1	120	0	1	120	0	1
①市内児童の市外利用	150	0	4	150	0	4	150	0	4
②市外からの利用	30	0	3	30	0	3	30	0	3
（B）－（A）	1,256	215	-1	1,010	181	100	917	183	129
	令和9年度（3年目）			令和10年度（4年目）			令和11年度（5年目）		
	1号	2号		1号	2号		1号	2号	
		幼児期の学校教育の利用希望が強い者①	左記以外		幼児期の学校教育の利用希望が強い者①	左記以外		幼児期の学校教育の利用希望が強い者①	左記以外
量の見込み（A）	841	94	1,348	794	91	1,284	774	89	1,264
提供体制（B）	1,745	282	1,528	1,745	282	1,528	1,745	282	1,528
特定教育・保育施設	715	96	1,517	715	96	1,517	715	96	1,517
地域型保育事業所	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企業主導型保育施設の地域枠	0	0	10	0	0	10	0	0	10
確認を受けない幼稚園※2	910	0	0	910	0	0	910	0	0
幼稚園及び預かり保育（長時間・通年）	0	186	0	0	186	0	0	186	0
市外施設利用①ー②※3	120	0	1	120	0	1	120	0	1
①市内児童の市外利用	150	0	4	150	0	4	150	0	4
②市外からの利用	30	0	3	30	0	3	30	0	3
（B）－（A）	904	188	180	951	191	244	971	193	264

※1 幼児期の学校教育の利用希望が強い者：共働きなどの家庭で保育が必要となるが幼稚園の利用を希望する者。次項の表より「①」と表記）また、各提供区域の不足は、隣接区域にて提供体制を確保します。

※2 確認を受けない幼稚園：平成27年度から開始された新制度に移行していない幼稚園

※3 市外施設利用：近隣市と調整を行った数値で各区域の提供体制には含めず、全体の提供体制にまとめて記載しています。

●入間川・狭山台区域

(人)

	令和6年度（現状）			令和7年度（1年目）			令和8年度（2年目）		
	1号	2号		1号	2号		1号	2号	
		①	左記以外		①	左記以外		①	左記以外
量の見込み（A）	404	667		344	39	538	327	37	517
提供体制（B）	895	183	548	780	157	543	780	157	543
特定教育・保育施設	560	60	543	605	60	543	605	60	543
地域型保育事業所	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企業主導型保育施設の地域枠	0	0	0	0	0	0	0	0	0
確認を受けない幼稚園	335	0	0	175	0	0	175	0	0
幼稚園及び預かり保育（長時間・通年）	0	123	5	0	97	0	0	97	0
（B）－（A）	491	64		436	118	5	453	120	26
	令和9年度（3年目）			令和10年度（4年目）			令和11年度（5年目）		
	1号	2号		1号	2号		1号	2号	
		①	左記以外		①	左記以外		①	左記以外
量の見込み（A）	305	33	486	285	33	459	277	32	450
提供体制（B）	725	157	543	725	157	543	725	157	543
特定教育・保育施設	550	60	543	550	60	543	550	60	543
地域型保育事業所	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企業主導型保育施設の地域枠	0	0	0	0	0	0	0	0	0
確認を受けない幼稚園	175	0	0	175	0	0	175	0	0
幼稚園及び預かり保育（長時間・通年）	0	97	0	0	97	0	0	97	0
（B）－（A）	420	124	57	440	124	84	448	125	93

●入曽区域

(人)

	令和6年度（現状）			令和7年度（1年目）			令和8年度（2年目）		
	1号	2号		1号	2号		1号	2号	
		①	左記以外		①	左記以外		①	左記以外
量の見込み（A）	178	355		213	24	334	207	24	327
提供体制（B）	541	12	380	401	30	366	401	30	366
特定教育・保育施設	21	0	364	21	0	364	21	0	364
地域型保育事業所	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企業主導型保育施設の地域枠	0	0	2	0	0	2	0	0	2
確認を受けない幼稚園	520	0	0	380	0	0	380	0	0
幼稚園及び預かり保育（長時間・通年）	0	12	14	0	30	0	0	30	0
（B）－（A）	363	37		188	6	32	194	6	39
	令和9年度（3年目）			令和10年度（4年目）			令和11年度（5年目）		
	1号	2号		1号	2号		1号	2号	
		①	左記以外		①	左記以外		①	左記以外
量の見込み（A）	205	22	328	201	24	324	196	23	318
提供体制（B）	401	30	366	401	30	366	401	30	366
特定教育・保育施設	21	0	364	21	0	364	21	0	364
地域型保育事業所	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企業主導型保育施設の地域枠	0	0	2	0	0	2	0	0	2
確認を受けない幼稚園	380	0	0	380	0	0	380	0	0
幼稚園及び預かり保育（長時間・通年）	0	30	0	0	30	0	0	30	0
（B）－（A）	196	8	38	200	6	42	205	7	48

◇◇第4章 子ども・子育て支援事業◇◇

●堀兼・奥富・新狭山区域

(人)

	令和6年度（現状）			令和7年度（1年目）			令和8年度（2年目）		
	1号	2号		1号	2号		1号	2号	
		①	左記以外		①	左記以外		①	左記以外
量の見込み（A）	199	301		158	16	252	162	17	261
提供体制（B）	324	94	279	324	64	279	324	64	279
特定教育・保育施設	144	36	271	144	36	271	144	36	271
地域型保育事業所	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企業主導型保育施設の地域枠	0	0	8	0	0	8	0	0	8
確認を受けない幼稚園	180	0	0	180	0	0	180	0	0
幼稚園及び預かり保育（長時間・通年）	0	58	0	0	28	0	0	28	0
（B）－（A）	125	72		166	48	27	162	47	18
	令和9年度（3年目）			令和10年度（4年目）			令和11年度（5年目）		
	1号	2号		1号	2号		1号	2号	
		①	左記以外		①	左記以外		①	左記以外
量の見込み（A）	147	19	240	139	15	229	139	15	232
提供体制（B）	324	64	279	324	64	279	324	64	279
特定教育・保育施設	144	36	271	144	36	271	144	36	271
地域型保育事業所	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企業主導型保育施設の地域枠	0	0	8	0	0	8	0	0	8
確認を受けない幼稚園	180	0	0	180	0	0	180	0	0
幼稚園及び預かり保育（長時間・通年）	0	28	0	0	28	0	0	28	0
（B）－（A）	177	45	39	185	49	50	185	49	47

●柏原・水富区域

(人)

	令和6年度（現状）			令和7年度（1年目）			令和8年度（2年目）		
	1号	2号		1号	2号		1号	2号	
		①	左記以外		①	左記以外		①	左記以外
量の見込み（A）	138	334		195	22	304	187	21	294
提供体制（B）	295	35	339	295	31	339	175	31	339
特定教育・保育施設	120	0	339	120	0	339	0	0	339
地域型保育事業所	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企業主導型保育施設の地域枠	0	0	0	0	0	0	0	0	0
確認を受けない幼稚園	175	0	0	175	0	0	175	0	0
幼稚園及び預かり保育（長時間・通年）	0	35	0	0	31	0	0	31	0
（B）－（A）	157	40		100	9	35	-12	10	45
	令和9年度（3年目）			令和10年度（4年目）			令和11年度（5年目）		
	1号	2号		1号	2号		1号	2号	
		①	左記以外		①	左記以外		①	左記以外
量の見込み（A）	184	20	294	169	19	272	162	19	264
提供体制（B）	175	31	339	175	31	339	175	31	339
特定教育・保育施設	0	0	339	0	0	339	0	0	339
地域型保育事業所	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企業主導型保育施設の地域枠	0	0	0	0	0	0	0	0	0
確認を受けない幼稚園	175	0	0	175	0	0	175	0	0
幼稚園及び預かり保育（長時間・通年）	0	31	0	0	31	0	0	31	0
（B）－（A）	-9	11	45	6	12	67	13	12	75

【3号認定（0～2歳）】

本計画より、1歳と2歳について年齢別に表記しています。

●全体

(人)

		令和6年度（現状）			令和7年度（1年目）				令和8年度（2年目）				
		0歳	1・2歳	計	0歳	1歳	2歳	計	0歳	1歳	2歳	計	
量の見込み（A）		117	965	1,082	136	402	493	1,031	136	406	439	981	
提供体制（B）		275	942	1,217	271	433	513	1,217	284	454	521	1,259	
特定教育・保育施設		218	786	1,004	218	356	430	1,004	231	377	438	1,046	
地域型保育事業所		47	126	173	43	63	67	173	43	63	67	173	
企業主導型保育施設の地域枠		10	26	36	10	12	14	36	10	12	14	36	
確認を受けない幼稚園		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
上記以外		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
市外施設利用※①ー②		0	4	4	0	2	2	4	0	2	2	4	
①市内児童の市外利用		0	7	7	0	3	4	7	0	3	4	7	
②市外からの利用		0	3	3	0	1	2	3	0	1	2	3	
（B）－（A）		158	-23	135	135	31	20	186	148	48	82	278	
		令和9年度（3年目）				令和10年度（4年目）				令和11年度（5年目）			
		0歳	1歳	2歳	計	0歳	1歳	2歳	計	0歳	1歳	2歳	計
量の見込み（A）		133	410	414	957	133	405	449	987	132	399	444	975
提供体制（B）		284	454	521	1,259	284	454	521	1,259	284	454	521	1,259
特定教育・保育施設		231	377	438	1,046	231	377	438	1,046	231	377	438	1,046
地域型保育事業所		43	63	67	173	43	63	67	173	43	63	67	173
企業主導型保育施設の地域枠		10	12	14	36	10	12	14	36	10	12	14	36
確認を受けない幼稚園		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上記以外		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
市外施設利用※①ー②		0	2	2	4	0	2	2	4	0	2	2	4
①市内児童の市外利用		0	3	4	7	0	3	4	7	0	3	4	7
②市外からの利用		0	1	2	3	0	1	2	3	0	1	2	3
（B）－（A）		151	44	107	302	151	49	72	272	152	55	77	284

※市外施設利用は近隣市と調整を行った数値です。各区域の提供体制には含めず、全体の提供体制にまとめて記載しています。



◇◇第4章 子ども・子育て支援事業◇◇

●入間川・狭山台区域

(人)

		令和6年度（現状）			令和7年度（1年目）				令和8年度（2年目）				
		0歳	1・2歳	計	0歳	1歳	2歳	計	0歳	1歳	2歳	計	
量の見込み（A）		51	404	455	50	144	176	370	51	145	158	354	
提供体制（B）		128	399	527	128	190	209	527	128	190	209	527	
特定教育・保育施設		96	304	400	96	145	159	400	96	145	159	400	
地域型保育事業所		29	89	118	29	43	46	118	29	43	46	118	
企業主導型保育施設の地域枠		3	6	9	3	2	4	9	3	2	4	9	
確認を受けない幼稚園		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
上記以外		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
（B）－（A）		77	-5	72	78	46	33	157	77	45	51	173	
		令和9年度（3年目）				令和10年度（4年目）				令和11年度（5年目）			
		0歳	1歳	2歳	計	0歳	1歳	2歳	計	0歳	1歳	2歳	計
量の見込み（A）		50	149	152	351	50	150	166	366	50	148	165	363
提供体制（B）		128	190	209	527	128	190	209	527	128	190	209	527
特定教育・保育施設		96	145	159	400	96	145	159	400	96	145	159	400
地域型保育事業所		29	43	46	118	29	43	46	118	29	43	46	118
企業主導型保育施設の地域枠		3	2	4	9	3	2	4	9	3	2	4	9
確認を受けない幼稚園		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上記以外		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
（B）－（A）		78	41	57	176	78	40	43	161	78	42	44	164

●入曽区域

(人)

		令和6年度（現状）			令和7年度（1年目）				令和8年度（2年目）				
		0歳	1・2歳	計	0歳	1歳	2歳	計	0歳	1歳	2歳	計	
量の見込み（A）		31	224	255	34	100	123	257	34	106	115	255	
提供体制（B）		60	210	270	60	96	114	270	60	105	114	279	
特定教育・保育施設		53	191	244	53	87	104	244	53	96	104	253	
地域型保育事業所		6	13	19	6	6	7	19	6	6	7	19	
企業主導型保育施設の地域枠		1	6	7	1	3	3	7	1	3	3	7	
確認を受けない幼稚園		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
上記以外		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
（B）－（A）		29	-14	15	26	-4	-9	13	26	-1	-1	24	
		令和9年度（3年目）				令和10年度（4年目）				令和11年度（5年目）			
		0歳	1歳	2歳	計	0歳	1歳	2歳	計	0歳	1歳	2歳	計
量の見込み（A）		33	104	106	243	33	103	114	250	33	101	112	246
提供体制（B）		60	105	114	279	60	105	114	279	60	105	114	279
特定教育・保育施設		53	96	104	253	53	96	104	253	53	96	104	253
地域型保育事業所		6	6	7	19	6	6	7	19	6	6	7	19
企業主導型保育施設の地域枠		1	3	3	7	1	3	3	7	1	3	3	7
確認を受けない幼稚園		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上記以外		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
（B）－（A）		27	1	8	36	27	2	0	29	27	4	2	33

●堀兼・奥富・新狭山区域

(人)

		令和6年度（現状）			令和7年度（1年目）				令和8年度（2年目）				
		0歳	1・2歳	計	0歳	1歳	2歳	計	0歳	1歳	2歳	計	
量の見込み（A）		21	164	185	23	72	88	183	23	69	72	164	
提供体制（B）		43	147	190	39	67	84	190	44	74	91	209	
特定教育・保育施設		33	125	158	33	54	71	158	38	61	78	177	
地域型保育事業所		6	12	18	2	8	8	18	2	8	8	18	
企業主導型保育施設の地域枠		4	10	14	4	5	5	14	4	5	5	14	
確認を受けない幼稚園		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
上記以外		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
（B）－（A）		22	-17	5	16	-5	-4	7	21	5	19	45	
		令和9年度（3年目）				令和10年度（4年目）				令和11年度（5年目）			
		0歳	1歳	2歳	計	0歳	1歳	2歳	計	0歳	1歳	2歳	計
量の見込み（A）		23	70	71	164	24	71	79	174	24	71	79	174
提供体制（B）		44	74	91	209	44	74	91	209	44	74	91	209
特定教育・保育施設		38	61	78	177	38	61	78	177	38	61	78	177
地域型保育事業所		2	8	8	18	2	8	8	18	2	8	8	18
企業主導型保育施設の地域枠		4	5	5	14	4	5	5	14	4	5	5	14
確認を受けない幼稚園		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上記以外		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
（B）－（A）		21	4	20	45	20	3	12	35	20	3	12	35

●柏原・水富区域

(人)

		令和6年度（現状）			令和7年度（1年目）				令和8年度（2年目）				
		0歳	1・2歳	計	0歳	1歳	2歳	計	0歳	1歳	2歳	計	
量の見込み（A）		14	173	187	29	86	106	221	28	86	94	208	
提供体制（B）		44	182	226	44	78	104	226	52	83	105	240	
特定教育・保育施設		36	166	202	36	70	96	202	44	75	97	216	
地域型保育事業所		6	12	18	6	6	6	18	6	6	6	18	
企業主導型保育施設の地域枠		2	4	6	2	2	2	6	2	2	2	6	
確認を受けない幼稚園		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
上記以外		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
（B）－（A）		30	9	39	15	-8	-2	5	24	-3	11	32	
		令和9年度（3年目）				令和10年度（4年目）				令和11年度（5年目）			
		0歳	1歳	2歳	計	0歳	1歳	2歳	計	0歳	1歳	2歳	計
量の見込み（A）		27	87	85	199	26	81	90	197	25	79	88	192
提供体制（B）		52	83	105	240	52	83	105	240	52	83	105	240
特定教育・保育施設		44	75	97	216	44	75	97	216	44	75	97	216
地域型保育事業所		6	6	6	18	6	6	6	18	6	6	6	18
企業主導型保育施設の地域枠		2	2	2	6	2	2	2	6	2	2	2	6
確認を受けない幼稚園		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上記以外		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
（B）－（A）		25	-4	20	41	26	2	15	43	27	4	17	48

第2節 地域子ども・子育て支援事業

1. 位置付けと提供区域

「子ども・子育て支援法」第59条により、市町村は「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、以下に掲げる地域子ども・子育て支援事業（19事業）を行うこととされています。

地域子ども・子育て支援事業は、全ての子育て家庭を地域で支える取組として子育て中の親子の交流の促進や育児相談などを行う事業です。

提供区域の区分については、事業ごとに、市全域、小学校区、又は教育・保育の提供区域である4区域としています。

事業名		提供区域
地域子ども・子育て支援事業	① 利用者支援に関する事業（利用者支援）	市全域
	② 時間外保育事業（延長保育事業）	4区域
	③ 放課後児童健全育成事業（学童保育室）	小学校区
	④ 子育て短期支援事業（ショートステイ）	市全域
	⑤ 乳児家庭全戸訪問事業	市全域
	⑥ 養育支援訪問事業	市全域
	⑦ 地域子育て支援拠点事業	4区域
	⑧ 一時預かり事業	4区域
	⑨ 病児保育事業（病児・病後児保育事業）	市全域
	⑩ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	市全域
	⑪ 妊婦に対する健康診査を実施する事業（妊婦健康診査）	市全域
	⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業	市全域
	⑬ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業	市全域
	⑭ 子育て世帯訪問支援事業	市全域
	⑮ 児童育成支援拠点事業	市全域
	⑯ 親子関係形成支援事業（親子関係の構築に向けた支援）	市全域
	⑰ 妊婦等包括相談支援事業	市全域
	⑱ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	市全域
	産後ケア事業	市全域

2. 量の見込みと提供体制の確保策

①利用者支援に関する事業 【こども支援課、保育幼稚園課、保健センター】

- ・教育・保育施設や地域の子ども・子育て支援事業を円滑に利用することができるよう情報提供や助言を行うとともに関係機関との連絡調整などを行う事業。
- ・子ども・子育て支援に係る情報提供、相談支援などの利用希望に基づき、こどもとこどもの保護者の身近な場所で必要な支援が受けられるよう、地域の実情などに配慮し、計画期間内における量の見込みと提供体制を設定します。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
基本型・特定型	量の見込み（か所）	3	4	4	4	4
	提供体制（か所）	3	4	4	4	4
こども家庭センター型	量の見込み（か所）	1	1	1	1	1
	提供体制（か所）	1	1	1	1	1

◆「提供体制」の確保策

基本型（総合子育て支援センター、入替保育所）

- ・利用者支援専門員が、乳幼児期の子育てに関する情報提供や相談に対応します。
- ・令和8年度から広瀬保育所に基本型の機能を付加します。
なお、同機能の付加にあたり、必要となる施設改修・整備においては、重層的支援体制整備事業交付金やこども・子育て事業債などの制度を活用し実施します。

特定型（市役所本庁舎1階窓口）

- ・保育コンシェルジュを配置し、保育所などの利用に関する相談対応や保育サービスに関する情報を提供します。

こども家庭センター型（こども家庭センター）

- ・母子保健機能（保健センター・市役所本庁舎1階窓口）と児童福祉機能（こども支援課）の一体的な相談支援を実施することで、妊娠期から子育て期まで切れ目なく支援を行います。



②時間外保育事業（延長保育事業） 【保育幼稚園課】

- ・保護者の就労時間の延長などにより、認定を受けた保育時間を超えて保育を実施する事業。
- ・アンケート調査などにより把握した、就学前のこどもの保育に係る希望利用時間帯を勘案して、計画期間内における量の見込みと提供体制を設定します。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
全体	量の見込み（人／月）	400	387	375	369	363
	提供体制（人／月）	730	730	730	730	730
入間川・狭山台	量の見込み（人／月）	167	161	156	153	148
	提供体制（人／月）	339	339	339	339	339
入曽	量の見込み（人／月）	89	87	86	86	85
	提供体制（人／月）	147	147	147	147	147
堀兼・奥富 ・新狭山	量の見込み（人／月）	65	63	60	60	61
	提供体制（人／月）	124	124	124	124	124
柏原・水富	量の見込み（人／月）	79	76	73	70	69
	提供体制（人／月）	120	120	120	120	120

◆「提供体制」の確保策

現状の市内の保育所、認定こども園、地域型保育事業所における延長保育の1月あたりの受け入れ可能見込み人数を提供体制とします。



③放課後児童健全育成事業（学童保育室） 【青少年課】

- ・児童の保護者が就労などにより、昼間、家庭にいない場合に、放課後や夏休みなどの学校休業日に適切な遊びや生活の場を与えて児童の健全な育成を図る事業。
- ・アンケート調査などにより把握した、学童保育室の利用希望者数に基づき、計画期間内における量の見込みと提供体制を設定します。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
全体	量の見込み（人）	1,434	1,461	1,429	1,410	1,376
	提供体制（人）	1,429	1,469	1,519	1,569	1,619
入間川 小学校	量の見込み（人）	114	112	111	100	91
	提供体制（人）	100	100	100	100	100
入間川東 小学校	量の見込み（人）	127	130	132	141	147
	提供体制（人）	130	130	130	130	130
富士見 小学校	量の見込み（人）	138	145	148	142	143
	提供体制（人）	130	130	130	180	180
南 小学校	量の見込み（人）	115	113	110	101	93
	提供体制（人）	100	100	100	100	100
山王 小学校	量の見込み（人）	106	104	99	95	93
	提供体制（人）	100	100	100	100	100
入間野 小学校	量の見込み（人）	128	138	132	137	136
	提供体制（人）	125	125	125	125	175
御狩場 小学校	量の見込み（人）	57	54	54	52	50
	提供体制（人）	50	50	50	50	50
堀兼 小学校	量の見込み（人）	49	44	42	42	40
	提供体制（人）	50	50	50	50	50
狭山台 小学校	量の見込み（人）	84	91	84	88	73
	提供体制（人）	100	100	100	100	100
新狭山 小学校	量の見込み（人）	158	175	177	183	194
	提供体制（人）	150	150	200	200	200
奥富 小学校	量の見込み（人）	79	80	79	69	64
	提供体制（人）	80	80	80	80	80
柏原 小学校	量の見込み（人）	105	104	103	98	95
	提供体制（人）	90	130	130	130	130
水富 小学校	量の見込み（人）	60	58	57	62	60
	提供体制（人）	84	84	84	84	84
広瀬 小学校	量の見込み（人）	85	84	75	74	69
	提供体制（人）	90	90	90	90	90
笹井 小学校	量の見込み（人）	29	29	26	26	28
	提供体制（人）	50	50	50	50	50

「入間川東小・富士見小学童保育室分室」及び民間学童保育室分の提供体制については、該当する学校に^{あんぽん}按分しています。

(学年別・学校別)

(人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1,434	1,461	1,429	1,410	1,376
1年生	473	481	444	463	447
2年生	417	396	409	375	392
3年生	317	346	334	332	302
4年生	171	178	180	175	171
5年生	40	41	43	46	45
6年生	16	19	19	19	19
提供体制	1,429	1,469	1,519	1,569	1,619

●入間川小学校

(人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	114	112	111	100	91
1年生	49	44	43	36	32
2年生	27	30	27	26	22
3年生	20	23	25	22	21
4年生	13	10	11	12	11
5年生	3	3	3	3	3
6年生	2	2	2	1	2
提供体制	100	100	100	100	100

●入間川東小学校

(人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	127	130	132	141	147
1年生	49	54	54	61	64
2年生	34	32	36	35	39
3年生	23	22	21	23	23
4年生	14	14	13	13	14
5年生	5	6	6	6	5
6年生	2	2	2	3	2
提供体制	130	130	130	130	130

●富士見小学校

(人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	138	145	148	142	143
1年生	43	48	45	41	45
2年生	49	45	50	47	44
3年生	29	37	34	36	34
4年生	14	13	17	15	17
5年生	2	1	1	2	2
6年生	1	1	1	1	1
提供体制	130	130	130	180	180

●南小学校

(人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	115	113	110	101	93
1年生	39	41	40	32	31
2年生	43	37	38	38	30
3年生	20	22	19	20	20
4年生	11	11	11	9	10
5年生	2	2	2	2	2
6年生	0	0	0	0	0
提供体制	100	100	100	100	100

●山王小学校

(人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	106	104	99	95	93
1年生	40	33	29	31	31
2年生	28	33	28	24	26
3年生	21	20	24	20	18
4年生	13	14	13	16	13
5年生	3	3	4	3	4
6年生	1	1	1	1	1
提供体制	100	100	100	100	100

●入間野小学校

(人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	128	138	132	137	136
1年生	43	47	35	45	45
2年生	31	35	39	29	37
3年生	38	35	39	43	32
4年生	15	20	18	19	21
5年生	1	1	1	1	1
6年生	0	0	0	0	0
提供体制	125	125	125	125	175

●御狩場小学校

(人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	57	54	54	52	50
1年生	16	11	14	14	12
2年生	12	14	10	13	12
3年生	14	12	15	10	13
4年生	10	10	8	9	6
5年生	4	5	5	4	5
6年生	1	2	2	2	2
提供体制	50	50	50	50	50

●堀兼小学校

(人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	49	44	42	42	40
1年生	16	11	11	14	14
2年生	10	11	8	8	10
3年生	13	12	14	9	9
4年生	9	9	8	10	6
5年生	0	0	0	0	0
6年生	1	1	1	1	1
提供体制	50	50	50	50	50

●狭山台小学校

(人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	84	91	84	88	73
1年生	23	34	27	32	20
2年生	29	17	26	20	23
3年生	22	29	18	25	19
4年生	7	8	10	6	8
5年生	3	3	3	5	3
6年生	0	0	0	0	0
提供体制	100	100	100	100	100

●新狭山小学校

(人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	158	175	177	183	194
1年生	42	42	44	54	56
2年生	55	50	49	49	61
3年生	38	60	55	51	49
4年生	13	13	19	16	15
5年生	7	6	6	9	8
6年生	3	4	4	4	5
提供体制	150	150	200	200	200

●奥富小学校

(人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	79	80	79	69	64
1年生	22	27	25	17	19
2年生	28	23	28	25	17
3年生	19	18	15	18	17
4年生	8	10	9	7	9
5年生	1	1	1	1	1
6年生	1	1	1	1	1
提供体制	80	80	80	80	80

●柏原小学校

(人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	105	104	103	98	95
1年生	37	32	32	27	29
2年生	24	26	23	24	21
3年生	21	20	21	18	18
4年生	18	20	20	21	18
5年生	5	6	7	7	8
6年生	0	0	0	1	1
提供体制	90	130	130	130	130

●水富小学校

(人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	60	58	57	62	60
1年生	14	17	16	24	15
2年生	16	14	17	15	23
3年生	14	13	11	13	11
4年生	12	9	8	7	8
5年生	3	3	3	2	2
6年生	1	2	2	1	1
提供体制	84	84	84	84	84

●広瀬小学校

(人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	85	84	75	74	69
1年生	32	31	24	25	24
2年生	19	20	20	16	17
3年生	19	16	17	18	14
4年生	11	13	10	11	11
5年生	1	1	1	1	1
6年生	3	3	3	3	2
提供体制	90	90	90	90	90

●笹井小学校

(人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	29	29	26	26	28
1年生	8	9	5	10	10
2年生	12	9	10	6	10
3年生	6	7	6	6	4
4年生	3	4	5	4	4
5年生	0	0	0	0	0
6年生	0	0	0	0	0
提供体制	50	50	50	50	50

◇◇第4章 子ども・子育て支援事業◇◇

◆「提供体制」の確保策

児童の数は減少するものの、学童保育室のニーズは高まっていくと推測されます。

提供体制の確保策として、学校の余裕教室の活用、学校敷地内への学童保育室の設置や、民間学童保育室の誘致を行います。

なお、毎年の入室申込状況などを鑑み、設置する場所や年度の前倒しをするなどの検討を行います。

④子育て短期支援事業（ショートステイ） 【こども支援課】

- ・保護者が仕事その他の理由により、家庭でこどもの養育が一時的に困難となった場合に、児童養護施設などで一時的にこどもを預かる事業。
- ・アンケート調査などにより把握した、保護者の疾病や仕事などのやむを得ない理由により家庭においてこどもを養育することが一時的に困難になった期間の実績に基づき、ファミリー・サポート・センター事業などの他の事業による対応の可能性も勘案して、計画期間内における量の見込みと提供体制を設定します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人）	15	15	15	15	15
提供体制（人）	15	15	15	15	15

◆「提供体制」の確保策

より利用しやすくするため、受け入れ施設数を確保するとともに、他の支援事業との連携により受け入れ体制を整備します。

なお、トワイライト（夜間養護事業）については、他の支援事業とも調整を図りながら検討します。

⑤乳児家庭全戸訪問事業 【保健センター】

- ・生後4か月までの乳児がいる全ての家庭に対し、安心した子育てにつながるよう家庭訪問により、健康状態の確認や育児情報の提供を行う事業。
- ・出生数などを勘案して、計画期間内の量の見込みと提供体制を設定します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人）	725	728	719	710	701
提供体制（人）	725	728	719	710	701

◆「提供体制」の確保策

出生数に合わせて全ての家庭を訪問する体制を維持します。

⑥養育支援訪問事業 【こども支援課】

- ・養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言を行うことで、適切な養育の実施を確保する事業。
- ・要保護児童、要支援児童及び特定妊婦の数などを勘案して、計画期間内の量の見込みと提供体制を設定します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人）	5	5	5	5	5
提供体制（人）	5	5	5	5	5

◆「提供体制」の確保策

登録されている保育士のほか、埼玉県助産師会（助産師）に委託し、事業を実施します。

要保護児童などの早期発見、早期対応・見守りを適切に行い、援助を通じてこどもの健全な育成のために必要な家庭環境を整えていきます。

⑦地域子育て支援拠点事業 【こども支援課】

- ・乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う事業。
- ・アンケート調査により把握した、地域子育て支援拠点事業の利用希望数などにに基づき、居宅から移動することが可能な範囲内で利用できるよう配慮し、計画期間内における量の見込みと提供体制を設定します。

区域		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
全体	量の見込み（人）	48,212	47,076	46,992	46,886	46,189
	提供体制（か所）	9	9	9	9	9
入間川 狭山台	量の見込み（人）	24,820	24,235	24,191	24,137	23,778
	提供体制（か所）	4	4	4	4	4
入曽	量の見込み（人）	7,039	6,873	6,861	6,846	6,744
	提供体制（か所）	1	1	1	1	1
堀兼 奥富 新狭山	量の見込み（人）	11,937	11,656	11,636	11,609	11,437
	提供体制（か所）	3	3	3	3	3
柏原 水富	量の見込み（人）	4,416	4,312	4,304	4,294	4,230
	提供体制（か所）	1	1	1	1	1

◆「提供体制」の確保策

現在の提供体制を確保し、柔軟に対応します。

⑧一時預かり事業

- ・幼稚園、認定こども園における通常の教育時間前後の時間や長期休業中などに在園児を一時的に預かる事業（3～5歳）。
- ・保護者の急病や冠婚葬祭などで家庭の保育が困難な場合に保育所などで一時的にこどもを預かる事業（0～5歳）。
- ・アンケート調査により把握した、各号の認定児童数と幼稚園の預かり保育を利用した日数（幼稚園の預かり保育を定期的に利用した場合を除く。）の実績に、今後の利用希望を勘案し、ファミリー・サポート・センター事業などの他の事業も考慮し、計画期間内における量の見込みと提供体制を設定します。
- ・ファミリー・サポート・センター事業は、過去の実績数と現在の会員数などをもとに量の見込みと提供体制を設定します。

（ア）幼稚園、認定こども園における在園児を対象とした一時預かり事業

【保育幼稚園課、学務課】

区域		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
全体	1号 量の見込み（人）	6,584	6,452	6,434	6,280	6,225
	2号 量の見込み（人）	11,829	11,626	11,014	10,368	10,188
	提供体制（人）	57,790	52,840	56,395	56,395	56,395
入間川 狭山台	1号 量の見込み（人）	2,493	2,396	2,332	2,255	2,233
	2号 量の見込み（人）	4,558	4,412	4,062	3,788	3,711
	提供体制（人）	29,998	29,998	33,553	33,553	33,553
入曽	1号 量の見込み（人）	1,544	1,515	1,574	1,594	1,575
	2号 量の見込み（人）	2,824	2,774	2,742	2,678	2,629
	提供体制（人）	6,318	6,318	6,318	6,318	6,318
堀兼 奥富 新狭山	1号 量の見込み（人）	1,136	1,177	1,119	1,093	1,111
	2号 量の見込み（人）	1,868	1,940	1,754	1,653	1,669
	提供体制（人）	14,094	14,094	14,094	14,094	14,094
柏原 水富	1号 量の見込み（人）	1,411	1,364	1,409	1,338	1,306
	2号 量の見込み（人）	2,579	2,500	2,456	2,249	2,179
	提供体制（人）	7,380	2,430	2,430	2,430	2,430

◆「提供体制」の確保策

現状の私立幼稚園及び認定こども園における預かり保育の定員を維持することで対応します。

なお、公立幼稚園については、令和9年度から入間川幼稚園1園に統合されますが、幼稚園及び認定こども園は、提供区域を越えて入園することができるため、在園児の一時預かりの提供体制が不足している区域においても、隣接する区域での対応が可能です。

(イ) 保育所、ファミリー・サポート・センター事業などによる一時預かり事業（未就学児）
【こども支援課、保育幼稚園課】

区域		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
全体	量の見込み（人）	12,062	12,189	12,315	12,442	12,569
	提供体制（人）	保育所など	39,068	39,068	39,068	39,068
		ファミリー・サポート・センター事業（病児・病後児除く）	3,300	3,300	3,300	3,300
入間川狭山台	量の見込み（人）	4,471	4,585	4,711	4,840	4,968
	提供体制（人）	保育所など	15,254	15,254	15,254	15,254
		ファミリー・サポート・センター事業（病児・病後児除く）	1,617	1,617	1,617	1,617
入曽	量の見込み（人）	2,931	2,981	3,012	3,041	3,031
	提供体制（人）	保育所など	8,991	8,991	8,991	8,991
		ファミリー・サポート・センター事業（病児・病後児除く）	528	528	528	528
堀兼奥富新狭山	量の見込み（人）	2,098	2,084	2,075	2,107	2,149
	提供体制（人）	保育所など	8,748	8,748	8,748	8,748
		ファミリー・サポート・センター事業（病児・病後児除く）	429	429	429	429
柏原水富	量の見込み（人）	2,562	2,539	2,517	2,454	2,421
	提供体制（人）	保育所など	6,075	6,075	6,075	6,075
		ファミリー・サポート・センター事業（病児・病後児除く）	726	726	726	726

◆「提供体制」の確保策

「保育所など」は、保育所及び認定こども園に併設され実施している一時預かり事業と、ちゃっぼ保育室の定員数及び実施日数をもとに提供体制とします。

「ファミリー・サポート・センター事業」は、引き続き、事業の周知を行い、預かる会員を増やすとともに、預かる会員に向けた研修を充実させ、会員のスキルアップに努めます。



⑨病児・病後児保育事業 【こども支援課、保育幼稚園課】

- ・軽度な病気あるいは病気回復期にある児童を保育所などで保育する事業。
- ・アンケート調査により把握した事業の利用希望を勘案し、計画期間内における量の見込みと提供体制を設定します。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人）		35	35	35	35	35
提供体制（人）	保育所など	732	732	732	732	732
	ファミリー・サポート・センター事業（病児・病後児預かり）	960	960	960	960	960

◆「提供体制」の確保策

「病後児保育事業」は、祇園保育所で実施する病後児保育の定員を提供体制とします。

「保育所など」は、保育所及び認定こども園に併設され実施している一時預かり事業と、ちゃっぽ保育室の定員数及び実施日数をもとに提供体制とします。

「ファミリー・サポート・センター事業」は、引き続き、事業の周知を行い、預かる会員を増やすとともに、預かる会員に向けた研修を充実させ、会員のスキルアップに努めます。

⑩子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業/就学児）

【こども支援課】

- ・子育ての手助けが必要な方と子育ての手助けができる方を会員とする組織により、塾などへの送迎や一時預かりを行う事業。
- ・アンケート調査により把握した事業の利用希望を勘案し、計画期間内における量の見込みと提供体制を設定します。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人）		1,813	1,859	1,904	1,950	1,995
提供体制（人）		1,850	1,900	1,950	2,000	2,050

◆「提供体制」の確保策

アンケートの結果によると、働き方の多様化や共働き世帯の増加により、利用希望は増加する傾向にあります。

「ファミリー・サポート・センター事業」は、引き続き、事業の周知を行い、預かる会員を増やすとともに、預かる会員に向けた研修を充実させ、会員のスキルアップに努めます。

⑪妊婦に対する健康診査を実施する事業（妊婦健康診査） 【保健センター】

- ・妊娠中の母体の健康の保持増進、疾病の早期発見を目的として妊婦に対する健康診査を実施する事業。
- ・妊婦の健康の保持増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態を把握し、保健指導を実施するとともに、定期的に医学的検査を実施します。出生数を勘案して、計画期間内における量の見込みと提供体制を設定します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（件）	9,135	9,173	9,060	8,946	8,833
提供体制（件）	9,135	9,173	9,060	8,946	8,833

◆「提供体制」の確保策

母子保健法に基づく妊婦健康診査が適切な時期に受けられるよう、最大14回分の健診費用の助成を継続していきます。

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業 【保育幼稚園課】

- ・保護者の世帯所得の状況を勘案し、教育・保育施設に支払う実費徴収金※などの一部について補足給付を行う事業。
- ・子ども・子育て支援新制度へ移行していない私立幼稚園に就園している園児で、年収360万円未満相当の世帯に対し、給食費のうち副食材料費相当分（ご飯・パン・麺類などの主食費を除く）及び生活保護などの家庭に対し、認定こども園、幼稚園、保育所の利用に際し、各施設に支払う実費徴収金の一部について、補足給付を行います。

※実費徴収金の内容は、文房具その他の教育・保育に必要な物品、日用品、行事参加費用などです。

⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業 【保育幼稚園課】

- ・児童を受け入れる多様な事業者が、地域において重要な役割を継続して担うことができるように、連携施設の確保や事業運営についての相談・助言、補助金の交付など、事業者や事業利用者を支援する事業。
- ・事業者に対し、事業運営や事業実施に関する相談・助言、各種手続きに関する支援や、保護者や地域住民との関係構築や利用児童への対応などに関する支援を行います。
- ・幼児教育・保育の無償化対象外である幼児教育類似施設を利用する保護者に対し、経済的負担を軽減し、もって幼児教育の振興及び充実に資することを目的に、補助金を交付します。

⑭子育て世帯訪問支援事業 【こども支援課】

- ・要保護児童、要支援児童及びその保護者、特定妊婦や支援を要するヤングケアラーなどを対象に訪問し、子育てに関する情報提供、家事・育児などの支援を実施する事業。
- ・養育支援訪問支援事業の実施状況を勘案し連携した支援につなげることを想定した量の見込みと提供体制を設定します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人）	60	60	60	60	60
提供体制（人）	60	60	60	60	60

◆「提供体制」の確保策

社会福祉協議会（ヘルパー）に委託し、事業の安定を図ります。

⑮児童育成支援拠点事業 【こども支援課、福祉政策課】

- ・養育環境などの課題を抱える児童を対象とし、児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えるとともに児童や保護者への相談を行う事業。
- ・生活困窮者、生活保護世帯、その他支援が必要な対象者の数を勘案し量の見込みと提供体制を設定します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人）	70	70	70	70	70
提供体制（人）	120	120	120	120	120

◆「提供体制」の確保策

小学生、中学生及び高校生に対し、学習教室の開催や家庭訪問による生活支援などを業務委託しており、引き続き実施していきます。

⑩親子関係形成支援事業（親子関係の構築に向けた支援） 【こども支援課】

- ・要保護児童、要支援児童及びその保護者、特定妊婦などを対象として、親子間の適切な関係性の構築を目的とし、こどもの発達の状況などに応じて講義やグループワークなどのペアレントトレーニングを学ぶ支援事業。
- ・相談支援員などが対応している実績世帯数のうち、本事業の利用が望ましい世帯数を勘案し量の見込みと提供体制を設定します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人）	5	5	5	5	5
提供体制（人）	5	5	5	5	5

◆「提供体制」の確保策

乳幼児健診時に個別相談を実施し、気になる親子への声掛けを行い、埼玉県主催の保護者支援トレーナー養成講座を受講した相談員により事業を実施します。

⑪妊婦等包括相談支援事業 【保健センター】

- ・妊娠期からの切れ目ない支援を行う観点から、妊産婦・その配偶者などに対して面談などにより出産・育児等に関する情報提供や相談など（伴走型相談支援）を行う事業。
- ・妊婦届出数を勘案し量の見込みと提供体制を設定します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（回）	2,191	2,200	2,173	2,147	2,119
提供体制（回）	2,191	2,200	2,173	2,147	2,119

◆「提供体制」の確保策

伴走型相談支援として、保健師などが妊産婦・その配偶者などとの面談を行います。



⑱乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度) 【保育幼稚園課】

- ・全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる事業。
- ・対象は保育所などに通所していない0歳6か月～2歳の未就園児です。
- ・対象となる未就園児に対して月の一定時間を10時間とし、定員一人1月当たりの受け入れ可能時間数を月176時間(8時間×22日)として量の見込みと提供体制を設定します。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	量の見込み(人)	-	17	17	16	16
	提供体制(人)	-	8	10	13	16
1歳児	量の見込み(人)	-	21	21	21	20
	提供体制(人)	-	6	10	15	20
2歳児	量の見込み(人)	-	20	20	20	20
	提供体制(人)	-	2	10	15	20

◆「提供体制」の確保策

令和8年度からの事業開始後の利用希望に対応する提供体制を整えていきます。

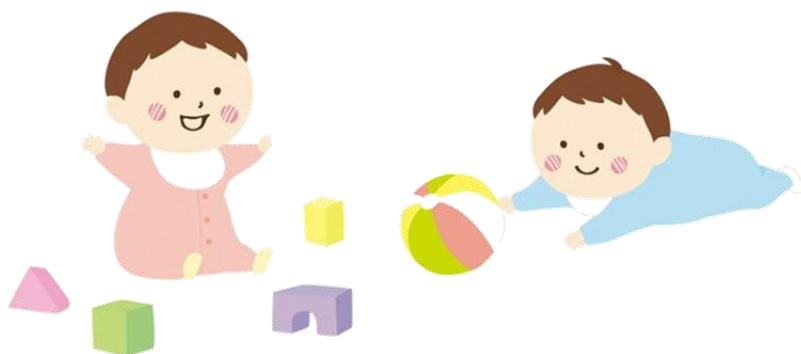
⑲産後ケア事業 【保健センター】

- ・出産後1年以内の支援が必要な母子に対し、産科医院などで心身のケアや育児サポートを実施することで、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援を行う事業。
- ・出生数や利用実績などを勘案し量の見込みと提供体制を設定します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人)	100	100	100	100	100
提供体制(人)	100	100	100	100	100

◆「提供体制」の確保策

より利用しやすくするため、利用施設を拡充し受け入れ体制を整備します。



第3節 子ども・子育て支援事業の推進

1. 就学前の教育・保育の一体的提供と地域子ども・子育て支援事業の推進について

(1) 教育・保育の一体的な提供の推進

幼児期の教育・保育の一体的な提供の推進として、幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持つ認定こども園への移行が進められています。認定こども園については、本市では5園が移行しています。

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものであることを念頭に、保護者の就労支援の観点だけではなく、こどもの最善の利益を第一に考え、現在の幼稚園や保育所が提供している教育・保育の質を維持又はさらに向上させることや施設における地域の子育て支援の実施を踏まえ、既存施設の意向を尊重しながら、教育・保育の一体的な運営の支援を進めます。

(2) 保幼小の連携の推進

質の高い就学前教育・保育を進めて行く観点から、認定こども園、幼稚園、保育所それぞれについて理解を深め、高め合うことができるよう、幼稚園教諭と保育士の意見交換や合同研修を実施します。また、こどもたちの活動を通じた交流を行います。

認定こども園、幼稚園、保育所と小学校が、こどもへの具体的な指導法や接し方などについて学び合い、情報交換を行うなど、こどもたちが幼児期から学齢期へ円滑に移行できるよう、相互の連携を進めます。

(3) 就学前教育・保育と地域子ども・子育て支援事業の推進

全てのこどもがより良い環境の中で育つことができるよう、市の関係部署、関係機関の情報交換や連携を密に行い、就学前教育・保育と地域子ども・子育て支援事業を推進します。

2. 子育てのための施設など利用給付の円滑な実施の確保について

施設など利用給付の実施に当たっては、公正かつ適正な支給の確保を図るとともに、保護者の経済的負担の軽減や利便性などに配慮するよう努めます。

具体的には、保護者への施設など利用給付は、年4回以上になるよう実施するとともに、特定子ども・子育て支援施設などに対しても、当該施設の運営に支障をきたすことのないよう給付の時期を検討します。

また、円滑な実施の確保のために、都道府県に対し、施設などの所在、運営状況、監督状況などの情報提供、立ち入り調査への同行、関係法令に基づく是正指導などの協力を要請することができることを踏まえ、埼玉県との連携や情報共有を図りながら、適切な取組を進めていきます。

3. 教育・保育などの円滑な利用について

(1)適切な時期の情報提供や相談・支援

産前・産後休暇、育児休業明けに希望に応じて円滑に特定教育・保育施設などを利用できるよう、産前・産後休暇、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援などを行うとともに、アンケート調査の結果を踏まえて設定した教育・保育の量の見込みをもとに、計画的に教育・保育などの提供を行います。

教育・保育の量の見込みには、育児休業満了が原則満1歳到達時（0歳児学年）であることを勘案し、0歳児保育の必要性を含めたうえで提供体制を確保しました。産後休暇及び育児休業から保育へと切れ目のないサービスを提供できるよう、保育所や幼稚園などの既存の社会資源を活用し、提供体制の確保に努めていきます。

(2)外国につながる幼児への支援・配慮

就園に必要な手続き・園児募集の状況などの多言語によるホームページ掲載など、就園及び事業の利用に関する情報のアクセスの向上を図ります。

4. 幼児教育・保育などの人材の確保及び質の向上について

教育・保育内容についての満足度が高い状況を維持していくために、民間保育所等職員雇用費補助金の支給、保育士宿舍借り上げ支援事業、保育体制強化事業、保育補助者雇上強化事業などにより人材確保に努めるとともに、保育の質の向上のための研修の充実を図ることで、人材育成に努めます。



第5章 ライフステージに応じた施策の展開

基本方針Ⅱ こどもの最善の利益が優先される社会づくり

基本方針Ⅲ こどもの健やかな育ちと自立に向けた切れ目のない支援

第1節 ライフステージを通した施策

基本方針Ⅱ～こどもの最善の利益が優先される社会づくり～

1. こどもの権利擁護、意見の反映

(1) こどもの人権が尊重される社会環境づくり

全てのこどもが地域社会の一員として、また、多様な人格を持った個人として尊重され、差別や偏見のない、暮らしやすい社会となるよう人権についての啓発や情報発信を行います。

番号	施策名	施策内容	担当課
Ⅱ－１－(１)①	こどもの人権などに関する意識啓発	児童福祉週間や児童虐待防止推進月間にこどもの人権に関する普及活動を実施し、児童虐待の予防、児童虐待通報義務のPR、児童虐待に関する意識の向上を図ります。	こども支援課
		要保護児童対策地域協議会の主催による「児童虐待防止に関する講演会」に参加し、こどもの人権を普及啓発します。	社会教育課
		学校教育と社会教育と連携し、人権教育・人権啓発を推進します。	社会教育課 公民館 市民相談課
		市民一人一人がさまざまな人権問題を正しく理解し、人権意識や人権感覚の高揚を図ることを目的に、人権に関する講演会を開催します。	企画課
		人権感覚育成プログラムやいじめアンケート調査の結果などを活用する中で、児童生徒が人権を尊重する意識の高揚につながる取組を行います。	教育センター

(2) こどもが意見を表明する機会の確保

全てのこどもが年齢や発達の過程において、自分自身の思いや意見を表明することができる機会を確保するとともに、こどもの意見を市の施策に取り入れることにより、こどもの視点でのまちづくりを進めます。

番号	施策名	施策内容	担当課
Ⅱ－１－(２)①	意見を表明する機会の確保	こどもに関する施策や取組を推進する中で、WEBアンケートなどを活用し、こどもや若者、子育て当事者からの意見を聴取します。	こども政策課
		青少年健全育成団体による事業や「家庭の日ポスター展」などを通じて、小中学生が意見を表明する機会を作ります。	青少年課
		学校生活の改善や向上を目指すため、児童会や生徒会活動を通して、児童生徒が自分たちの意見を表明する機会を提供します。	教育指導課 教育センター
Ⅱ－１－(２)②	意見表明サポート人材育成	こども家庭庁が行うこども意見ファシリテーター養成講座などを活用し、こどもが意見を表明できるようサポートする人材を育成します。	こども政策課

2. こどもの居場所づくり、社会的活動への参画支援

(1) こどもの居場所づくりの支援(重点的取組)

こどもが学校や家庭以外でも、安全に安心して自分らしく過ごすことができる場や人とのつながりが持てる場の充実を図ります。

◆中学生の生活状況調査

アンケート調査では、中学2年生に自分や友人の家以外で平日の夜や休日を過ごすことができる場所（児童館や無料の塾、子ども食堂など）を利用したことがある回答者は37.0%おり、利用したことで「友達が増えた」、「気軽に話せる大人が増えた」、「ほっとできる時間が増えた」など、利用することによる好影響を感じています。

番号	施策名	施策内容	担当課
Ⅱ-2-(1)①	子ども食堂の支援	こどもに限らず地域住民が安心して集う居場所となっている子ども食堂の活動を尊重し、情報の提供を行うなど、その活動を支援します。	こども政策課 福祉政策課
Ⅱ-2-(1)②	多機能型サロンの支援及び設立促進	地域住民を対象とした多機能型サロンの運営支援及び設立促進に努め、地域共生社会の実現を目指します。	福祉政策課
Ⅱ-2-(1)③	協働事業による居場所の提供	NPO法人との協働により、公共施設を活用した居場所づくりやオンライン上での居場所づくり事業を実施します。	こども政策課 こども支援課
Ⅱ-2-(1)④	児童館事業の充実	児童が気軽に利用できる環境を整備するとともに、魅力ある事業を企画・実施します。事業の企画にあたっては、こどもの参画を推進します。	青少年課
Ⅱ-2-(1)⑤	児童館の改修整備	利用者が安全かつ快適に過ごすことができる環境改善のために、老朽化している施設や、空調、照明、防犯・防災対策などの設備改修や、こども・子育て支援機能強化のために、あそびの広場や科学・自然・音楽などの体験コーナー、子育て親子の交流の場の設置改修などを、こども・子育て事業債のほか、国・県の支援制度を活用し、計画的に行います。	青少年課
Ⅱ-2-(1)⑥	中高生の活動拠点の整備	中学生、高校生などの自主的活動を促進するための活動拠点を整備します。	青少年課
Ⅱ-2-(1)⑦	社会福祉会館の活用	夏休み期間中、小学生・中学生・高校生を対象に貸室の一部を学習スペースとして開放します。	福祉政策課
Ⅱ-2-(1)⑧	こどもの遊び場（公園）の整備・改修	こどもが安全で、安心して遊べる公園施設を提供します。	みどり公園課

番号	施策名	施策内容	担当課
Ⅱ－２－（１）⑨	地域子ども教室事業の推進	国の方針に基づき、学童保育室と定期的な打合せを行うなどの連携を図り、全ての児童が放課後などを安全・安心に過ごし、多様な体験・活動が行えるよう学校施設の有効利用を図りながら整備します。 既設教室の支援を継続しつつ、放課後教室の未設置小学校区へ開室実施に向けて計画的な整備を推進し、全小学校区に設置します。 事業運営に携わる関係者の資質向上を図りつつ、新たな事業協力者の確保に取り組みます。	社会教育課
Ⅱ－２－（１）⑩	公民館の開放教室	宿題や受験などの学習をすることもに、公民館施設の一部を開放し、集中して勉強する機会と場所を提供します。	公民館
Ⅱ－２－（１）⑪	図書館の利用促進	こどもが本に親しみ、読書を通して、こどもの成長を後押しすることができるよう、こどもの声や社会状況、蔵書構成などを踏まえながら、図書館資料の充実を図り来館しやすい環境を整備します。	図書館
Ⅱ－２－（１）⑫	学校開放事業の充実	学校の教育活動に支障のない範囲で、スポーツ・レクリエーション団体に地域の身近な活動の場として、学校体育館を提供します。	スポーツ振興課

(2)社会的活動への参画支援

こどもが地域社会の一員としての役割を学び成長できるよう、社会的活動に参加する機会を提供します。

番号	施策名	施策内容	担当課
Ⅱ－２－（２）①	地域共生社会に向けた福祉教育の促進	地域共生社会に向けて、こどもがさまざまな体験ができるよう、福祉教育を一層促進します。	福祉政策課
Ⅱ－２－（２）②	地域で活動できる人材の育成	狭山市子ども会育成会連絡協議会（市子連）と連携し、地域でリーダー的な活動ができる人材の育成に取り組みます。	社会教育課
Ⅱ－２－（２）③	世代間交流の促進	青少年健全育成団体による事業や公民館事業において、こどもがさまざまな世代の人たちと交流する機会を提供します。	公民館 青少年課
Ⅱ－２－（２）④	乳幼児とのふれあい事業の充実	中学生、高校生などに対し、こどもを産み育てることの意義の理解を促進するため、乳幼児とふれあう機会を提供します。	青少年課 保育幼稚園課

3. 親と子の健康・医療の充実

(1) 妊娠期からの疾病予防と健康増進

安心して妊娠・出産・育児ができるよう、不妊に関する悩みや妊娠期の健康管理、産後ケアなどの相談・支援体制の充実を図ります。

番号	施策名	施策内容	担当課
Ⅱ－３－(１)① (重点的取組)	妊娠期からの相談支援の充実 (利用者支援事業 こども家庭センター型) (妊婦等包括相談支援業)	妊娠期から妊婦に寄り添い、出産・育児などの見通しを立てるための面談や継続的な情報発信、経済的支援などを行うとともに、必要な支援につなぎます。	保健センター
Ⅱ－３－(１)②	妊婦前から開始する健康管理の推進	健やかに安全にこどもを産み育てるための女性の身体管理に関わる、子宮頸がん検診・成人歯科(歯周病)健診を実施します。	保健センター
Ⅱ－３－(１)③	不妊・不育症検査費の助成	不妊検査・不育症検査を受けた方を対象に、その費用の一部を助成します。	保健センター
Ⅱ－３－(１)④	妊産婦健康診査事業の充実	費用の助成を行い、妊娠中及び産後の母体の健康の保持増進、疾病の早期発見を目的に実施します。	保健センター
Ⅱ－３－(１)⑤	妊婦期における健康管理の推進	医療機関などと連携して早期の妊娠届出を勧奨するとともに相談窓口を周知します。 知識の普及啓発や仲間づくり、父親の育児参加促進のため、マタニティスクール、両親学級を実施します。	保健センター
Ⅱ－３－(１)⑥	産後ケア事業の実施	支援を必要とする出産後１年以内の母子を対象に、産科医療機関などに委託し、宿泊又は通所などにより、心身のケアや育児サポートを行います。	保健センター

(2) こどもの疾病予防と健康増進

こどもが心身ともに健康に育ち、生涯にわたって充実した生活を送ることができるよう、乳幼児の健康診査や予防接種、保健教育を実施するとともに、こどもの発育、発達、栄養、歯科などに関する乳幼児健康相談や予約相談、家庭訪問を行います。

番号	施策名	施策内容	担当課
Ⅱ－３－(２)①	乳幼児健康診査事業	こどもの疾病の早期発見や成長発達の確認、相談に応じる育児支援として４か月児健康診査、１歳６か月児健康診査、３歳児健康診査を実施します。５歳児健康診査は実施に向けて体制を整備し、計画期間内に実施します。	保健センター
Ⅱ－３－(２)②	乳児家庭全戸訪問事業	生後４か月までの乳児がいる全ての家庭に対し、安心した子育てにつながるよう家庭訪問により、健康状態の確認や育児情報の提供を行います。	保健センター
Ⅱ－３－(２)③	予防接種事業	感染症対策の一環として、予防接種法に基づき各種の予防接種を実施します。広報紙や公式ホームページなどを活用し、最新の感染症情報を提供します。	健康づくり支援課

番号	施策名	施策内容	担当課
Ⅱ－３－(２)④	こどもの発育などに関する相談の充実・相談体制の強化	こどもの発育・発達、栄養、歯科、健康などに関する相談として乳幼児健康相談や予約相談及び家庭訪問を行います。また、必要な専門職を配置し、より質の高い相談支援が提供できるよう職員の研修の参加を進めるとともに、関係機関との連携体制の強化を図ります。	保健センター
Ⅱ－３－(２)⑤	育児学級	育児不安の軽減や仲間づくりを促進するために生後２～３か月の乳幼児を持つ産婦を対象に、関係機関と協働で教室を実施します。また、子育てや栄養、歯科の知識を普及・実践をするために、生後５～８か月の乳幼児を持つ産婦を対象に教室を実施します。	保健センター
Ⅱ－３－(２)⑥	保健教育の充実	こどもの健やかな育ちに関する知識の普及教育を図ります。	保健センター
Ⅱ－３－(２)⑦	栄養教育の充実	こどもの発達段階や個性、母子の健康状態、家族の状況などに応じた適切な食生活を営む力を高めるため、乳幼児健康診査時の小集団指導（４か月児健康診査時の離乳食講習会、１歳６か月児健康診査時・３歳児健康診査時の食育講習会）と地域における栄養教育を実施します。	保健センター
Ⅱ－３－(２)⑧	歯科教育の充実	口腔機能を含めた口腔衛生や、フッ化物に関する正しい知識の普及のため、乳幼児健康診査時の小集団指導（４か月児健康診査時の歯の話、１歳６か月児健康診査・３歳児健康診査時の歯磨き指導）と地域における歯科教育を実施するとともに、むし歯予防デーを開催し、歯科健診、歯みがき指導、フッ化物塗布を行います。	保健センター 健康づくり支援課

(3)食育の推進

生涯にわたって健全な身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となる食育の重要性について、講習会や給食などを通して意識の啓発や理解を深めます。

◆中学生の生活状況調査

週にどのくらい朝食を食べているかについて、「週１～２回、ほとんど食べない」と答えた回答は０.４％、夏休みや冬休みといった長期休暇の期間では３.３％となっています。

番号	施策名	施策内容	担当課
Ⅱ－３－(３)①	「主食、主菜、副菜」料理の組み合わせと望ましい生活リズムの普及啓発	「主食、主菜、副菜によるバランスの良い食事」と望ましい生活リズム、家族や友人と楽しい食事をする機会の大切さについて、理解・実践を図るため、乳幼児健康診査時の講習会や関係機関との協働事業の中で普及啓発を実施します。	保健センター

◇◇第5章 ライフステージに応じた施策の展開◇◇

番号	施策名	施策内容	担当課
Ⅱ－３－(３)②	給食などを通じた食育の推進	保育所における食育：公立保育所全体の食育計画を策定し、発育・発達段階に応じた豊かな食の体験を積み重ねていくことにより、生涯にわたって健康で生き生きとした生活を送ることを基本とした食事教育を推進します。	保育幼稚園課
		特別活動や家庭科の授業などにおける食育：「主食、主菜、副菜」を基本とした食事のあり方や栄養の正しい摂取方法などの理解を深めます。	教育指導課
		学校給食の献立における食育：献立表に「主食、主菜、副菜」を表記し、児童生徒や保護者に対して健康を保つうえで基本となる料理の組合せを啓発します。 地産地消を通じて、地域への理解を深めるため、地域で生産された農作物を積極的に使用します。 食物アレルギーのある児童生徒にアレルギー対応食を提供します。	給食センター
Ⅱ－３－(３)③	食文化の体験と伝承	地域の伝統的な食文化を保育所の食育計画に位置付け、行事や給食を通じて伝承します。	保育幼稚園課
		季節の行事に合わせた給食や、地元の食材を活用した給食を提供します。	給食センター
Ⅱ－３－(３)④	地産地消に関する意識啓発	地産地消を通じて、地域の農業を理解するとともに、食の大切さを学べるような機会を創出します。 狭山茶消費拡大事業として、小学生を中心に狭山茶にふれる機会を創出します。	農業振興課
Ⅱ－３－(３)⑤	農業体験学習	自らの手で作物を育て、土に親しみながら自然に対する感謝の心を育み、収穫の喜びを味わうことにより、勤労の尊さと食料生産に対する認識を深めます。	農業振興課
		各保育所において、野菜などの栽培、収穫した作物のクッキング、種の収穫などを体験することで農作物への関心を高め、労働及び食べ物への感謝の気持ちを育みます。	保育幼稚園課
		各学校に設置されている学校ファームで農業体験学習を実施します。	教育指導課

(4)各種医療費支給制度の実施

こどもが健康で幸福に育つために、必要な医療を安心して受けられる体制の整備が必要なことから、夜間や休日などに突発的な体調不良やけがが起きた場合でも受診することのできる医療機関との連携の強化や「かかりつけ医」や「いきつけ薬局」の周知、経済的な負担を軽減するための各種医療費支給制度を実施します。

番号	施策名	施策内容	担当課
Ⅱ－３－(４)①	こども医療費の助成	こどもの健全な成長と子育て家庭に対する経済的な支援を行うため、18歳の年度末までを対象として医療機関にかかった場合の医療費(保険診療に係る自己負担金)を助成します。	こども支援課
Ⅱ－３－(４)②	ひとり親家庭等医療費支給制度	ひとり親家庭の経済的負担を軽減するために、保険診療に係る自己負担金の一部を助成します。	こども支援課
Ⅱ－３－(４)③	育成医療費の給付事業	障害又は将来的に障害を残すと認められる疾患に対して、手術などの外科的治療を行うことにより、確実な治療効果が見込め、日常生活が容易になると認められる治療に対して医療費を給付します。	障がい者福祉課
Ⅱ－３－(４)④	心身障害者医療費支給制度	心身障害児家庭の経済的負担の軽減のため、保険診療に係る自己負担金を支給します。	障がい者福祉課
Ⅱ－３－(４)⑤	未熟児養育医療の給付	未熟児に対する養育医療の給付により、経済的に支援します。 親への育児支援、未熟児の成長発達を見守るために相談・訪問を実施します。	保健センター
Ⅱ－３－(４)⑥	小児医療体制の充実	入間市と合同による夜間・休日の初期救急体制を確保します。 小児科の二次救急医療体制として、所沢地区を圏域とする小児科救急医療病院群輪番制病院運営事業により、重症救急患者の医療体制を確保します。	健康づくり支援課
Ⅱ－３－(４)⑦	「かかりつけ医」・「いきつけ薬局」体制の充実	病気の症状や程度に応じた医療機関の受診ができるよう、医師会や歯科医師会、薬剤師会と連携しかかりつけ医などの必要性を市民に周知します。	健康づくり支援課



4. こどもの貧困対策、支援を要するこども・若者を守る取組

(1) こどもの貧困対策の推進

こどもの貧困率は、令和3年の新基準で11.5%、ひとり親世帯に限ると44.5%に達しています。家庭の経済状況に関わらず、こどもが多様な体験や遊び・学びの機会を確保できるよう、こどもへの教育や学習支援、家庭への経済的支援、生活支援、就労支援など総合的な支援や相談体制の充実を図ります。

ア 教育・学習支援

番号	施策名	施策内容	担当課
Ⅱ-4-(1)ア①	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーを小中学校に配置、又は派遣し、専門的な見地から相談活動の充実を図ります。	教育センター
Ⅱ-4-(1)ア②	教育相談体制の整備	子育てについて困っている事や悩んでいる事について相談に応じます。学校や関係機関との連携を図りながら問題解決の支援に努めます。 小中学校に配置する「さやまっ子相談員」、「さやまっ子相談支援員」や教育センターに配置する「さやまっ子スクールソーシャルワーカー」による相談・指導体制の充実を図ります。	教育センター
Ⅱ-4-(1)ア③	小学生の学習・生活支援	生活困窮世帯、生活保護世帯及びその他支援が必要な家庭の小学生に対して、学習支援員などが宿題や勉強を教え、一緒に体験活動を行います。 また、家庭訪問による学習・生活支援を行います。	福祉政策課 こども支援課
Ⅱ-4-(1)ア④	中高生の学習・生活支援	生活困窮世帯、生活保護世帯及びその他支援が必要な家庭の中学生・高校生に対して学習教室を開催するとともに家庭訪問による学習・生活支援を行います。 日常生活習慣や進学に関する支援、高校進学者の中途退学防止に関する支援など、こどもと保護者の双方に必要な支援を行います。	福祉政策課 こども支援課
Ⅱ-4-(1)ア⑤	相談体制の充実	高校生の相談については、家庭児童相談室にて相談に応じます。いじめ、不登校、学校生活、性格などに関する悩みについては県教育委員会の相談窓口で周知を図ります。(彩の国こども・若者支援ネットワーク)	こども支援課 市民相談課 教育センター

イ 家庭への経済的支援

番号	施策名	施策内容	担当課
Ⅱ－４－(１)イ①	児童手当制度	子育て家庭の生活の安定や次代の社会を担う児童の健やかな成長のために、児童手当を支給します。	こども支援課
Ⅱ－４－(１)イ②	児童扶養手当制度	離婚や死別などにより、父親(母親)のいない家庭や父親(母親)が一定の障害の状況にある家庭のこどもの母親(父親)などに対して手当を支給します。	こども支援課
Ⅱ－４－(１)イ③	各医療費助成制度	こどもの健やかな成長と子育てする保護者の経済的な支援を充実するため、対象となる児童にかかる医療費(一部負担金)を支給します。(こども医療費支給制度・ひとり親家庭等医療費支給制度・心身障害者医療費助成制度など)	こども支援課 障がい福祉課
Ⅱ－４－(１)イ④	母子・父子自立支援員による相談・支援	ひとり親家庭に対する手当などをはじめとしたサービスの案内、生活上の困りごとや就労相談など、母子・父子自立支援員が相談に応じます。	こども支援課
Ⅱ－４－(１)イ⑤	高等職業訓練促進給付金等支給事業	ひとり親家庭の母又は父が就業に必要な国家資格などの資格取得を目的とする養成機関に修業する場合、経済的負担の軽減のために給付金を支給します。	こども支援課
Ⅱ－４－(１)イ⑥	就学援助制度	経済的な理由で学用品の購入や給食費の支払などに困窮している公立の小中学校に通う児童生徒の保護者に対して、経済的援助を行います。	学務課
Ⅱ－４－(１)イ⑦	奨学金制度	本人に能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な方に、奨学金を貸与するとともに、さまざまな奨学金制度についての情報を提供します。	学務課
Ⅱ－４－(１)イ⑧	就学応援金事業	学習・生活支援事業を利用している家庭の中学生が高校や大学などに進学する場合、支援金を給付します。 また、進級する際には就学奨励金(一定の条件あり)を給付し、大学などを受験する場合には受験料を補助します。	福祉政策課
Ⅱ－４－(１)イ⑨	保育所などの利用負担軽減	同一世帯に３人以上のこどもがいる多子世帯の保護者の経済的な負担軽減を図るため、同一世帯における第３子以降で３歳未満(３号認定)のこどもの保育料(利用者負担額)を０円とします。	保育幼稚園課
Ⅱ－４－(１)イ⑩	学童保育室などの利用負担軽減	同一世帯に小学校３年生までの児童が２人以上いる保護者の経済的な負担軽減を図るため、保育料を、２人目については２分の１の額とし、３人目以降については、０円とします。	青少年課

◇◇第5章 ライフステージに応じた施策の展開◇◇

ウ 生活の支援

番号	施策名	施策内容	担当課
Ⅱ-4-(1)ウ①	子ども食堂の支援 (再掲)	こどもに限らず地域住民が安心して集う居場所となっている子ども食堂の活動を尊重し、情報の提供を行うなど、その活動を支援します。	こども政策課 福祉政策課
Ⅱ-4-(1)ウ②	多機能型サロンの支援及び 設立促進 (再掲)	地域住民を対象とした多機能型サロンの運営支援及び設立促進に努め、地域共生社会の実現を目指します。	福祉政策課
Ⅱ-4-(1)ウ③	フードバンクとの連携	フードバンクと連携し「食品ロスの削減」で集めた食料品を「食のセーフティネット」として、市内の子ども食堂や食料を必要としている市民に届けるシステムを支援します。	資源循環推進課 福祉政策課
Ⅱ-4-(1)ウ④	関係機関が連携した包括的 な支援	さまざまな生活課題がある家庭のこどもに対し、生活課題に関係のある機関が連携し、包括的な支援体制を構築します。	福祉政策課
Ⅱ-4-(1)ウ⑤	民生委員・児童委員との 連携	地域で支援の必要な家庭のこどもに対し、民生委員・児童委員と連携し、世帯の見守りなどを行います。	福祉政策課
Ⅱ-4-(1)ウ⑥	自立に向けた支援の促進	専門の相談員がお困りの内容を聞き、どうしたら解決できるか、どのような支援が必要か一緒に考え、相談者一人一人の状況に応じた支援計画を作成します。 さらに、就職を目指している方については、ハローワークと連携し、求職活動の支援も行います。	福祉政策課
Ⅱ-4-(1)ウ⑦	家計の再建に向けた支援	家計に関する根本的な課題（多重・過剰な債務、収入の不足や収入・支出の波など）を家計表やキャッシュフロー表などを作成することで明らかにし、家計の再建に向けた支援を行います。	福祉政策課
Ⅱ-4-(1)ウ⑧	住宅の確保に関する支援	就労意欲と就労能力のある離職者のうち、住宅を喪失又は喪失する恐れのある方を対象として、求職活動を行うことなどを条件に、一定期間（最大9か月）、家賃相当額を支給します。	福祉政策課

エ 就労に向けた支援

番号	施策名	施策内容	担当課
Ⅱ－４－(１)エ① (重点的取組)	保育所等待機児童対策	既設保育施設内での定員調整、１号認定こどもを対象とした教育施設の空き教室の活用、保育コンシェルジュによる提供体制に余剰のある保育施設へのマッチングなどにより対応するとともに、必要に応じて地域型保育事業所の整備を図ります。	保育幼稚園課
Ⅱ－４－(１)エ②	ひとり親家庭の就業相談・就労支援	母子・父子自立支援員が、就労に向けた相談に応じ、就職情報を提供します。	こども支援課
Ⅱ－４－(１)エ③	生活保護・生活困窮者への就業相談・就労支援	就労経験がない、社会に出るのが不安など、すぐに就職活動を行うのが難しい方への支援を行います。	福祉政策課 生活福祉課
Ⅱ－４－(１)エ④	子育てとの両立や職業上のブランクをもつ女性のための講座	県や他機関と連携し、就職活動の際に子育てと仕事の両立や職業上のブランクに不安を抱える女性に向けた、就職支援セミナーなどを開催します。	産業振興課



(2)ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭の保護者が安心して子育てできる環境を整備するため、それぞれの家庭に寄り添いながら、経済的な支援や生活支援、就労に関する支援などを行います。

◆アンケート調査

令和2年度の国勢調査によると、本市における18歳未満のこどものいるひとり親世帯は、母子世帯が1,076世帯、父子世帯が109世帯で、ひとり親の家庭の90.8%が母子世帯です。

また、本市が令和5年度に実施したアンケートによると、未就学児の保護者で配偶者のいない割合は4.5%、小学生の保護者で配偶者のいない割合は9.2%となっています。

番号	施策名	施策内容	担当課
Ⅱ-4-(2)①	母子・父子自立支援員による相談・支援（再掲）	ひとり親家庭に対する手当などをはじめとしたサービスの案内、生活上の困りごとや就労相談など、母子・父子自立支援員が相談に応じます。	こども支援課
Ⅱ-4-(2)②	ひとり親家庭に対する情報提供	ひとり親家庭に対する子育て支援ガイドブック（子育て支援のご案内）の作成・配付や公式ホームページなどの充実により、必要な情報を提供します。	こども支援課
Ⅱ-4-(2)③	児童扶養手当制度（再掲）	離婚や死別などにより、父親（母親）のいない家庭や父親（母親）が一定の障害の状況にある家庭のこどもの母親（父親）などに対して手当を支給します。	こども支援課
Ⅱ-4-(2)④	ひとり親家庭等医療費支給制度（再掲）	ひとり親家庭が医療機関に受診した際の、保険診療に係る自己負担金の一部を助成します。	こども支援課
Ⅱ-4-(2)⑤	埼玉県母子父子寡婦福祉資金貸付制度の申請受付	ひとり親家庭の経済的自立を支援するため、必要な資金の貸付の県の制度に対する相談や申請を受け付けます。	こども支援課
Ⅱ-4-(2)⑥	自立支援教育訓練給付金支給事業	就職を希望するひとり親家庭の母又は父に対して、教育訓練講座に係る受講費用の一部を支給します。	こども支援課
Ⅱ-4-(2)⑦	高等職業訓練促進給付金等支給事業（再掲）	ひとり親家庭の母又は父が就業に必要な国家資格などの資格取得を目的とする養成機関に修業する場合、経済的負担の軽減のために給付金を支給します。	こども支援課
Ⅱ-4-(2)⑧	就労に関する情報提供	狭山市ふるさとハローワークで求人求職に関する情報提供・あっせんを行います。また、産業労働センターの内職相談による相談・あっせんを行います。	産業振興課
Ⅱ-4-(2)⑨	就学援助制度（再掲）	経済的な理由で学用品の購入や給食費の支払などに困窮している、公立の小中学校に通う児童生徒の保護者に対して、経済的援助を行います。	学務課

(3)配慮を要するこども・若者への支援

発達に心配のあるこどもや障害のあるこどもが、生き活きと自分らしい生活を送るために、成長・発達の様子や障害の状態などを早期に確認し、こどもの成長過程にあわせて適切なサポートが受けられるよう、保健、福祉、教育などの関係機関と連携し事業を推進します。

番号	施策名	施策内容	担当課
Ⅱ－４－(３)①	相談・支援体制の充実	発達に心配のあるこどもや、障害のあるこどもに対して、気軽に相談や支援を受けられるよう、関係機関の連携による支援体制の充実に努めます。 専門職による相談を実施します。 発達支援マネージャー・発達支援サポーターを配置し、発達障害に対する相談や支援に取り組めます。	障がい者福祉課 青い実学園 こども支援課 保育幼稚園課 保健センター 教育センター
Ⅱ－４－(３)②	乳幼児健全育成相談指導事業（めだかクラブ）	継続支援が必要な乳幼児や育児不安をもつ保護者などに対し、グループ指導を行います。	保健センター こども支援課 青い実学園
Ⅱ－４－(３)③	障害のあるこどもの保育の受け入れの促進	保育所における集団保育が可能な心身の発達に障害のある乳幼児の健やかな発達支援と家族支援のため、関係機関と連携し、保育を必要とする障害児の保育を行います。	保育幼稚園課
Ⅱ－４－(３)④	公立幼稚園における特別な支援を必要とする園児への対応の充実	特別な支援の必要な園児がその実態や保護者の願いに基づいた教育を受けることができるようインクルーシブ教育を推進するとともに、受け入れに伴い特別支援教員を配置し、個に応じた適切な指導の充実に図ります。	学務課
Ⅱ－４－(３)⑤	児童発達支援事業	心身の発達に関して支援が必要な就学前の乳幼児に、個別的な療育支援を行うとともに、親子通園を通じて家族支援を合わせて行い、幼稚園、保育所、認定こども園などとの連携の充実と、医療機関、訓練先などとの連携を深めます。 幼稚園、保育所などに在籍する発達に心配のあるこどもへの訪問支援を行います。 医療的ケアや疾病の状態などにより、療育施設に通うことができないこどもに対して、自宅を訪問し療育を行います。 保健センター、こども支援課などとの連携を深め情報を共有します。	青い実学園
Ⅱ－４－(３)⑥	青い実学園改修整備	園児が安全かつ快適に過ごすことができる環境改善のために、施設や、空調・遊具などの設備を、こども・子育て事業債のほか、国・県の支援制度を活用し、計画的に改修します。	青い実学園
Ⅱ－４－(３)⑦	特別支援教育の充実	就学相談や専門家巡回支援などの実施や児童生徒一人一人に応じた就学支援を行うとともに、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業づくりを各校で取り組みます。	教育指導課 教育センター

◇◇第5章 ライフステージに応じた施策の展開◇◇

番号	施策名	施策内容	担当課
Ⅱ－４－(３)⑧	文化・スポーツ活動などの推進	文化・スポーツ事業の機会や情報を提供し、社会参加や交流の機会を拡大します。	障がい者福祉課
Ⅱ－４－(３)⑨	心身障害児（者）生活サポート事業	在宅の障害児の地域生活を支援するため、身近な場所における一時預かり、送迎、外出援助などを行います。	障がい者福祉課
Ⅱ－４－(３)⑩	日常生活用具給付等事業	在宅重度障害児及び介護者の日常生活を支援するため、日常生活用具の給付などを行います。	障がい者福祉課
Ⅱ－４－(３)⑪	障害児通所給付事業	障害児の生活能力の向上や集団生活への適応、社会との交流促進などを目的に、放課後等デイサービスなどの療育訓練を行います。	障がい者福祉課
Ⅱ－４－(３)⑫	心身障害者医療費支給制度（再掲）	心身障害児家庭の経済的負担の軽減のため、保険診療に係る自己負担金を支給します。	障がい者福祉課
Ⅱ－４－(３)⑬	育成医療費の給付事業（再掲）	障害又は将来的に障害を残すと認められる疾患に対して、手術などの外科的治療を行うことにより確実な治療効果が見込め、日常生活が容易になると認められる治療に対して医療費を給付します。	障がい者福祉課
Ⅱ－４－(３)⑭	福祉教育の充実	共生社会の実現を目指し、ノーマライゼーションの理念に基づき、高齢者や障害者などへの理解を深め、互いに支え合える心を育成する福祉教育を推進します。	教育指導課
Ⅱ－４－(３)⑮	保護者の学習機会の提供	こどもに関わりにくいと感じている保護者を対象に、こどもへの対応の仕方や保護者自身のストレスマネジメント方法について学習する教室を実施します。	保健センター
Ⅱ－４－(３)⑯	こどもの心の健康支援	こどもの発達段階に応じた相談先、発達障害や精神疾患などについて診療可能な医療機関、障害者手帳制度など、こどもの心に関する情報を提供します。	こども支援課 障がい者福祉課
Ⅱ－４－(３)⑰	障害のある方への就労支援	狭山市障害者就労支援センターを設置し、職業相談、就職準備の支援、職場開拓、職場実習の支援、トライアル雇用の支援、職場定着の支援などを行います。	障がい者福祉課

(4)ヤングケアラーへの支援(重点的取組)

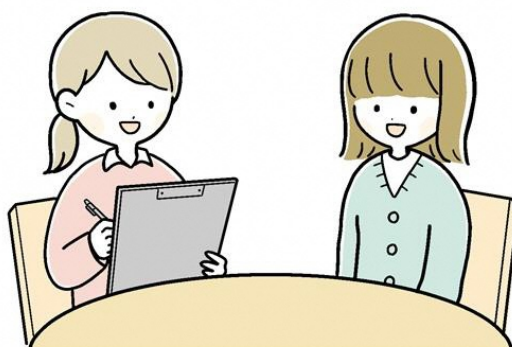
ヤングケアラーは、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っており、その責任や負担の重さにより、学業や就職、友人関係などに影響が出ることがあることから、それぞれの置かれている状況を踏まえながら、一人一人に合った包括的な支援を行うとともにヤングケアラーについて周知や啓発を行います。

番号	施策名	施策内容	担当課
Ⅱ－４－(４)①	ヤングケアラーの周知・啓発	こどもまんなか月間などにおいて、ヤングケアラーについて、周知や啓発を行います。 教職員に対する研修会の開催や児童生徒に対してヤングケアラーハンドブックを配付するなど、ヤングケアラーについての理解を深めるとともに、担任、養護教諭、さやまっ子相談員、スクールカウンセラーなど、組織で対応する体制を整備します。	こども支援課 こども政策課 教育指導課 教育センター
Ⅱ－４－(４)②	生活状況調査の実施	児童生徒に対する生活アンケートなどを通して、ヤングケアラーの早期発見につなげます。	教育指導課 教育センター こども支援課 こども政策課
Ⅱ－４－(４)③	相談窓口の設置	家庭児童相談室では、ヤングケアラー本人からの相談に応じています。また、埼玉県が開設している、ヤングケアラー・若者ケアラー向けLINE相談窓口の周知を図ります。	こども支援課
Ⅱ－４－(４)④	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置(再掲)	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーを小中学校に配置、又は派遣し、専門的な見地から相談活動の充実を図ります。	教育センター
Ⅱ－４－(４)⑤	要保護児童対策地域協議会の開催	年齢によって支援が途切れることがないよう、要保護児童対策地域協議会においてヤングケアラーの支援に必要な情報の共有を図り、関係機関で連携しながら適切な支援につなげます。	こども支援課
Ⅱ－４－(４)⑥	ヤングケアラーへの包括的支援	教育、福祉などの関係機関との連携を強化し、包括的に支援します。	こども支援課 福祉政策課 教育指導課 教育センター

(5)ニート、ひきこもり、不登校等のこども・若者への支援

令和5年に文部科学省が行った「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によると、国立、公立、私立の小・中学校の不登校児童生徒数は約 34 万 6 千人で過去最多となっており、さまざまなきっかけにより、学校生活や仕事を継続することが困難になるケースが増加していることから、それぞれの置かれている状況を踏まえながら、自立を目指すことができる支援を関係機関と連携して継続的に実施します。

番号	施策名	施策内容	担当課
Ⅱ－４－(５)①	相談体制の充実	こどもフリーダイヤルでは、18 歳未満のこどもからの悩みや困りごとの相談に応じます。	こども支援課
		高校生の相談については、家庭児童相談室にて相談に応じます。 いじめ、不登校、学校生活、性格などに関する悩みについては県教育委員会の相談窓口の周知を図ります。 (彩の国こども・若者支援ネットワーク)	こども支援課 市民相談課 教育センター
		トータルサポート室において、属性に関わらず広く相談を受け、関係者・関係機関と情報共有を行い支援につなげます。	福祉政策課
		不登校児童生徒に対しては、教育センターの教育相談員、スクールソーシャルワーカー及びスクールカウンセラーが学校と密接に連携を図り、悩みを抱えている児童生徒や保護者に寄り添った相談活動を進めます。また、さやまっ子相談員や相談支援員の相談体制を充実させ継続的に取り組みます。	教育センター
Ⅱ－４－(５)②	適応指導教室の活用による支援	適応指導教室を活用し、不登校の児童生徒の学校復帰及び社会的自立を支援します。	教育センター
Ⅱ－４－(５)③	教育支援センターの整備	教育支援センター茶レンジルームひだまり（狭山台教室・水富教室）において、児童生徒の一人一人の状況に合わせた指導や学習する環境を整え、不登校児童の社会的自立に向けた支援を行います。	教育センター



5. 児童虐待防止・社会的養育の充実

(1) こどもを虐待から守る地域づくり(重点的取組)

児童虐待相談対応件数は、増加傾向にあることから、相談機能の充実や職員の研修の機会を確保するとともに、地域のネットワークを活用し、虐待の予防、早期発見・早期対応に努め、保護・自立支援に至るまで切れ目のない支援を行います。

番号	施策名	施策内容	担当課
Ⅱ－５－(１)①	妊娠期から子育て期までの相談支援の充実 (利用者支援事業こども家庭センター型)	妊娠期から子育て期にわたるまでのさまざまな相談に応じ、その状況を継続的に把握し、関係機関へつなぎます。 母子保健機能と児童福祉機能が連携・協働を深め一体的な体制の下に、虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた切れ目のない支援を実施します。	こども支援課 保健センター
Ⅱ－５－(１)②	こどもの人権や児童虐待の防止に関する意識啓発	児童福祉週間や児童虐待防止推進月間にこどもの人権に関する普及活動を実施し、児童虐待の予防、児童虐待通報義務のPR、児童虐待に関する意識の向上を図ります。	こども支援課
		要保護児童対策地域協議会の主催による「児童虐待防止に関する講演会」を開催し、こどもの人権を普及啓発します。	社会教育課
		学校教育と社会教育と連携し、人権教育・人権啓発を推進します。	社会教育課 公民館 市民相談課
Ⅱ－５－(１)③	児童虐待防止に関する職員研修	全保育士を対象に児童虐待防止に関する研修を行います。	保育幼稚園課
		学校教職員を対象に、児童虐待防止研修を行います。	教育指導課
		児童、生徒、保護者を対象に教育相談を行うとともに、必要に応じて関係機関と連携し支援します。	教育センター
Ⅱ－５－(１)④	要保護児童対策地域協議会の充実	要保護児童対策地域協議会で、虐待などにより保護や支援を要する児童の早期発見、早期対応及び見守りを適切に行います。 要保護児童対策地域協議会を中心に、リスクアセスメント、ケース・マネジメントなどを充実します。機関マネージャー研修を継続的に実施します。	こども支援課
Ⅱ－５－(１)⑤	家庭児童相談室の機能の充実	児童虐待の予防や早期発見、早期対応のため各家庭からの相談に適切に対応します。また、母子保健と児童福祉の機能を一体的に運用し、妊娠期からの切れ目のない支援を実施します。	こども支援課

◇◇第5章 ライフステージに応じた施策の展開◇◇

番号	施策名	施策内容	担当課
Ⅱ－５－(１)⑥	養育支援訪問事業の促進	出産後間もない時期やさまざまな原因で養育が困難になっている家庭に対して、訪問して育児に関する技術支援、アドバイスを行います。 傾聴、協働などを行うことにより、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図ります。	こども支援課
Ⅱ－５－(１)⑦	子育て世帯訪問支援事業の促進	家事・育児などに対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラーなどがある家庭を対象に訪問し、虐待リスクなどの高まりを未然に防ぐことを目的に家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児などの支援を実施することにより、家庭環境や養育環境を整え負担軽減を図ります。	こども支援課
Ⅱ－５－(１)⑧	親子関係形成支援事業の促進	要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦などを対象として、親子間の適切な関係性の構築を目的とし、こどもの発達の状況などに応じて講義やグループワークなどのペアレントトレーニングを学ぶ支援事業を行います。	こども支援課

(2)社会的養育の充実

短期入所生活援助事業や里親制度の普及を行い、一時的に養育が困難になった場合や実親による養育が困難な場合の対応を図ります。

番号	施策名	施策内容	担当課
Ⅱ－５－(２)①	短期入所生活援助事業の促進	保護者が病気などにより、一時的に養育が困難になった場合、こどもを児童養護施設などにおいて短期間預かります。 トワイライト事業について検討します。	こども支援課
Ⅱ－５－(２)②	里親制度の普及	さまざまな理由により、家庭で養育できないこどもを保護者に代わって育てる里親制度を児童相談所と連携し普及します。	こども支援課

6. こども・若者の自殺対策、犯罪などから守る取組

(1) こども・若者の自殺対策・相談

警察庁自殺統計原票データによると、全国で小中高生の自殺者数は近年増加傾向であり、令和4年514人（過去最多）、令和5年513人となっていることから、こども・若者が自ら命を絶つことがない社会を実現するために、自殺予防の普及啓発や相談支援の充実を図ります。

番号	施策名	施策内容	担当課
Ⅱ－6－(1)①	自殺予防の普及啓発・相談体制の充実	狭山市自殺対策計画に基づき、自殺予防に対する正しい知識の普及啓発を行うとともに、ゲートキーパーの役割を担う人材の確保や、相談窓口の周知、心の不安や悩みに関する相談支援の充実を図ります。	保健センター
Ⅱ－6－(1)②	自殺対策における連携の強化	自殺対策会議・自殺対策実務者会議において、自殺対策に関する方向性を共有し、支援内容を相互に理解し連携する中、自殺対策の推進に取り組みます。	保健センター
Ⅱ－6－(1)③	児童・生徒に対する命を大切にする教育や啓発の充実	公立小・中学校において、いじめの問題や生命の尊さなどを題材にした、道徳の授業を実践します。また、公立中学校で、命の大切さを実感し、他者への思いやりや自己肯定感を高めることを目的に「いのちの授業」を開催します。	教育指導課 学務課
Ⅱ－6－(1)④	スクールソーシャルワーカーなどの配置（再掲）	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを小中学校に配置、又は派遣し、児童生徒、保護者、教職員の心のケアや相談に対応します。	教育センター



(2)インターネット対策の推進

令和5年に実施されたこども家庭庁の調査では2歳で58.8%、高校生については99%以上がインターネットを利用していると回答しています。

便利であると感じる一方でトラブルに巻き込まれるケースも多いことから、インターネットの活用について、利用者本人や保護者に対しての情報教育を推進します。

〈インターネットを利用している割合（％）〉

	男性	女性
2歳	58.8	
4歳	72.1	
小学生	98.2	98.3
中学生	97.8	99.3
高校生	99.4	99.8

資料：こども家庭庁 令和5年度「青少年のインターネット利用環境実態調査」報告書

番号	施策名	施策内容	担当課
Ⅱ－6－(2)①	メディア・リテラシーの育成	児童生徒の情報活用能力をさらに向上させるため、定期的に情報モラル教育の研修会を実施します。	教育センター
Ⅱ－6－(2)②	情報教育の推進	情報化の進展に適応できるよう、ICTに関する知識や活用能力を高める教育や情報社会のルールやセキュリティといった情報モラルについての指導を充実します。	教育センター
Ⅱ－6－(2)③	情報教育の普及啓発	インターネット上の有害情報から児童生徒を守るため、関係機関との連携により、フィルタリングの利用や必要がない場合には携帯電話などを所持しないことも含めた、インターネットの利用に関する親子間のルールづくりなどについて、児童生徒や保護者に対しての普及啓発活動を推進します。	教育センター



(3)こども・若者の性犯罪・性暴力対策

性犯罪・性暴力は、心と体に長期にわたり大きな悪影響を及ぼすことから、心の健康、喫煙、飲酒、薬物、性などのさまざまなテーマで、思春期に関する健康教育を実施するとともに相談体制の充実を図ります。

番号	施策名	施策内容	担当課
Ⅱ－６－(３)①	性、性感染症予防教育の充実と飲酒・喫煙、薬物などに関する意識啓発	喫煙(受動喫煙を含む)、飲酒、薬物が与える危険性を理解するために、青少年健全育成団体の事業を通して普及啓発します。	青少年課
		全小中学校において学校保健安全計画に位置付け、薬物乱用防止教室や性感染症予防教育を警察署や各種機関と連携し実施します。	教育指導課
Ⅱ－６－(３)②	養護教諭の活用によるチーム・ティーチング	養護教諭の専門性を活用した授業を、各学校の実態に応じて年間指導計画に位置付けて実施します。	教育センター
Ⅱ－６－(３)③	相談員の資質向上の充実	スーパーバイザーに指導、助言を依頼し、教育センターや学校に配置している相談員の資質向上を図ります。	教育センター
Ⅱ－６－(３)④	学校教育相談の充実	こどもの健やかな成長と発達を支援するため、児童、生徒、保護者を対象に教育相談を行うとともに、必要に応じて関係機関と連携を図りながら支援を行います。	教育センター 教育指導課
Ⅱ－６－(３)⑤	スクールソーシャルワーカーなどの配置(再掲)	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを小中学校に配置、又は派遣し、児童生徒、保護者、教職員の心のケアや相談に対応します。	教育センター
Ⅱ－６－(３)⑥	こどもフリーダイヤル	18歳未満のこどもからの悩みや困りごとの相談に応じます。	こども支援課
Ⅱ－６－(３)⑦	デートDV防止の啓発	パネル展示や冊子・パンフレットの配布、出前講座の開催などを通じ、中学生などに啓発活動を行います。	市民相談課

(4)犯罪被害、事故、災害からこどもを守る環境整備

犯罪や事故、災害からこどもを守るために、防災に対する意識啓発や防災訓練・防犯パトロールなどを実施します。

番号	施策名	施策内容	担当課
Ⅱ－６－(４)①	防災訓練の実施	災害時に迅速な対応ができるよう、小中学校、幼稚園、保育所、学童保育室、児童館などで定期的に防災訓練を実施します。	保育幼稚園課 青少年課 教育指導課
Ⅱ－６－(４)②	地域防犯パトロール	警察や狭山地方防犯協会、地域防犯ネットワーク(APOC)、学校関係者などと連携し、地域における防犯パトロールを行います。	交通防犯課
Ⅱ－６－(４)③	防犯設備の整備	道路などに、防犯灯・防犯カメラを設置します。	交通防犯課

◇◇第5章 ライフステージに応じた施策の展開◇◇

番号	施策名	施策内容	担当課
Ⅱ－６－(４)④	防犯に関する啓発	防犯対策に関する広報を適時行うとともに、全国地域安全運動期間や年末年始特別警戒期間などの機会を捉え、意識啓発を行います。	交通防犯課
Ⅱ－６－(４)⑤	防犯教室の実施	警察などの関係諸機関と連携し、学校、幼稚園における防犯教育を行います。	交通防犯課
Ⅱ－６－(４)⑥	こども 110 番の家の推進	こども 110 番の家の設置を継続し、こどもが犯罪に巻き込まれないよう緊急避難場所を確保するとともに、地域の安全・防犯意識を高めます。	社会教育課
Ⅱ－６－(４)⑦	防災意識の高揚	災害時に自分の身は自分で守れる児童生徒を育成するとともに、災害に備える防災意識を高めます。また、防災マニュアルを基本に、さやまっ子緊急メールや緊急連絡用掲示板などを活用し、万が一の災害に備えます。	教育センター

(5)非行・問題行動の防止

非行・問題行動の防止に向けて、保護者や地域、関係機関と連携して啓発や指導に取り組みます。

番号	施策名	施策内容	担当課
Ⅱ－６－(５)①	非行・問題行動の防止対策の推進	非行・問題行動の発生の防止に向けて、保護者、地域、関係機関などと連携して、啓発活動に引き続き取り組むとともに、必要な指導などを行います。学校の長期休業期間などに、保護者、地域、関係機関などと連携して、防犯パトロールを行うなどして、非行・問題行動の発生の防止に取り組みます。	教育指導課 教育センター
Ⅱ－６－(５)②	有害環境の排除対策の推進	児童生徒を取り巻く社会環境の浄化に向けて、関係機関が連携して、啓発や指導などの充実を図り、引き続き児童生徒の非行や犯罪の防止に取り組みます。	教育指導課 教育センター
Ⅱ－６－(５)③	相談・指導体制の充実	生徒や保護者からの相談に応じて必要な指導を行うため、各中学校に配置しているさやまっ子相談員、さやまっ子相談支援員及びスクールカウンセラーによる相談・指導の体制を充実します。	教育センター

7. こども・若者、子育てにやさしい社会づくりの推進(重点的取組)

(1) こどもまんなか社会の気運醸成

「こどもまんなか社会」の実現に向けて、関係機関と連携し、さまざまな機会を捉えて情報発信を行い、気運の醸成を図ります。

番号	施策名	施策内容	担当課
Ⅱ－７－(１)①	こどもまんなか月間における情報発信	こどもや子育てにやさしい社会の気運づくりのため、こども家庭庁が定める「こどもまんなか月間」の機会を捉え、こどもに関するイベントやこどもまんなかアクションの事例などを発信します。	こども政策課
Ⅱ－７－(１)②	こどもまんなか応援サポーターの参加促進	「こどもまんなか宣言」を行うとともに、「こどもまんなか応援サポーター」の普及啓発を図り、取組への参加を促します。	こども政策課

(2) DXの推進

子育て情報の発信や行政手続きについて、公式ホームページやSNS、地域ポータルサイト、子育てアプリの提供などを活用することで、利便性の向上を図ります。

番号	施策名	施策内容	担当課
Ⅱ－７－(２)①	子育てに関する地域ポータルサイトの活用	地域に密着した子育て支援に関する行政情報、民間情報、市民情報を双方向で総合的に取り扱うサイトにより、情報(ベビー用品のリサイクル、子育てイベントなど)を介した子育てに関する市民交流を推進します。	こども支援課
Ⅱ－７－(２)②	子育て情報の提供	公式ホームページやSNS、地域ポータルサイトなどさまざまな手段で、子育てサービスに関する情報を分かりやすく提供します。	こども政策課 こども支援課
Ⅱ－７－(２)③	子育てアプリの提供と運用	こどもの健康データ管理や出産・育児に役立つ情報を配信する機能を備えたアプリを提供します。	保健センター
Ⅱ－７－(２)④	行政手続きのオンライン化の推進	電子申請システムなどを活用し、オンラインで可能な行政手続きを拡充することで、子育て家庭の負担軽減や利便性向上を図ります。	行政経営課

(3)子育てにやさしい住環境の整備

子育て家庭が良好な住宅を確保できるよう母子世帯などへの市営住宅の優先入居や公的賃貸借住宅に関する情報提供を行うとともに、公共施設のバリアフリー化を推進します。

番号	施策名	施策内容	担当課
Ⅱ－７－(３)①	市営住宅の母子世帯などの優先入居制度	市営住宅の入居募集(登録制)において、母子世帯、多子世帯などを優先入居できる制度を実施します。	市街地整備課
Ⅱ－７－(３)②	住宅に関する情報の提供	市営住宅やUR都市機構住宅、特定優良賃貸住宅などの募集案内の情報提供を支援します。	市街地整備課
Ⅱ－７－(３)③	赤ちゃんの駅の設定	乳幼児を持つ親子が安心して外出できる環境整備と子育てにやさしいまちづくりを推進するため、外出時に授乳やオムツ替えができる「赤ちゃんの駅」を、公共施設を中心に設置します。	こども支援課
Ⅱ－７－(３)④	建築物のバリアフリー化	「バリアフリー法」や「埼玉県バリアフリー条例」、「埼玉県福祉のまちづくり条例」に基づき、建築物を審査します。	建築審査課
Ⅱ－７－(３)⑤	公共施設のバリアフリー化と子育て設備の設置推進	「バリアフリー法」などに基づき、公園や公共施設のバリアフリー化や公共施設においてベビーベッドやベビーチェア、授乳室の設置など子育て家庭に配慮した整備を推進します。	こども政策課
Ⅱ－７－(３)⑥	思いやり駐車場の利用促進	障害のある方や妊娠７か月から産後１年までの妊産婦に、公共施設や商業施設の優先駐車区画などが利用できる埼玉県の思いやり駐車場制度に基づく「利用者証」を交付します。	保健センター 障がい者福祉課



(4)交通安全対策及び防犯対策の推進

地域で安全に安心して暮らすことができるよう、交通安全に関する意識啓発や道路交通環境の整備、関係機関と連携した防犯パトロールなど実施します。

番号	施策名	施策内容	担当課
Ⅱ－７－(４)①	交通安全教育の実施	こどもや子育てを行う親などを対象に、交通安全ルールの理解を深めることにより、重大な交通事故から回避するための交通安全教育を行います。 交通指導員や交通安全ボランティアのスキルアップを行います。 交通事故ゼロを目指して、狭山警察署と連携を強化し、交通安全教室を通じ児童生徒の交通安全への意識を高めます。	交通防犯課
Ⅱ－７－(４)②	交通安全に関する普及啓発	各季の交通安全運動における啓発活動の実施や小中学生を対象とした交通安全に関するポスターなどの募集により、交通安全の意識啓発を行います。	交通防犯課
Ⅱ－７－(４)③	道路交通環境の整備	交通死傷事故の割合が高い地域から、重点的に交通安全施設の整備やゾーン 30 など警察と連携した交通規制に取り組みます。また、国道や県道は、ガードレールやポラードなど必要な場所への設置について関係機関に要望します。 「バリアフリー法」に基づき、幅の広い歩道の整備など、道路のバリアフリー化を推進します。 車道や歩道の補修修繕、交通に支障をきたす草木の除草などを行います。	交通防犯課 道路整備課 道路維持課
Ⅱ－７－(４)④	防犯に関する啓発（再掲）	防犯対策に関する広報を適時行うとともに、全国地域安全運動期間や年末年始特別警戒期間などの機会を捉え、意識啓発を行います。	交通防犯課
Ⅱ－７－(４)⑤	地域防犯パトロール（再掲）	警察や狭山地方防犯協会、地域防犯ネットワーク(APOC)、学校関係者などと連携し、地域における防犯パトロールを行います。	交通防犯課
Ⅱ－７－(４)⑥	こども 110 番の家の推進（再掲）	こども 110 番の家の設置を継続し、こどもが犯罪に巻き込まれないよう緊急避難場所を確保するとともに、地域の安全・防犯意識を高めます。	社会教育課
Ⅱ－７－(４)⑦	防犯設備の整備（再掲）	道路などに、防犯灯・防犯カメラを設置します。	交通防犯課
Ⅱ－７－(４)⑧	防犯教室の実施（再掲）	警察などの関係諸機関と連携し、学校、幼稚園における防犯教育を行います。	教育指導課

第2節 ライフステージ別の施策

基本方針Ⅲ～こどもの健やかな育ちと自立に向けた切れ目のない支援～

1. 結婚・出産の希望をかなえる支援

(1) 出会いのサポート・婚活支援

結婚を希望する方に対して、出会いのサポートや婚活の支援をします。

番号	施策名	施策内容	担当課
Ⅲ-1-(1)①	出会いのサポート・婚活支援	結婚を希望する方への結婚相談やライフデザインセミナー、出会いの場の創出を目的として埼玉県が設置している「SAITAMA出会いサポートセンター」の利用を促進します。	企画課
		市内の中小企業に勤務する勤労者や市内に居住し、市外の中小企業に勤務する勤労者に対して、結婚に向けた出会いと交流の場を提供します。	産業振興課

(2) プレコンセプションケアの推進

男女を問わず、性や妊娠に関する正しい知識の普及を図り、健康管理を促すプレコンセプションケアを推進します。

番号	施策名	施策内容	担当課
Ⅲ-1-(2)①	妊婦前から開始する健康管理の推進（再掲）	健やかに安全にこどもを産み育てるための女性の身体管理に関わる子宮頸がん検診・成人歯科（歯周病）健診を実施します。	保健センター
Ⅲ-1-(2)②	不妊・不育症検査費の助成（再掲）	不妊検査・不育症検査を受けた方を対象に、その費用の一部を助成します。	保健センター
Ⅲ-1-(2)③	プレコンセプションケアに関する取組の推進	こども家庭庁による「スマート保健相談室」、「性と健康の相談センター」や埼玉県による「不妊・不育症・プレコンセプションケア」に関する相談窓口について周知するとともにさまざまな機会を捉え、健康教育など普及啓発を実施します。	保健センター

2. 子育てと子育ての支援

(1) 地域の子育て支援体制づくり

地域の人々が子育て家庭の見守りや支援をすることにより、また、地域の中で困りごとなどが気軽に相談できる場所があることで、子育ての悩みや心配事が解消され、安心感も生まれることから、多機能型サロンの支援や相談場所の設置、子育て支援サービスの担い手の育成、子育てサークルの活動などを支援します。

番号	施策名	施策内容	担当課
Ⅲ-2-(1)① (重点的取組)	基幹型保育所の相談機能の充実	市内4つの教育・保育の提供区域に基幹となる公立保育所を順次配置し、妊娠・出産・子育てに関する相談に応じます。	保育幼稚園課
Ⅲ-2-(1)②	子ども食堂の支援（再掲）	こどもに限らず地域住民が安心して集う居場所となっている子ども食堂の活動を尊重し、情報の提供を行うなど、その活動を支援します。	こども政策課 福祉政策課
Ⅲ-2-(1)③	多機能型サロンの支援及び 設立促進（再掲）	地域住民を対象とした多機能型サロンの運営支援及び設立促進に努め、地域共生社会の実現を目指します。	福祉政策課
Ⅲ-2-(1)④ (重点的取組)	利用者支援事業の充実	利用者支援事業の更なる充実を図るため、基本型・特定型・こども家庭センター型の各機関の連携を強化し体制を整備します。	こども支援課 保育幼稚園課 保健センター
Ⅲ-2-(1)⑤	子育てボランティアの養成	身近な地域における子育てのサポートや育児に悩みや不安を持つ保護者に対して気軽に相談に応じるボランティアを養成するとともに、ボランティアの活動の場をコーディネートします。 家庭教育学級、すこやか子育て講座などの場において、埼玉県家庭教育アドバイザーを活用します。	こども支援課 社会教育課 公民館
Ⅲ-2-(1)⑥	地域子育て支援事業の充実	自治会や個人などが、地域で自主的に行う子育て広場などの子育て支援活動を支援します。	こども支援課
Ⅲ-2-(1)⑦	子育てサークルの充実	子育てサークルの立ち上げ支援のほか、必要な情報を提供するとともに、活動する場所や機会の確保、子育て支援を行うボランティアの紹介など、サークルの自主的活動を尊重しつつ、サークルの運営を支援します。 子育てサークルに対し、一定の要件を満たす場合、公民館や集会所の使用料を免除します。	こども支援課 社会教育課
Ⅲ-2-(1)⑧	乳幼児すこやか訪問事業	乳幼児健康診査の未受診児家庭を主任児童員又は保健師が訪問し、乳幼児健診を受診勧奨するとともに、必要な家庭については支援を実施します。	保健センター

(2)地域子育て支援サービスの充実

子育て家庭が、身近な地域で相談などの子育て支援サービスを利用することで、安心して子育てをすることができることから、総合子育てセンターやつどいの広場（子育てプレイス）、一時保育などの預かりサービス、親子で参加できるイベントなど、子育てに関するさまざまな支援の充実を図ります。

番号	施策名	施策内容	担当課
Ⅲ-2-(2)① (重点的取組)	利用者支援事業 (基本型・特定型・こども 家庭センター型)の推進	身近な場所で子育て支援の情報提供や相談・ 助言などを行うとともに、関係機関と連携し 妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を 実施します。また、地域子育て資源の開発など を行います。	こども支援課 保育幼稚園課 保健センター
Ⅲ-2-(2)②	総合子育て支援センターの 機能の充実	親子交流の場を運営するほか、子育て支援の 中核拠点として、子育て支援の環境整備、子 育てに関する情報提供や相談を行い、地域と の関係づくりを進めます。利用者支援事業(基 本型)として利用者への支援とともに、地域 への支援(地域連携)を進めます。	こども支援課
Ⅲ-2-(2)③	つどいの広場事業(子育てプ レイス)の充実	乳幼児を持つ親とそのこどもが気軽に集い、 相談や情報提供、各種の子育て講座などの実 施により、仲間づくりと育児不安を解消し、安 心して子育てできるよう、地域バランスに留 意しつつ、つどいの広場事業を実施します。	こども支援課
Ⅲ-2-(2)④	地域子育て支援センターの 充実	育児不安の解消やこども同士・親同士が交流 するため、保育所に通園していない地域の親 子に保育所を開放し、育児相談、遊び場の提 供、育児サークルの支援などを行います。	こども支援課
Ⅲ-2-(2)⑤	ファミリー・サポート・セ ンター事業の充実	子育ての手助けが必要な方と手助けができる 方を会員とする組織により、保育所などへの 送迎や一時預かりなど子育てについての助け 合いを行います。	こども支援課
Ⅲ-2-(2)⑥	産前・産後ヘルパー派遣 事業	育児負担の軽減を図るため、妊娠中や出産直 後の世帯にヘルパーを派遣し、育児や家事を 援助します。	こども支援課
Ⅲ-2-(2)⑦	訪問型子育て支援事業の 充実	育児経験のあるボランティアが家庭を訪問 し、母親の気持ちに寄り添いながら一緒に家 事や育児を行うことにより、育児不安の軽減 を図り地域とのつながりを促します。	こども支援課
Ⅲ-2-(2)⑧	園庭開放事業	保育所に通園していない地域の親子にも保育 所を開放し、育児相談、母親同士の交流、保 育所のこどもとの交流、保育所行事の体験を呼 びかけるなど保育所の特性を生かしながら、 地域の親子への支援を行います。 幼稚園の園庭を開放し、園児と地域のこども、 子育て家庭同士の交流を図るとともに、地域 の子育て家庭からの相談に応じるなど、幼稚 園環境を生かした地域との交流活動を行いま す。	保育幼稚園課 学務課

番号	施策名	施策内容	担当課
Ⅲ-2-(2)⑨	一時保育の充実	保護者の短時間就労、職業訓練、就学、冠婚葬祭などにより、家庭での保育が困難な場合や、保護者の育児疲れ解消のため、一時預かり事業を行います。 また、ちゃっぼ保育室では、さまざまなニーズに対応するとともに、誰でも気軽に利用できる一時預かり事業を行います。	保育幼稚園課
Ⅲ-2-(2)⑩	子育てパパママ応援事業	児童館や子育てプレイスにおいて子育て家庭の乳幼児をボランティアなどとの協働により一時的に預かる間、保護者にプラネタリウム鑑賞、工芸製作事業や子育て講習会参加の機会を提供することで、保護者の気分転換や精神的負担の軽減及び子育て不安の解消を図ります。	こども支援課 青少年課
Ⅲ-2-(2)⑪	公立幼稚園における3年保育の実施と預かり保育の拡充	少子化や子育て不安の増大が進む中、こどもたちの成長や子育て支援の観点で必要性が高まっていることから、3年保育を実施します。 また、在園児の保護者の就労やリフレッシュなどに対応するため、教育時間後に加え、長期休業期間中（夏季・冬季・春季）も預かり保育を実施します。	学務課



(3)子育て支援のネットワークの充実

市民、民間団体、大学、行政などが連携し、子育てに関するさまざまなサービスや情報が子育て家庭に対して効果的、効率的に提供されるよう、子育て家庭の身近な場所に拠点を設置し相談や交流ができ、関係機関への連携につながるネットワークを推進していきます。

番号	施策名	施策内容	担当課
Ⅲ-2-(3)①	子育て支援に関するネットワークの充実	必要な情報やサービスが必要な人に届くよう、行政、市民ボランティア、民間事業者などが連携し、人、情報、サービスが一体となった子育て支援ネットワークを促進します。 さやま子育て支援ネットワークの充実のため、引き続き社会教育の立場から支援していきます。	こども支援課 社会教育課 公民館
Ⅲ-2-(3)②	子育てに関する地域ポータルサイトの活用（再掲）	地域に密着した子育て支援に関する行政情報、民間情報、市民情報を双方向で総合的に取り扱うサイトにより、情報（ベビー用品のリサイクル、子育てイベントなど）を介した子育てに関する市民交流を推進します。	こども支援課
Ⅲ-2-(3)③	子育て情報の提供（再掲）	公式ホームページやSNS、地域ポータルサイトなどさまざまな手段で、子育てサービスに関する情報を分かりやすく提供します。	こども政策課 こども支援課



3. こどもの自立と健全育成の推進

(1) 次代を担うこどもの健全育成の充実

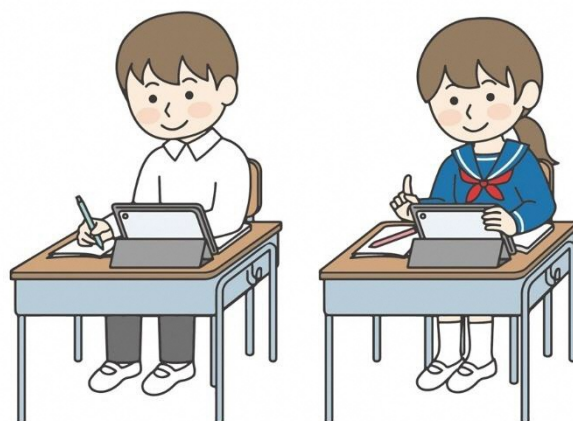
幼少期にさまざまな遊びや体験を経験することは、こどもの人間性を豊かにし、健やかな成長につながることから、地域と関わりあえる学習の場の提供や男女が協力して家庭を築いていくことの大切さなどの意識啓発を行います。

番号	施策名	施策内容	担当課
Ⅲ-3-(1)①	地域共生社会に向けた福祉教育の促進（再掲）	地域共生社会に向けて、こどもがさまざまな体験ができるよう、福祉教育を一層促進します。	福祉政策課
Ⅲ-3-(1)②	中高生の活動拠点の整備（再掲）	中学生、高校生などの自主的活動を促進するための活動拠点を整備します。	青少年課
Ⅲ-3-(1)③	児童館事業の充実（再掲）	児童が気軽に利用できる環境を整備するとともに、魅力ある事業を企画・実施します。事業の企画にあたっては、こどもの参画を推進します。	青少年課
Ⅲ-3-(1)④	乳幼児とのふれあい事業の充実（再掲）	中学生、高校生などに対し、こどもを産み育てることの意義の理解を促進するため、乳幼児とふれあう機会を提供します。	青少年課 保育幼稚園課
Ⅲ-3-(1)⑤	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施	全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、就労要件を問わずに0歳6か月～2歳の未就園児を対象に、保育所などで「こども誰でも通園制度」を実施します。	保育幼稚園課
Ⅲ-3-(1)⑥	男女共同参画情報コーナーの情報提供	男女共同参画情報コーナーにおいて、男女共同参画に関する取組などの情報を提供します。	市民相談課
Ⅲ-3-(1)⑦	男女が協力し、家庭を築くための意識啓発	男女が協力して家庭を築いていくことができるよう意識啓発を行います。 家庭教育学級などを通して、父親母親が協力した家庭づくりについて、意識啓発を行います。 家庭科授業において、家庭のあり方について学ぶなど、男女が協力して家庭を築くこと、こどもを産み育てることの大切さを認識できる学習を実施します。 教員を対象に人権教育の視点から研修を行います。	市民相談課 社会教育課 教育指導課
Ⅲ-3-(1)⑧	こどもエコクラブへの参加促進	小中学生の環境への関心と理解を深め、環境保全活動への自主的参加を促すため、こどもエコクラブ事業の市事務局として、参加を呼びかけるとともに、情報提供や登録受付を行います。	環境課
Ⅲ-3-(1)⑨	地域で活動できる人材の育成（再掲）	狭山市子ども会育成会連絡協議会（市子連）と連携し、地域でリーダー的な活動ができる人材の育成に取り組みます。	社会教育課

◇◇第5章 ライフステージに応じた施策の展開◇◇

番号	施策名	施策内容	担当課
Ⅲ-3-(1)⑩	地域子ども教室事業の推進 (再掲)	国の方針に基づき、学童保育室と定期的な打合せを行うなどの連携を図り、全ての児童が放課後などを安全・安心に過ごし、多様な体験・活動が行えるよう学校施設の有効利用を図りながら整備します。 既設教室の支援を継続しつつ、放課後教室の未設置小学校区へ開室実施に向けて計画的な整備を推進し、全小学校区に設置します。 事業運営に携わる関係者の資質向上を図りつつ、新たな事業協力者の確保に取り組みます。	社会教育課
Ⅲ-3-(1)⑪	学校開放事業の充実 (再掲)	学校の教育活動に支障のない範囲で、スポーツ・レクリエーション団体に地域の身近な活動の場として、学校体育館を提供します。	スポーツ振興課
Ⅲ-3-(1)⑫	こどもの遊び場（公園）の整備・改修（再掲）	こどもが安全で、安心して遊べる公園施設を提供します。	みどり公園課
Ⅲ-3-(1)⑬	世代間交流の促進	青少年健全育成団体による事業や公民館事業において、こどもがさまざまな世代の人たちと交流する機会を提供します。	公民館 青少年課
Ⅲ-3-(1)⑭	障害への理解促進 (あいサポート運動※)	障害の有無にかかわらず、地域の中で生き生きと暮らしやすい社会を目指し、「あいサポート運動」の未来の担い手を育てる事業として児童向けあいサポート学習を促進します。	障がい者福祉課

※あいサポート運動：障害のある方が困っていることなどを理解し、障害のある方に対してちょっとした手助けや配慮を実践することにより、障害のある方が暮らしやすい共生社会を作っていく運動です。



(2)生きる力を育む教育の推進

こどもがこれからの時代を生きぬくために、学んだことが社会に出てからも生かされ、その先の人生につながるよう幼児教育から中学校までの間の教育・指導を行います。また、幼児期から小学校へ、小学校から中学校へスムーズに就学、進学ができるよう保育所・幼稚園、小中学校間で情報を連携します。

番号	施策名	施策内容	担当課
Ⅲ-3-(2)①	幼児教育の充実	幼児教育について情報提供し、幼児期の成長の様子や大人の関わり方について保護者や地域住民などの理解を深めるとともに、幼・保・小の連携を進めます。 保育所と幼稚園が計画的に、日常的に相互交流を進めるなかで、互いの理解を深めて、就学前児童の育ちを支援します。 各幼稚園、保育所、認定こども園において、幼児期に必要な経験や学びを集団の中で積み重ね、就学後にもつなげる取組を行います。 こどもたちがスムーズに就学できるよう、幼稚園、保育所、認定こども園、小学校が連携して取り組みます。	保育幼稚園課 教育指導課 学務課
Ⅲ-3-(2)②	確かな学力の向上と豊かな心の育成	児童・生徒の実態を踏まえ、狭山市学力向上「茶レンジ・プラン」に取り組み、学力向上を目指します。 地域、学校の特色を生かした取組を推進します。 道徳教育・特別活動を充実させ、教員の指導力向上を図ります。	教育指導課
Ⅲ-3-(2)③	地域とともにある学校づくり	コミュニティスクール化により、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていきます。 学校運営協議会及び地域学校協働活動（SCSC）をより充実させるとともに、地域の教育財産を効果的に活用し、学校教育を充実します。	社会教育課 教育指導課
Ⅲ-3-(2)④	少人数指導の充実	児童生徒一人一人の実態に応じたきめ細かな指導を行います。少人数指導加配の配置を埼玉県教育委員会に要望します。	教育指導課
Ⅲ-3-(2)⑤	情報教育の充実	小中学校全校に整備された校務用の情報端末、児童生徒に1人1台整備された情報端末及び校内無線LAN・高速大容量通信ネットワークの活用を推進します。 タブレット端末を活用した授業づくりの推進や情報機器の整備を行い、情報活用能力の素地を培います。	教育総務課 教育センター

◇◇第5章 ライフステージに応じた施策の展開◇◇

番号	施策名	施策内容	担当課
Ⅲ-3-(2)⑥	国際理解教育の推進	外国語早期教育を推進し、英語によるコミュニケーションへの関心や意欲・態度を育成し、自らのことや我が国と郷土について積極的に発信できる素地を培います。 小中学校に語学指導助手を配置します。 児童生徒体験事業を通して国際理解教育を推進します。	教育センター
Ⅲ-3-(2)⑦	進路指導の充実	自分の将来に夢を持ち、生きる力を育て、地域・社会に貢献できる生徒を育成するため、キャリア教育を充実します。	教育指導課
Ⅲ-3-(2)⑧	狭山茶とふれあう教育の推進	小中学校の体験学習の中で、狭山茶とのふれあいとともに、地域とのふれあい、食の大切さ、郷土への愛着心を醸成します。 狭山市茶業協会などと協力し、狭山茶とふれあう機会を創出します。	教育指導課
Ⅲ-3-(2)⑨	生徒指導の充実	暴力を否定し、信頼関係に立つ生徒指導を実践し、いじめ問題と不登校の未然防止に努めます。	教育指導課
Ⅲ-3-(2)⑩	小学生学習支援事業	4年生を対象とし算数を中心とした学習指導「さやまっ子・茶レンジスクール」を外部機関の講師が行います。	教育センター
Ⅲ-3-(2)⑪	中学生学習支援事業	学校以外で学習できる機会「さやまっ子・茶レンジスクール」を設け、生徒たちの学力の定着と家庭学習の習慣化を支援します。	教育センター
Ⅲ-3-(2)⑫	子ども大学の開催	こどもの学ぶ力や生きる力の向上を目指し、また、知的好奇心を刺激する学びの機会を提供する、「子ども大学」を市内の大学や民間企業と連携し開校しています。	社会教育課
Ⅲ-3-(2)⑬	健康づくり事業	親や友人と楽しみながら体を動かせるよう、健康増進施設などの活用促進や、幼稚園・保育所などでのすこやか体操の普及・指導などに取り組みます。	健康づくり支援課
Ⅲ-3-(2)⑭	学校施設の整備・管理	児童生徒が安全で快適な教育環境のなかで学校生活を送ることができるよう、校舎などのリニューアルを推進します。	教育施設管理課

(3)家庭や地域の育てる力の向上

こどもが健やかに成長するために学校での教育以外にも、地域でさまざまな人と交流し体験することは大切であることから、学校と地域との交流を図り、スポーツや文化、環境などのさまざまな活動を通して、こどもに多様な体験の機会を提供します。

番号	施策名	施策内容	担当課
Ⅲ-3-(3)①	親支援プログラムの実施	乳幼児を持つ保護者を対象に、親として子育てに必要な知識と心構えを学び、こどもを健全に育成するために、親支援プログラム事業を行います。	こども支援課
Ⅲ-3-(3)②	家庭教育学級の充実	家庭の教育力向上に向け家庭教育支援事業を実施します。	社会教育課
Ⅲ-3-(3)③	すこやか子育て講座	全ての市立小学校において、家庭教育支援事業を実施します。	社会教育課
Ⅲ-3-(3)④	地域人材の活用の推進	こどもたちの健全育成のため、地域の人材を積極的に活用します。	社会教育課 公民館
Ⅲ-3-(3)⑤	地域における教育活動の推進	各種講座や研修・イベントを通じて、こどもの健全育成と意識啓発を行うとともに、各種の情報を提供します。	公民館 中央図書館 博物館
Ⅲ-3-(3)⑥	世代間交流の促進（再掲）	青少年健全育成団体による事業や公民館事業において、こどもがさまざまな世代の人たちと交流する機会を提供します。	公民館 青少年課
Ⅲ-3-(3)⑦	スポーツ指導者の養成	スポーツ・レクリエーション活動の普及のためにスポーツ指導者を養成します。	スポーツ振興課



4. こども・若者の未来に向けた支援

(1)若者の職業的自立・就労支援

若者が自らの居場所を得て、成長・活躍できる社会を実現するために、行政と民間が連携し職業的自立と就労支援を行います。

番号	施策名	施策内容	担当課
Ⅲ-4-(1)①	就職に関する相談支援	産業労働センターに専門的な知識を有する人員を配置し、求職者の希望や適性、段階に配慮し、就業に向けたきめ細やかな指導・助言を通じ、若年者を含めた就労に関する総合的な課題について支援します。	産業振興課
Ⅲ-4-(1)②	就職支援セミナーの開催	産業労働センターにおいて、求職者に必要な知識・技能を向上させることを目的に、必要なスキルを獲得したり、身につけたりするリスクリングなど、社会情勢を捉えた就職支援セミナーなどを開催します。	産業振興課
Ⅲ-4-(1)③	サヤマ・ジョブマーケットの開催	就職希望の高校生に市内企業の製品や技術を知る機会を提供し、市内企業と高校生のマッチングにより市内就職を支援します。	産業振興課
Ⅲ-4-(1)④	ハローワークを通じた若者への就労支援	狭山市ふるさとハローワークを通じて、求人情報の提供などの支援を行います。	産業振興課
Ⅲ-4-(1)⑤	中小企業・小規模事業者などの売上拡大や創業支援	狭山市ビジネスサポートセンターの専門相談員による伴走型のビジネスコンサルティングを通じ、売上拡大や創業を支援します。	産業振興課

(2)グローバル社会で活躍する人材育成

外国語教育や国際理解教育の推進や異文化に触れ体験できる機会を設けるなど、外国語や異文化に対する理解や興味を持つことができるよう取組を推進します。

番号	施策名	施策内容	担当課
Ⅲ-4-(2)①	国際理解教育の推進 (再掲)	外国語早期教育を推進し、英語によるコミュニケーションへの関心や意欲・態度を育成し、自らのことや我が国と郷土について積極的に発信できる素地を培います。 小中学校に語学指導助手を配置します。 児童生徒体験事業を通して国際理解教育を推進します。	教育センター
Ⅲ-4-(2)②	外国人との交流の機会の提供	姉妹友好交流都市との交流やイベントなどを通して、外国の言語や異文化に触れたり体験できる機会を提供します。	自治文化課

(3)多様な担い手による持続的な活動の推進・人材育成

地域の人材が活躍できるよう、活動の支援や人材の育成を推進します。

番号	施策名	施策内容	担当課
Ⅲ-4-(3)①	地域共生社会に向けた福祉教育の促進（再掲）	地域共生社会に向けて、こどもがさまざまな体験ができるよう、福祉教育を一層促進します。	福祉政策課
Ⅲ-4-(3)②	地域人材の活用の推進（再掲）	こどもたちの健全育成のため、地域の人材を積極的に活用します。	社会教育課 公民館
Ⅲ-4-(3)③	スポーツ指導者の養成（再掲）	スポーツ・レクリエーション活動の普及のためにスポーツ指導者を養成します。	スポーツ振興課

5. ワーク・ライフ・バランス、働き方改革の推進

(1)保育サービスの充実

少子化が進みこどもの数は減少していますが、核家族化や女性の就業率の上昇に伴う共働き世帯の増加などにより保育需要が増加しています。また、働き方も多様化し、安心してこどもを預けて働くための支援は今後も充実する必要があります。

教育・保育施設の待機児童の状況やアンケート調査を踏まえ、待機児童対策を実施します。

保育士などの研修を充実し、保育の質の向上を図ります。

保護者の多様な保育ニーズに対して、延長保育、一時保育、休日保育、病後児保育などの保育サービスを実施します。

就学後も、引き続き、保育ニーズに対応した学童保育室の充実を図ります。

◆アンケート調査

フルタイムで働く未就学児の母親（育休中も含む）の割合は 44.8%と非常に高く、同様に小学生の母親は 31.4%です。パートタイムで働く（育休中を含む）未就学児の母親が、フルタイムへの転換を希望している割合は 39.2%、同様に小学生の母親は 33.4%となり、低年齢の母親におけるフルタイムでの勤務希望の傾向があります。このことから保育を中心としてこどもを預けられる支援が継続して必要であることが分かります。

番号	施策名	施策内容	担当課
Ⅲ-5-(1)① （重点的取組）	保育所など待機児童対策（再掲）	既設保育施設内での定員調整、1号認定のこどもを対象とした教育施設の空き教室の活用、保育コンシェルジュによる提供体制に余剰のある保育施設へのマッチングなどにより対応するとともに、必要に応じて地域型保育事業所の整備を図ります。	保育幼稚園課
Ⅲ-5-(1)② （重点的取組）	学童保育室の待機児童対策	学校の余裕教室の活用、学校敷地内への学童保育室の設置や民間学童保育室の誘致により、待機児童の解消を図ります。	青少年課
Ⅲ-5-(1)③	保育所における安全対策	保育所における安全を確保するための必要な設備の整備、保護者に対する防犯などの情報を提供します。また、緊急時や災害時には配信メールを利用し、情報を周知します。	保育幼稚園課

◇◇第5章 ライフステージに応じた施策の展開◇◇

番号	施策名	施策内容	担当課
Ⅲ－５－(１)④	公立・民間保育所改修整備	老朽化している施設、設備を計画的に改修します。 当該改修のうち、空調改修、相談室や親子のフリースペースの設置など、こども・子育て支援事業債（こども・子育て支援機能強化に係る施設整備や子育て関連施設における環境改善など）のほか、国・県の支援制度の対象となるものは、これを活用し実施します。	保育幼稚園課
Ⅲ－５－(１)⑤	公立学童保育室の改修整備	児童が安全かつ快適に過ごすことができる環境改善のために、老朽化している施設や、空調・照明・トイレなどの設備を、こども・子育て事業債のほか、国・県の支援制度を活用し、計画的に改修します。	青少年課
Ⅲ－５－(１)⑥	保育コンシェルジュによる保育情報の提供	保育コンシェルジュによる保育施設の情報提供や入所相談を行います。また、広報紙、公式ホームページなどにより保育サービスに関する積極的な情報提供を行います。	保育幼稚園課
Ⅲ－５－(１)⑦	延長保育の充実	保護者の通勤時間の増加や就労形態の多様化に対応するため、延長保育を行います。	保育幼稚園課
Ⅲ－５－(１)⑧	休日保育の充実	保護者が仕事その他の理由により休日に不在となり、家庭においてこどもを保育することが困難な場合に、休日保育を行います。	保育幼稚園課
Ⅲ－５－(１)⑨	病後児保育の充実	疾病回復期にあるこどもが、その保護者の就労その他の理由により家庭における保育に支障がある場合、病後児保育を行います。	保育幼稚園課
Ⅲ－５－(１)⑩	一時保育の充実（再掲）	保護者の短時間就労、職業訓練、就学、冠婚葬祭などにより、家庭での保育が困難な場合や、保護者の育児疲れ解消のため、一時預かり事業を行います。 また、ちゃっぼ保育室では、さまざまなニーズに対応するとともに、誰でも気軽に利用できる一時預かり事業を行います。	保育幼稚園課
Ⅲ－５－(１)⑪	事業所内保育所の整備促進	事業所内保育施設の整備促進について啓発します。	産業振興課
Ⅲ－５－(１)⑫	公立幼稚園における３年保育の実施と預かり保育の拡充（再掲）	少子化や子育て不安の増大が進む中、こどもたちの成長や子育て支援の観点で必要性が高まっていることから、３年保育を実施します。 また、在園児の保護者の就労やリフレッシュなどに対応するため、教育時間後に加え、長期休業期間中（夏季・冬季・春季）も預かり保育を実施します。	学務課

(2)ワーク・ライフ・バランスの推進、働き方改革

男性、女性ともに仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のとれた働き方や仕事と子育ての両立が図れる働き方ができるよう意識啓発を行います。

企業に対し、男性、女性ともに育児休業や看護休暇をとりやすい職場づくりや事業所内保育所の整備、子育て家庭についての理解を促します。

◆アンケート調査

女性にとって、子どもを育てながら働くために重要な就労環境については、「夫が家事や育児を分担し、協力すること」が61.6%と最も多く、次いで、「子育てに配慮した労働条件・制度があり、活用できる職場環境であること」が51.2%、「子育ては女性がするものという固定的な社会通念を変えること」が35.0%となっています。これらの項目は前回の平成31年調査においても多く挙げられていましたが、「子育ては女性がするものという固定的な社会通念を変えること」の項目は、平成31年から5.0ポイント上昇しており、社会通念の変化を求める声が大きくなっています。

番号	施策名	施策内容	担当課
Ⅲ-5-(2)①	ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた啓発	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進に向けた意識啓発を行います。 男性も女性も、子育てを含む家庭生活と仕事の両立が図れるよう働き方の見直しに向けた意識啓発を行います。	市民相談課 産業振興課
Ⅲ-5-(2)②	育児休業・看護休暇に関する普及啓発	育児休業や看護休暇の取得に向け意識啓発を行います。	市民相談課 産業振興課
Ⅲ-5-(2)③	多様な働き方に関する意識啓発	多様な働き方を選択できるよう、意識啓発を行います。	市民相談課 産業振興課
Ⅲ-5-(2)④	一般事業主行動計画の普及啓発	市内の各事業所に対して、「次世代育成支援対策推進法」に基づく「一般事業主行動計画」の策定や実施について、企業訪問を通して啓発・周知します。	産業振興課
Ⅲ-5-(2)⑤	女性の再就職に向けた支援	女性の再就職支援に向けたセミナーなどを開催し、再就職を希望する方を支援します。	市民相談課 産業振興課
Ⅲ-5-(2)⑥	家庭教育における学習機会の提供	PTAや地域の方々に家庭教育に関する学習の機会を提供します。	社会教育課
Ⅲ-5-(2)⑦	事業所内保育所の整備促進（再掲）	事業所内保育施設の整備促進について啓発します。	産業振興課

(3)男女共同参画の推進・男性の子育て参画

男女が互いに認め合い、協力して家庭を築くことができるよう、意識啓発を行うとともに、男性の家事・子育てへの主体的な参画を促すために各種セミナーや子育て講座を実施します。

キャリア形成の障壁となる可能性がある女性特有の健康課題や女性に多くあらわれる症状に対する理解を促進します。

番号	施策名	施策内容	担当課
Ⅲ-5-(3)①	男女共同参画情報コーナーの情報提供（再掲）	男女共同参画情報コーナーにおいて、男女共同参画に関する取組などの情報を提供します。	市民相談課
Ⅲ-5-(3)②	男女が協力し、家庭を築くための意識啓発（再掲）	男女が協力してともに家庭を築いていくことができるよう意識啓発を行います。 家庭教育学級などを通して、父親母親が協力した家庭づくりについて、意識啓発を行います。 家庭科授業において、家庭のあり方について学ぶなど、男女が協力して家庭を築くこと、こどもを産み育てることの大切さを認識できる学習を実施します。 教員を対象に人権教育の視点から研修を行います。	市民相談課 社会教育課 教育指導課
Ⅲ-5-(3)③	父親の子育て講座などの参加促進	各子育て支援施設で、子育て支援に関する講座だけでなく、父親参加型の企画を行い日ごろから父親も利用しやすい環境づくりを進めます。	こども支援課
Ⅲ-5-(3)④	家庭教育における学習機会の提供（再掲）	PTAや地域の方々に家庭教育に関する学習の機会を提供します。	社会教育課
Ⅲ-5-(3)⑤	フェムテック・フェムケア※の理解に向けた啓発	女性が自分らしく生きられる社会を目指すため、女性特有の悩みを共有できるよう、相談・健康教育などさまざまな機会を通して、啓発を行います。	保健センター 市民相談課

※フェムテック・フェムケア：女性の健康と生活の質を向上させるための技術やそれらに特化した製品やサービス全般のことを指します。

第6章 計画の推進



1. 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、保育所、幼稚園、学校、企業・事業者などの関係機関と連携して横断的な施策や事業に取り組むとともに、地域の多様な担い手との連携や協力により推進していきます。

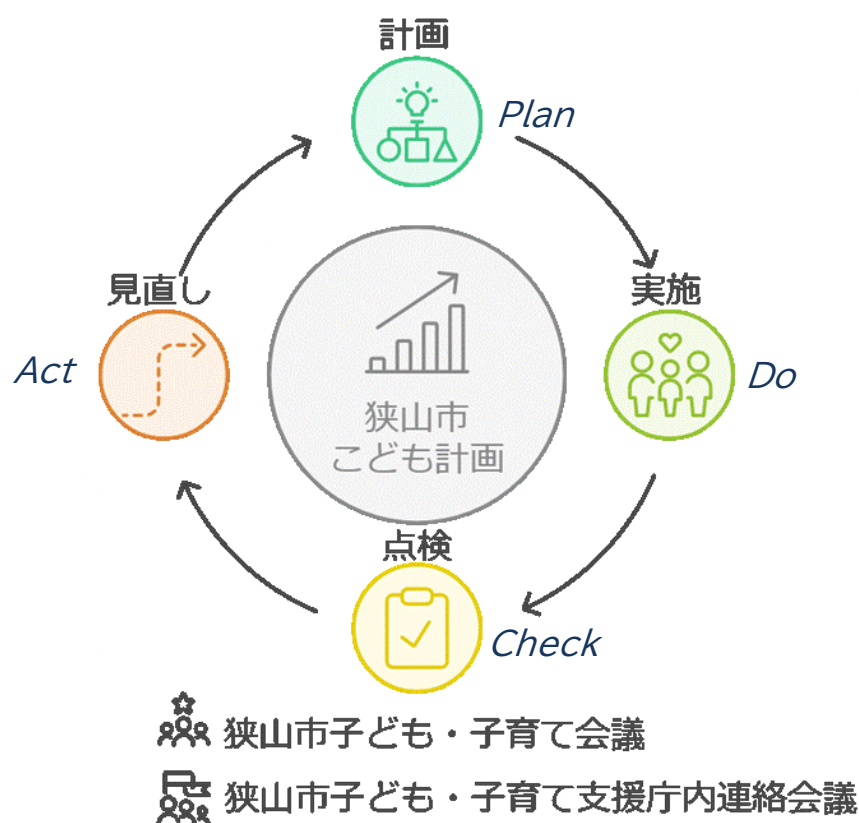
また、こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、さまざまな場面で意見を聴取することを通じ、こどもや若者、子育て当事者とともに本計画を進めていくよう努めます。

2. 計画の進行管理

本計画に位置付けた施策や事業の進捗状況は、PDCAサイクルに基づいて把握し管理します。

また、施策や事業の進捗状況の点検・確認は、「狭山市子ども・子育て支援庁内連絡会議」及び「狭山市子ども・子育て会議」において行い、公式ホームページで公表します。

さらに、国・県の動向、こどもを取り巻く社会情勢の変化や新たな課題などに柔軟に対応するため、必要に応じ、狭山市子ども・子育て会議などの意見を踏まえ、本計画の見直しを行っていきます。





1. 狭山市子ども・子育て会議条例

(平成25年9月30日 条例第27号)

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、狭山市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(組織)

第2条 子ども・子育て会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 法第6条第2項に規定する保護者

(2) 事業主を代表する者

(3) 労働者を代表する者

(4) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援（以下「子ども・子育て支援」という。）に関する事業に従事する者

(5) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 子ども・子育て会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子ども・子育て会議の会議（以下単に「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、市長が別に定める部局において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表賞じゆつ金等審査委員会委員の項の次に次のように加える。

子ども・子育て会議委員	日額 7,200
-------------	----------

附 則（令和5年6月23日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

2. 狭山市子ども・子育て会議委員名簿

令和7年3月現在(敬称略・50音順)

	氏 名	区 分	役 職
1	大 賀 明 子	学識経験を有する者	
2	粕 谷 充 史	事業主を代表する者	
3	後 藤 良 三	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	
4	紫 竹 理枝子	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	
5	澁 谷 一 美	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	
6	長 尾 篤 史	保護者	
7	西 本 桜 子	保護者	
8	野 口 徹	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	
9	野 村 和	学識経験を有する者	会 長
10	橋 本 正 之	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	
11	濱 田 律 子	保護者	
12	宮 野 ふさ子	事業主を代表する者	
13	安 田 恭 子	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	
14	安 永 康 枝	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	副会長
15	山 下 健 次	労働者を代表する者	

3. 策定経過

日 程	内 容
令和6年2月9日 から2月29日	狭山市こども計画策定のためのアンケート調査 1 子育てニーズ調査 狭山市内在住の未就学児保護者（配布数1,000件、回収数586件） 狭山市内在住の小学生保護者（配布数1,000件、回収数639件） 2 生活状況調査 狭山市内在住の中学生（配布数500件、回収数273件） 狭山市内在住の中学生保護者（配布数500件、回収数325件）
令和6年7月30日	令和6年度第1回狭山市子ども・子育て支援庁内連絡会議 1 本市の現況（令和6年度版）について 2 地域子ども・子育て支援事業の取組状況について 3 アンケート調査結果について 4 狭山市こども計画策定方針案・体系案・骨子案について
令和6年8月6日	令和6年度第1回狭山市子ども・子育て会議 1 本市の現況（令和6年度版）について 2 地域子ども・子育て支援事業の取組状況について 3 アンケート調査結果について 4 狭山市こども計画策定方針案・体系案・骨子案について
令和6年8月29日 から10月25日	こども・若者からのWEBアンケート調査 狭山市内在住の小学生・中学生、高校生世代 回答数1,271件 狭山市内在住又は在学の大学生・若者（20歳代まで） 回答数328件
令和6年11月26日	令和6年度第2回狭山市子ども・子育て支援庁内連絡会議 1 狭山市こども計画素案について
令和6年12月12日	令和6年度第3回狭山市子ども・子育て支援庁内連絡会議 1 狭山市こども計画素案について
令和6年12月17日	令和6年度第2回狭山市子ども・子育て会議 1 狭山市こども計画素案について
令和7年2月1日 から2月28日	狭山市こども計画策定に係るパブリックコメントの実施
令和7年3月21日	令和6年度第3回狭山市子ども・子育て会議 1 狭山市こども計画案について

狭山市こども計画

令和7年3月発行

発行 狭山市 編集 狭山市こども支援部 こども政策課

〒350-1380 埼玉県狭山市入間川1丁目23番5号

TEL 04-2953-1111（代表） FAX 04-2954-6262





狭山市 七夕の妖精

おりひい